



## 2-1. 建築物



## 1 基本的な考え方

高齢者、障がい者等をはじめ、すべての人が安全で快適に利用できるよう建築物を整備することが重要です。

建築物を新設、改修する際は、移動や利用に困難を抱える人の利用特性に配慮し、次の項目などに組み込み、安全で円滑に利用できる建築物となるよう整備します。

- ①道路等から利用居室まで安全に移動できる経路の確保
- ②施設や設備を利用する際の適切な空間や寸法の確保
- ③わかりやすく連続した案内・誘導の設置

また、既存建築物の改修においても、基本的には新設と同様にバリアフリー性能が達成されることが求められますが、物理的あるいは空間上の制約などから、やむを得ずバリアフリー整備ができない場合は、事前に管理運営や利用者ニーズを把握し、人的なサポートによる運営体制や提供できる利用者への個別サービスなど、ハード・ソフト両面にわたるバリアフリー計画を検討する必要があります。

さらに、整備対象項目となっている施設や設備の改良を行う場合にも、本マニュアルを参考に誰もが利用しやすい施設の維持、管理に努めてください。

## 2 バリアフリー化推進の方向性（福岡市バリアフリー基本計画）

- (1) 建築物の新設や改修を行う際に、整備基準に適合させることにより、バリアフリー化を進めていきます。
- (2) 新設や改修以外の場合、既存建築物に係るバリアフリー化のための現状改善については官民ともに資金面や空間的・物理的な制約等により、すべての整備基準についての適合を図ることは困難な状況です。
- (3) 重点整備地区内の生活関連施設のうち、福岡市が所有する施設について、施設設置管理者の意見や施設の実態調査等も踏まえ、バリアフリー化のための現状改善の方向性を検討していきます。

## 3 対象施設（施行規則第2条）

病院、劇場、集会場、展示場、物品販売業を営む店舗、飲食店、共同住宅など、多数の人が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する建築物です。

倉庫や個人住宅などは対象施設ではありません。

## 4 特定施設（施行規則第6条）

対象施設とほぼ同じで、2,000㎡未満の事務所、工場、共同住宅等以外は特定施設です。

## 5 整備基準等の適用について

- (1) 対象施設の建築物を新設又は改修する場合は、整備基準に適合させなければなりません。  
(条例第26条第1項)  
改修とは、増築、改築、大規模の修繕(建築基準法第2条第14号の規定による建築物の主要構造部の1種以上について行う過半の修繕)及び模様替(同法第2条第15号の規定による建築物の主要構造部の1種以上について行う過半の模様替)並びに対象施設の全部又は一部を別区分の対象施設(区分についてはP14「対象施設一覧表」参照)とする用途の変更です。
- (2) 整備基準により確保される水準よりも高度な水準で対象施設を安全で快適に利用できるよ  
うに整備を行う場合は、誘導基準を適用します。
- (3) 市有施設などの公共施設は、可能な限り誘導基準を適用して整備するよう努めます。
- (4) バリアフリー法第2条第17号に定める特別特定建築物で、政令で定める規模(床面積の合計  
2,000㎡(公衆便所にあつては50㎡))以上の建築をしようとするときは、移動等円滑化のために  
必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する政令で定める基準(以下「建築物移動等円滑化  
基準」という。)に適合させなければなりません。
- (5) また、上記(4)により適合させた特別特定建築物は、建築物移動等円滑化基準に適合するよう維  
持しなければなりません。
- (6) 建築物の整備にあたっては、当施設整備マニュアルによる他、「高齢者、障害者等の円滑な移動  
等に配慮した建築設計標準」(国土交通省)を参照してください。

## 6 整備基準の適用除外(条例第26条第2項)

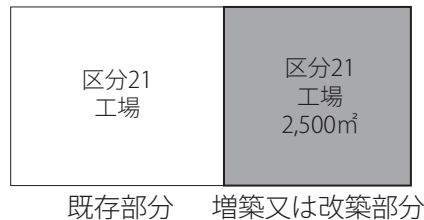
- (1) 整備基準に適合している場合と同等以上に高齢者、障がい者等が安全かつ円滑に利用できる  
場合や、当該対象施設を整備基準に適合させることが困難な場合であると市長が認める場合。
- (2) ただし、上記(1)に該当する場合にあつても、本基準に適合した整備が可能な項目については適  
用し、基準を満足できない項目についても可能な限り整備基準の趣旨を踏まえた措置を講ずる  
よう努めるものとします。
- (3) なお、整備基準の適用を除外する場合は、その理由等を文書により明確にします。

## 7 事前協議又は通知の対象となる行為

(1) 特定施設の建築物を新設又は改修する場合は、事前協議又は通知の対象となります。

[増築, 改築, 大規模の修繕及び模様替えの場合]

- ① 事務所, 工場, 共同住宅等にあつては, 対象となる行為の用途に供する部分の床面積が2,000㎡以上の場合に事前協議又は通知が必要です。



対象となるのは、増築又は改築等を行う部分が2,000㎡以上の場合（既存部分との合計面積ではありません）

[複合施設の場合の例]

- ① 「対象施設一覧表 1. 建築物」の区分1～19で構成する複合施設

- ・用途に供する部分の面積(用途面積)に係わらず, すべての施設が事前協議の対象です。



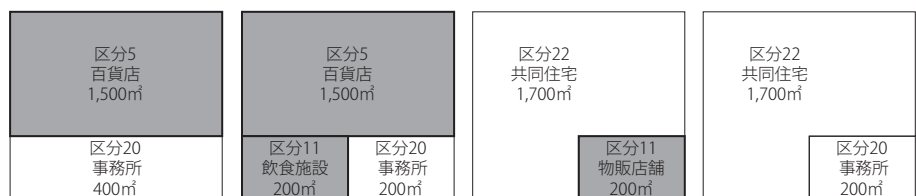
[凡例]

■ 事前協議が必要な部分

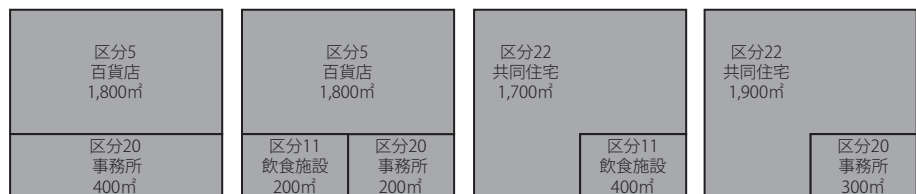
□ 事前協議が不要な部分

- ② 「対象施設一覧表 1. 建築物」の区分20～22(事務所, 工場, 共同住宅)を含む複合施設

- ・用途に供する部分の床面積の合計が2,000㎡未満の場合は, 区分1～19の部分は事前協議の対象となりますが, 区分20～22は対象外です。



- ・用途に供する部分の床面積の合計が2,000㎡以上の場合は, 区分20～22の部分も含めてすべて事前協議の対象となります。



[用途変更の場合の例]

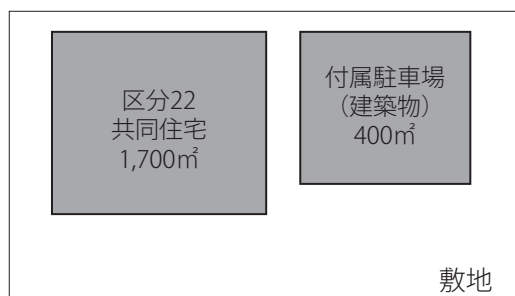
- ① 新たに特定施設に変更する場合
- ② 対象施設一覧表(P14)による別区分の特定施設に変更する場合
- ・医療施設(区分番号1)から集会施設(区分番号3)に変更

(2) 用途に供する部分の床面積の考え方

- ① 建築基準法によって算定される当該用途に供する延べ床面積のことです。容積率算定のための床面積ではありません。
- ② そのため、飲食店の厨房や従業員専用の便所、当該施設のための付属駐車場などのバックヤードの部分も含めた床面積の合計をいいます。

[共同住宅, 事務所, 工場の面積の例]

- ・ バックヤードの面積算入の考え方



同一敷地に用途不可分の関係にある建物全体の床面積が2,000㎡以上の場合

※面積に応じて整備基準の適用区分に差がある1~19の区分についても、バックヤードの面積参入の考え方は同様です。

(3) 対象とならない行為

[用途の変更の場合]

- ① 対象施設一覧表 (P14) による同区分内の特定施設に変更する場合
  - ・ 飲食店 (区分番号11) から喫茶店 (区分番号11) に変更
- ② 特定施設から特定施設外となる場合
  - ・ 飲食店から個人住宅に変更
  - ・ 物品販売業を営む店舗 (床面積2,000㎡未満) から工場に変更

## 8 整備対象部分の考え方

### (1) 整備対象部分

- ① 不特定かつ多数の人が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する公共的利用部分で、敷地内の通路や建物出入口、廊下、階段、昇降施設、便所などの共用部分の他、利用居室の出入口などが整備対象となります。
- ② 事務所、工場、共同住宅等は、その施設の就労者や居住者といった限られた特定の方の利用ですが、来客等を考慮して、前面道路から執務室及び住戸の出入口までの共用部分が整備対象となります。

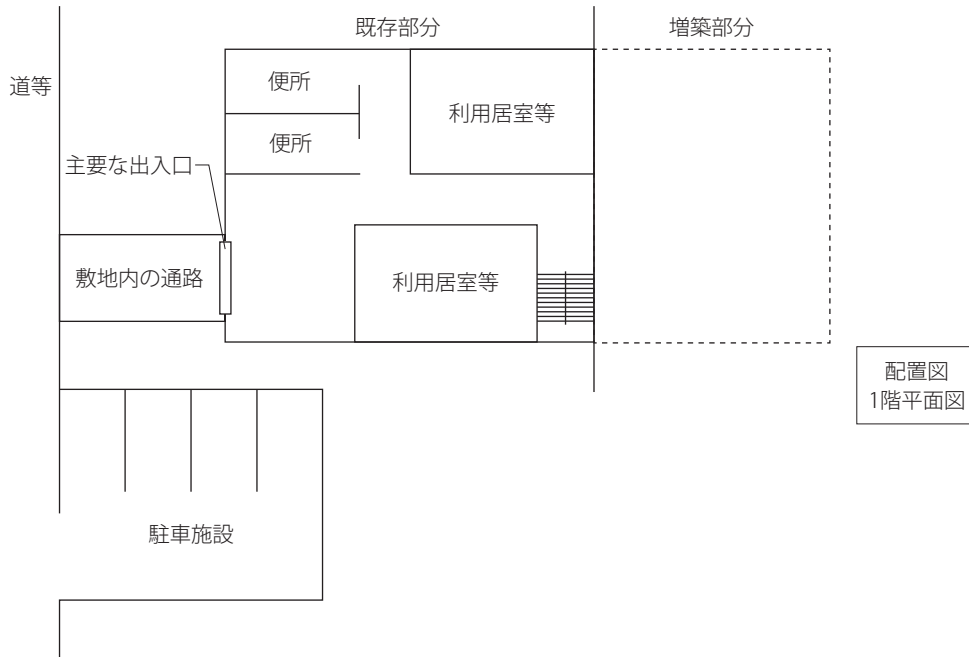
### (2) 整備対象外の部分

- ① 飲食店の厨房や従業員専用の便所などバックヤードは対象外となります。そのため、バックヤードの出入口やその室までの廊下や階段なども整備の対象外となります。
- ② 共用部分ではない、利用居室、執務室、住戸などの室内は基本的に対象外です。
- ③ 今後の高齢社会等を考慮すれば、室内においても高齢者、障がい者等が安全かつ円滑に利用できるよう配慮することが望まれます。

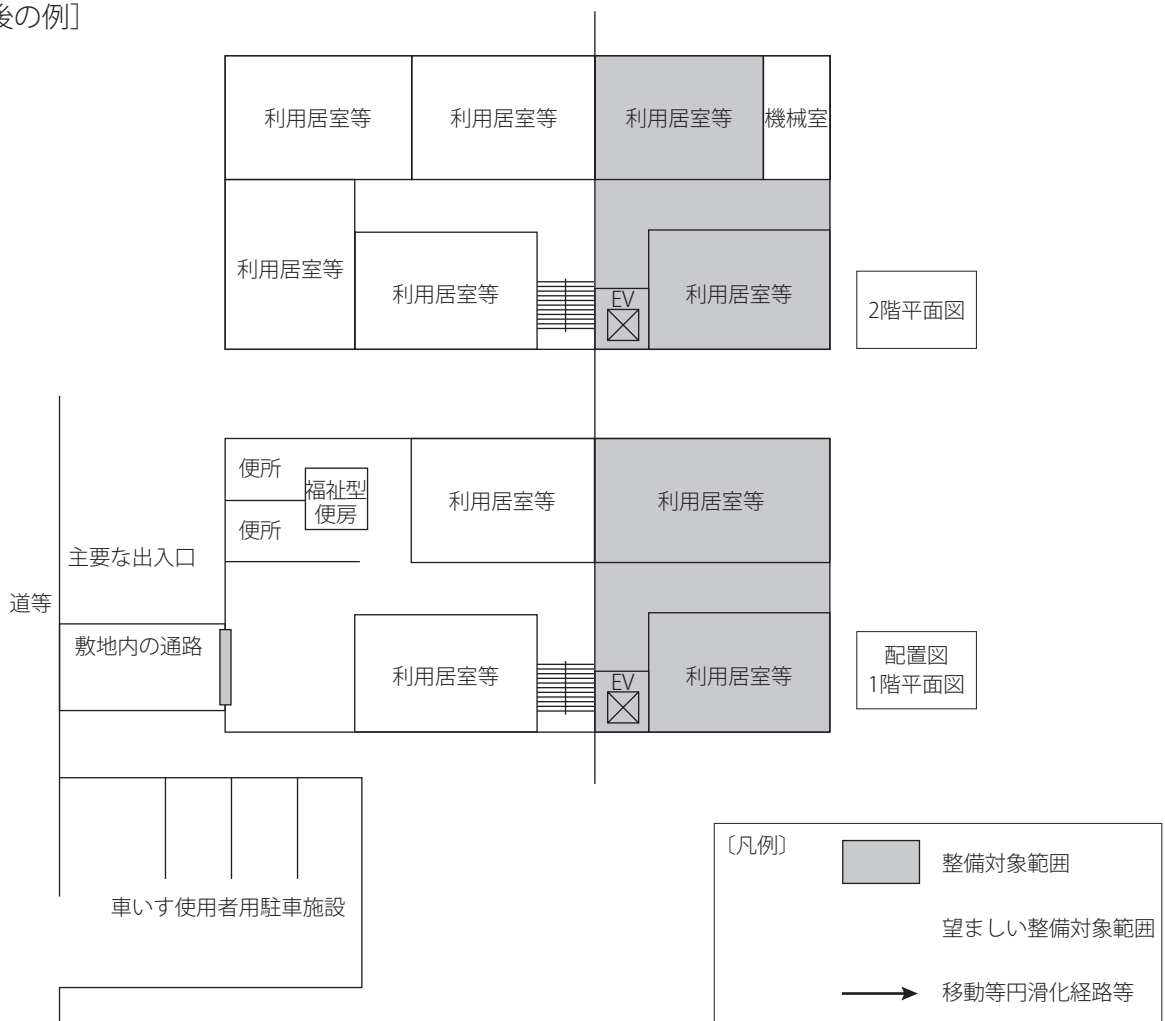
### (3) 増築の場合

- ① 増築の部分に該当する場合は、整備対象になります。
- ② 増築部分以外の既存施設は整備対象外ですが、高齢者、障がい者等の安全で快適な移動や利用に配慮し、車いす使用者用駐車場、福祉型便房の整備に努めるとともに、増築等の利用居室から、道路等、車いす使用者用駐車場、福祉型便房までの移動等円滑化経路（敷地内の通路、建物の出入口、廊下、エレベーターその他の昇降施設など）についても、整備基準等に適合させるよう努めてください。
- ③ 増築部分がバリアフリー法の特別特定建築物で、当該部分の床面積が2,000㎡以上の場合は、②の既存施設においても同法の基準に適合させる必要があります。

[増築前の例]



[増築後の例]



※移動等円滑化経路等とは、高齢者、障がい者等が円滑に利用できる経路(P48参照)  
 ※バリアフリー法において基準適合義務の対象となる特別特定建築物の場合は、既存部分の移動等円滑化経路も整備の対象となります。



## 9 面積算定の考え方

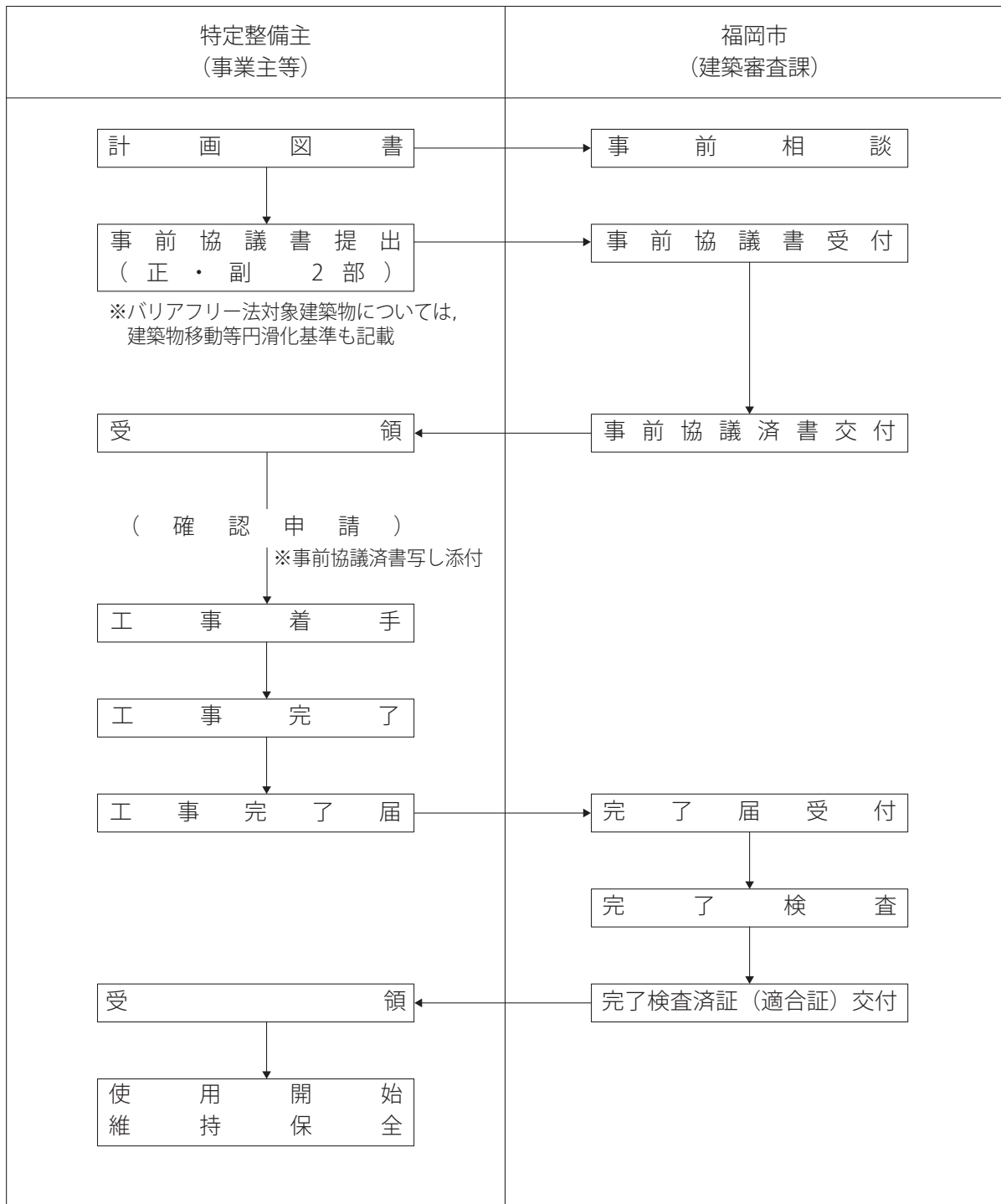
### (1) 増築の場合

- ①福祉型便房, 視覚障がい者誘導用ブロック等, エレベーター等の基準を適用する際の用途面積(バックヤード含む)の算定は既存部分も含めます。(施行規則別表第2及び備考に定める内容)
- ②それらの整備項目が, 増築, 改築等の部分に該当する場合は, 基準に適合させる必要があります。

## 10 工事中の配慮について

工事中の安全対策については, 「土木工事安全施工技術指針」, 「建設工事公衆災害防止対策要綱」などで規定されていますが, さらに『工事中の歩行者安全対策の手引き』(平成20年3月福岡市発行)によりバリアフリーに基づいた配慮や工夫を行い, 誰もが安全で安心して通行できる歩行者空間の確保に努めます。

# 11 福祉のまちづくり条例による事前協議の手続フロー

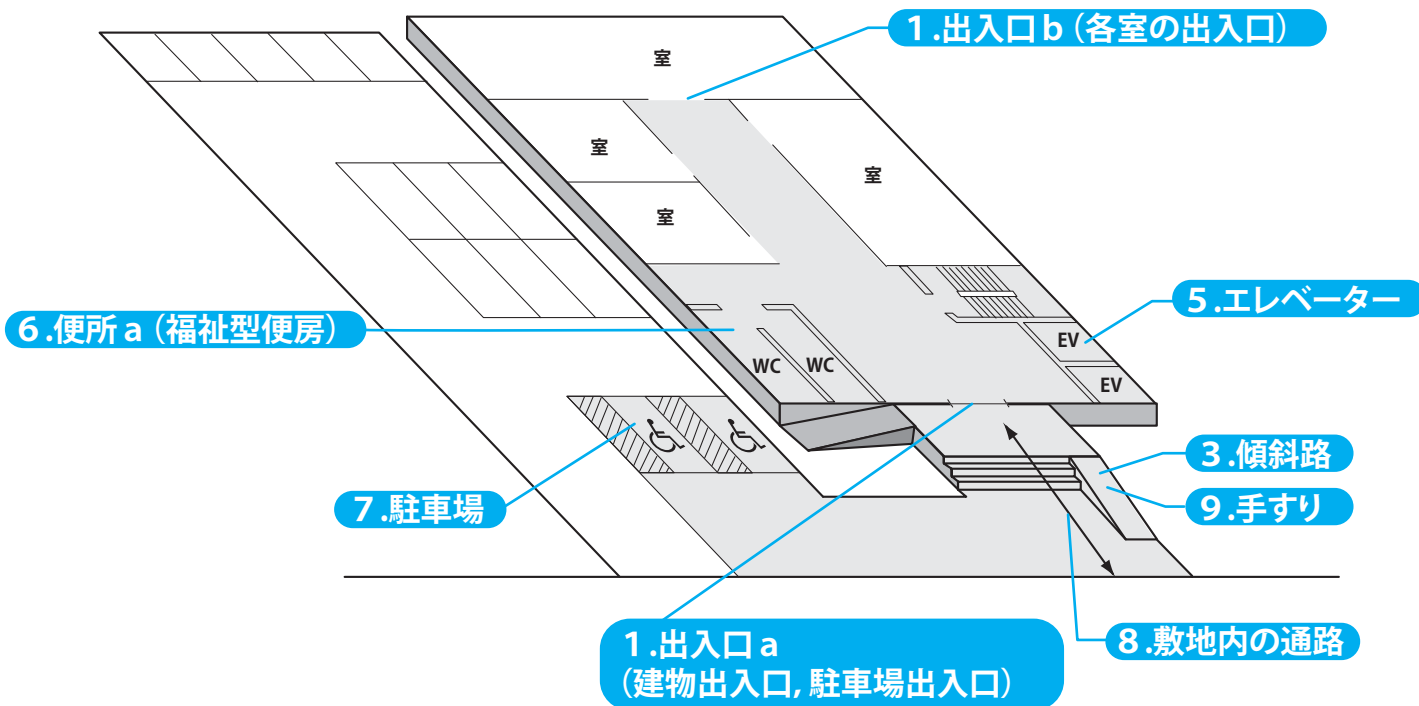
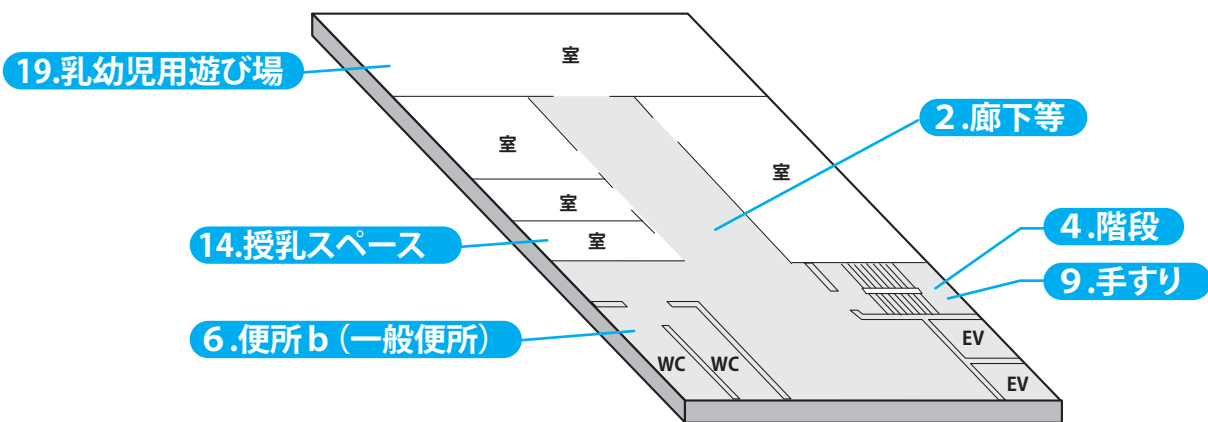


確認申請を伴う工事は確認申請予定日の14日前までに、それ以外の工事の場合は、工事着手予定日の30日前までに事前協議書を提出してください。

条例の事前協議において、バリアフリー法の特別特定建築物(2,000㎡以上)に該当する場合は、バリアフリー法も併せて協議します。

# 建築物の主な整備箇所

■：整備対象範囲



## その他

10. 視覚障がい者誘導用ブロック等

11. 客席及び舞台

12. 浴室, シャワー室及び更衣室

13. 客室

15. 標識類

16. 券売機

17. 公衆電話

18. 記載台等

20. 水飲み器

21. エスカレーター

# 適用対象一覧

(1～19は整備基準では、用途・面積に応じてこの表のように適用区分が異なります。また、20 水飲み器は誘導基準のみに定められた整備箇所です。)

建築物の区分	用途に供する部分の床面積の合計	整備箇所																					
		1	2	3	4	5	6		7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	
		出入口 a(建物出入口、駐車場出入口) b(各室の出入口)	廊下等	傾斜路	階段	エレベーター	a(福祉型便所) 福祉型便所	b(一般便所) 大型ベットの設けた便所	オストメイトのための設備を設けた便所	ベビーベッド等及びベビーカーが備えられた便所	駐車場	敷地内の通路	手すり	視覚障がい者誘導用ブロック等	客席及び舞台	浴室、シャワー室及び更衣室	客室	授乳スペース	標識類	券売機(2台以上設ける場合)	公衆電話(2台以上設ける場合)	記載台等	幼児用遊び場
1 医療施設	300㎡未満	●	●	●	●	□		●		●	●	●	●	●	●				●		●	●	●
	300㎡以上 2000㎡未満	●	●	●	●	□	●	●		●	●	●	●	●	●			●	●	●	●	●	●
	2000㎡以上 5000㎡未満	●	●	●	●	□	●	●	□	●	●	●	●	●	●		□	●	●	●	●	●	●
	5000㎡以上 10000㎡未満	●	●	●	●	□	●	●	□	●	●	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●
	10000㎡以上	●	●	●	●	□	●	●	□	●	●	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●
2 興行施設	2000㎡未満	●	●	●	●	□	●	●		●	●	●	●	●	●			●	●	●	●	●	●
	2000㎡以上 5000㎡未満	●	●	●	●	□	●	●	□	●	●	●	●	●	●		□	●	●	●	●	●	●
	5000㎡以上 10000㎡未満	●	●	●	●	□	●	●	□	●	●	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●
	10000㎡以上	●	●	●	●	□	●	●	□	●	●	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●
3 集会施設	300㎡未満	●	●	●	●	□		●		●	●	●	●	●	●			●	●	●	●	●	●
	300㎡以上 2000㎡未満	●	●	●	●	□	●	●	□	●	●	●	●	●	●			●	●	●	●	●	●
	2000㎡以上 5000㎡未満	●	●	●	●	□	●	●	□	●	●	●	●	●	●		□	●	●	●	●	●	●
	5000㎡以上 10000㎡未満	●	●	●	●	□	●	●	□	●	●	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●
	10000㎡以上	●	●	●	●	□	●	●	□	●	●	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●
4 展示場	2000㎡未満	●	●	●	●	□	●	●		●	●	●	●	●	●			●	●	●	●	●	●
	2000㎡以上 5000㎡未満	●	●	●	●	□	●	●	□	●	●	●	●	●	●		□	●	●	●	●	●	●
	5000㎡以上 10000㎡未満	●	●	●	●	□	●	●	□	●	●	●	●	●	●		□	●	●	●	●	●	●
	10000㎡以上	●	●	●	●	□	●	●	□	●	●	●	●	●	●		□	●	●	●	●	●	●
	5 物品販売施設	500㎡未満	●	●	●	●	□		●		●	●	●	●	●	●			●	●	●	●	●
500㎡以上 2000㎡未満		●	●	●	●	□	●	●	□	●	●	●	●	●	●			●	●	●	●	●	●
2000㎡以上 5000㎡未満		●	●	●	●	□	●	●	□	●	●	●	●	●	●		□	●	●	●	●	●	●
5000㎡以上 10000㎡未満		●	●	●	●	□	●	●	□	●	●	●	●	●	●		□	●	●	●	●	●	●
10000㎡以上		●	●	●	●	□	●	●	□	●	●	●	●	●	●		□	●	●	●	●	●	●
6 宿泊施設	300㎡未満	●	●	●	●	□		●		●	●	●	●	●	●			●	●	●	●	●	●
	300㎡以上 2000㎡未満	●	●	●	●	□	●	●	□	●	●	●	●	●	●			●	●	●	●	●	●
	2000㎡以上 5000㎡未満	●	●	●	●	□	●	●	□	●	●	●	●	●	●		□	●	●	●	●	●	●
	5000㎡以上 10000㎡未満	●	●	●	●	□	●	●	□	●	●	●	●	●	●		□	●	●	●	●	●	●
	10000㎡以上	●	●	●	●	□	●	●	□	●	●	●	●	●	●		□	●	●	●	●	●	●
7 社会福祉施設	2000㎡未満	●	●	●	●	□	●	●		●	●	●	●	●	●			●	●	●	●	●	●
	2000㎡以上 5000㎡未満	●	●	●	●	□	●	●	□	●	●	●	●	●	●		□	●	●	●	●	●	●
	5000㎡以上 10000㎡未満	●	●	●	●	□	●	●	□	●	●	●	●	●	●		□	●	●	●	●	●	●
	10000㎡以上	●	●	●	●	□	●	●	□	●	●	●	●	●	●		□	●	●	●	●	●	●
	8 スポーツ遊技施設	500㎡未満	●	●	●	●	□		●		●	●	●	●	●	●			●	●	●	●	●
500㎡以上 2000㎡未満		●	●	●	●	□	●	●	□	●	●	●	●	●	●			●	●	●	●	●	●
2000㎡以上 5000㎡未満		●	●	●	●	□	●	●	□	●	●	●	●	●	●		□	●	●	●	●	●	●
5000㎡以上 10000㎡未満		●	●	●	●	□	●	●	□	●	●	●	●	●	●		□	●	●	●	●	●	●
10000㎡以上		●	●	●	●	□	●	●	□	●	●	●	●	●	●		□	●	●	●	●	●	●
9 教育文化施設	2000㎡未満	●	●	●	●	□		●		●	●	●	●	●	●			●	●	●	●	●	●
	2000㎡以上 5000㎡未満	●	●	●	●	□	●	●	□	●	●	●	●	●	●		□	●	●	●	●	●	●
	5000㎡以上 10000㎡未満	●	●	●	●	□	●	●	□	●	●	●	●	●	●		□	●	●	●	●	●	●
	10000㎡以上	●	●	●	●	□	●	●	□	●	●	●	●	●	●		□	●	●	●	●	●	●
	10 公衆浴場	500㎡未満	●	●	●	●	□		●		●	●	●	●	●	●			●	●	●	●	●
500㎡以上 2000㎡未満		●	●	●	●	□	●	●	□	●	●	●	●	●	●			●	●	●	●	●	●
2000㎡以上 5000㎡未満		●	●	●	●	□	●	●	□	●	●	●	●	●	●		□	●	●	●	●	●	●
5000㎡以上 10000㎡未満		●	●	●	●	□	●	●	□	●	●	●	●	●	●		□	●	●	●	●	●	●
10000㎡以上		●	●	●	●	□	●	●	□	●	●	●	●	●	●		□	●	●	●	●	●	●
11 飲食施設	300㎡未満	●	●	●	●	□		●		●	●	●	●	●	●			●	●	●	●	●	●
	300㎡以上 2000㎡未満	●	●	●	●	□	●	●	□	●	●	●	●	●	●			●	●	●	●	●	●
	2000㎡以上 5000㎡未満	●	●	●	●	□	●	●	□	●	●	●	●	●	●		□	●	●	●	●	●	●
	5000㎡以上 10000㎡未満	●	●	●	●	□	●	●	□	●	●	●	●	●	●		□	●	●	●	●	●	●
	10000㎡以上	●	●	●	●	□	●	●	□	●	●	●	●	●	●		□	●	●	●	●	●	●

建築物の区分	用途に供する部分の床面積の合計	整備箇所																							
		1	2	3	4	5	6		7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20			
		出入口 a(建物出入口、 駐車場出入口)	出入口 b(各室の出入口)	廊下等	傾斜路	階段	エレベーター	a(福祉型便所) 福祉型便所	b(一般便所) 大型ベットの を設けた便所	オストメイトのための 設備を設けた便所	ベビーベッド等及びベビー チェアが備えられた便所	駐車場	敷地内の通路	手すり	視覚障がい者誘導用 ブロック等	客席及び舞台	浴室、シャワー室及び 更衣室	客室	授乳スペース	標識類	券売機 (2台以上設ける場合)	公衆電話 (2台以上設ける場合)	記載台等	幼児用遊び場	水飲み器
12 金融機関等の施設	300㎡未満	●	●	●	●	□		●			●	●	●	●	●	●				●	●	●	●	●	●
	300㎡以上 2000㎡未満	●	●	●	●	□	●	●			●	●	●	●	●	●				●	●	●	●	●	●
	2000㎡以上 5000㎡未満	●	●	●	●	□	●	●	□	●	●	●	●	●	●	●			□	●	●	●	●	●	●
	5000㎡以上 10000㎡未満	●	●	●	●	□	●	●	□	●	●	●	●	●	●	●			●	□	●	●	●	●	●
	10000㎡以上	●	●	●	●	□	●	●	□	●	●	●	●	●	●	●			●	□	●	●	●	●	●
13 サービス施設	300㎡未満	●	●	●	●	□		●			●	●	●	●	●	●					●	●	●	●	●
	300㎡以上 2000㎡未満	●	●	●	●	□	●	●			●	●	●	●	●	●					●	●	●	●	●
	2000㎡以上 5000㎡未満	●	●	●	●	□	●	●	□	●	●	●	●	●	●	●			□	●	●	●	●	●	●
	5000㎡以上 10000㎡未満	●	●	●	●	□	●	●	□	●	●	●	●	●	●	●			●	□	●	●	●	●	●
	10000㎡以上	●	●	●	●	□	●	●	□	●	●	●	●	●	●	●			●	□	●	●	●	●	●
14 交通機関の施設	2000㎡未満	△	△	△	△	△	△	△		△	△	△	△	△	△	△				△	△	△	△	△	△
	2000㎡以上 5000㎡未満	△	△	△	△	△	△	△		△	△	△	△	△	△	△				△	△	△	△	△	△
	5000㎡以上 10000㎡未満	△	△	△	△	△	△	△		△	△	△	△	△	△	△			●	△	△	△	△	△	△
	10000㎡以上	△	△	△	△	△	△	●	△	●	△	△	△	△	△	△			●	△	△	△	△	△	△
	15 自動車庫	1000㎡未満	●	●	●	●	□		●			●	●	●	●	●	●					●	●	●	●
1000㎡以上 2000㎡未満		●	●	●	●	□	●	●			●	●	●	●	●	●					●	●	●	●	●
2000㎡以上		●	●	●	●	□	●	●	□	●	●	●	●	●	●	●			□	●	●	●	●	●	●
16 公衆便所	50㎡未満	●			●		●			●	●	●	●	●	●									●	●
	50㎡以上	●			●		●		□	●	●	●	●	●	●				□					●	●
17 公益事業施設	300㎡未満	●	●	●	●	□		●			●	●	●	●	●	●					●	●	●	●	●
	300㎡以上 2000㎡未満	●	●	●	●	□	●	●			●	●	●	●	●	●					●	●	●	●	●
	2000㎡以上 5000㎡未満	●	●	●	●	□	●	●	□	●	●	●	●	●	●	●			□	●	●	●	●	●	●
	5000㎡以上 10000㎡未満	●	●	●	●	□	●	●	□	●	●	●	●	●	●	●			●	□	●	●	●	●	●
	10000㎡以上	●	●	●	●	□	●	●	□	●	●	●	●	●	●	●			●	□	●	●	●	●	●
18 官公庁舎	2000㎡未満	●	●	●	●	□	●	●			●	●	●	●	●	●					●	●	●	●	●
	2000㎡以上 5000㎡未満	●	●	●	●	□	●	●	□	●	●	●	●	●	●	●			□	●	●	●	●	●	●
	5000㎡以上 10000㎡未満	●	●	●	●	□	●	●	□	●	●	●	●	●	●	●			●	□	●	●	●	●	●
	10000㎡以上	●	●	●	●	□	●	●	□	●	●	●	●	●	●	●			●	□	●	●	●	●	●
	19 学校等施設		●	●	●	●	□	●	●			●	●	●	●	●				□		●	●	●	●
20 事務所	2000㎡未満	●	●	●	●	□		●			●	●	●	●	●	●					●	●	●	●	●
	2000㎡以上 5000㎡未満	●	●	●	●	□	●	●			●	●	●	●	●	●					●	●	●	●	●
	5000㎡以上	●	●	●	●	□	●	●			●	●	●	●	●	●					●	●	●	●	●
21 工場 (作業場を除いた部分)	300㎡未満	●	●	●	●	□		●			●	●	●	●	●	●					●	●	●	●	●
	300㎡以上 2000㎡未満	●	●	●	●	□	●	●			●	●	●	●	●	●					●	●	●	●	●
	2000㎡以上 5000㎡未満	●	●	●	●	□	●	●			●	●	●	●	●	●					●	●	●	●	●
	5000㎡以上	●	●	●	●	□	●	●			●	●	●	●	●	●					●	●	●	●	●
22 共同住宅等		●	●	●	●	□		●			□	●	●	●	●	●					●	●	●	●	●
		●	●	●	●	□		●			□	●	●	●	●	●					●	●	●	●	●
23 地下街等	2000㎡未満	●	●	●	●	□	●	●			●	●	●	●	●	●					●	●	●	●	●
	2000㎡以上 5000㎡未満	●	●	●	●	□	●	●			●	●	●	●	●	●					●	●	●	●	●
	5000㎡以上 10000㎡未満	●	●	●	●	□	●	●			●	●	●	●	●	●			●	□	●	●	●	●	●
	10000㎡以上	●	●	●	●	□	●	●			●	●	●	●	●	●			●	□	●	●	●	●	●
24 複合施設	複合施設は、それぞれの用途、面積によって該当する項目を適用します。																								

整備基準の整備箇所(1~19)について

- :設ける場合、もしくは該当する箇所がある場合に適用します。(ただし、5.エレベーターを除く)
- :適用の詳細は設計編[建築物]5.エレベーター 6.便所及び7.駐車場 15.標識類参照

△:「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令」の基準を適用します。

※整備の対象部分については、P41「8 整備対象部分の考え方」を参照してください。

誘導基準の整備箇所(1~20)について

基本的には全ての施設において全ての項目が対象となりますが、施設の用途や周囲の状況に応じて整備を求めている場合もあります。詳細については各項目の整備の対象を参照して下さい。

# 移動等円滑化経路の考え方

## 移動等円滑化経路の基本的な考え方

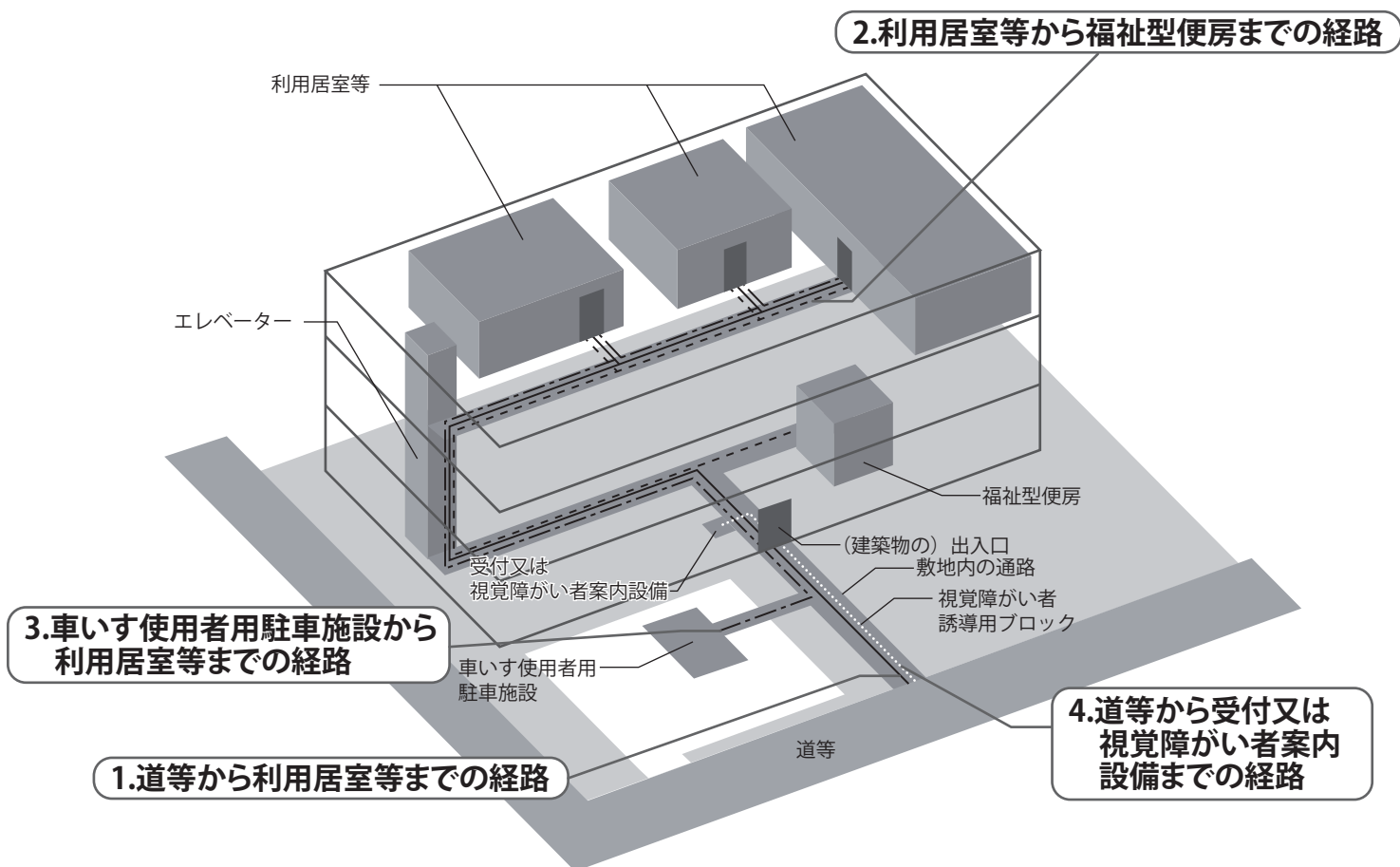
道路や敷地内の通路から不特定かつ多数の者が利用する室までは、高齢者、障がい者等をはじめ、誰もが安全で連続的に移動・利用ができるように計画する必要があります。

そこで、下図の1から3までの経路については、それぞれ1以上を段差なく通行できることができるようにした経路（移動等円滑化経路）とします。

移動等円滑化経路上に階段や段を設ける場合には傾斜路やエレベーターを整備するほか、「出入口」「廊下等」「傾斜路」「エレベーターその他の昇降機」「敷地内の通路」は、各整備項目の整備基準に適合させることが必要となります。

また、4の経路については、1以上を視覚障がい者が円滑に利用できる経路（視覚障がい者移動等円滑化経路）とします。

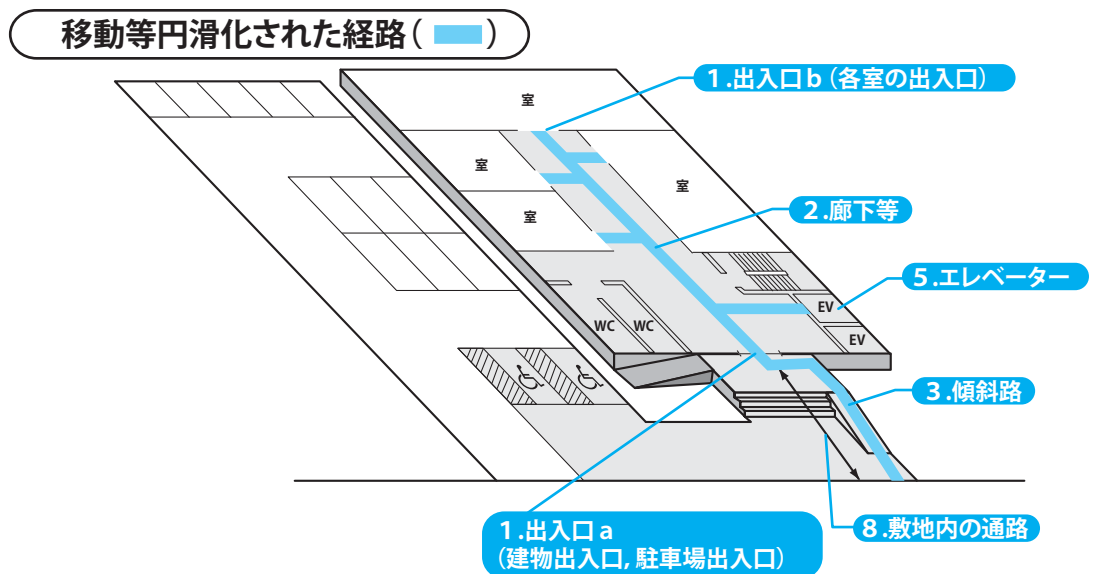
視覚障がい者移動等円滑化経路上には、視覚障がい者誘導用ブロック又は音声案内その他の方法により視覚障がい者を誘導する設備を設ける必要があります。



## (1) 道等から利用居室等までの経路 [整/2(3)かつ整/8(3)]

建築物に、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する室（利用居室）を設ける場合

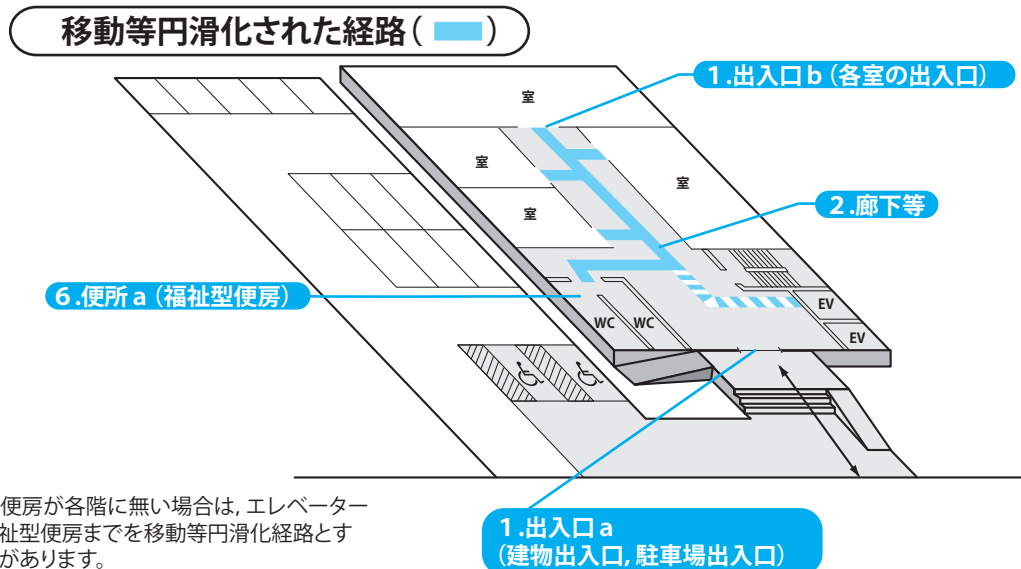
当該建築物の敷地の接する道又は空地（建築基準法第43条第1項ただし書に規定する公園や広場等の空地に限る。）（以下これらを「道等」という。）から当該利用居室までの経路を対象とします。ただし、直接地上へ通ずる出入口のある階又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合にあつては、当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除きます。



## (2) 利用居室等から福祉型便房までの経路

建築物又はその敷地に福祉型便房（車いす使用者用客室に設けられるものを除く。以下同じ。）を設ける場合

利用居室（自動車車庫・公衆便所のように利用居室を有しない建築物にあつては、道等。）から当該福祉型便房までの経路を対象とします。

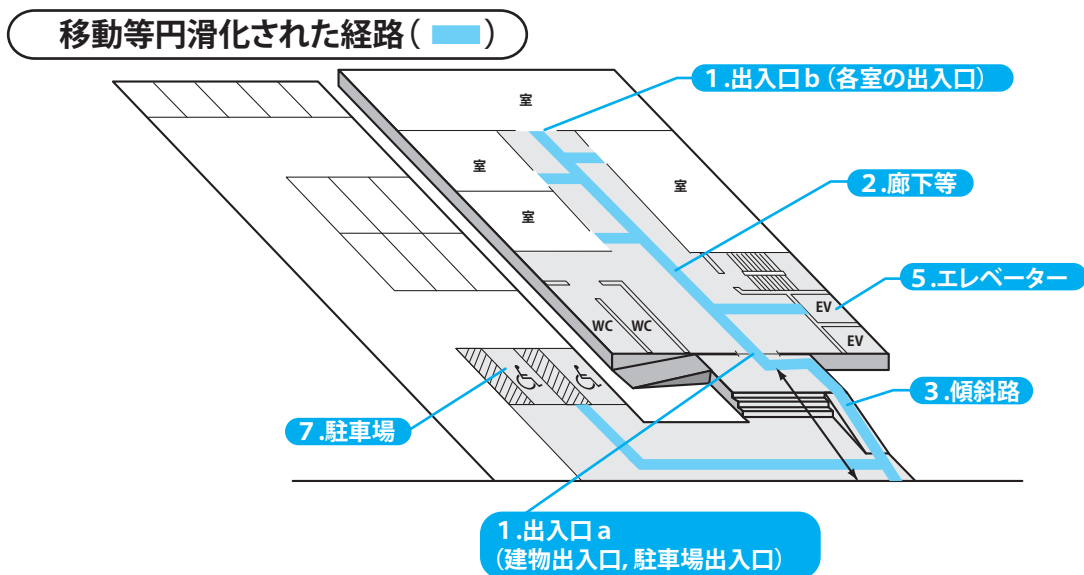


※福祉型便房が各階に無い場合は、エレベーターから福祉型便房までを移動等円滑化経路とする必要があります。

### (3) 車いす使用者用駐車施設から利用居室等までの経路 [整/2(3)かつ整/8(3)]

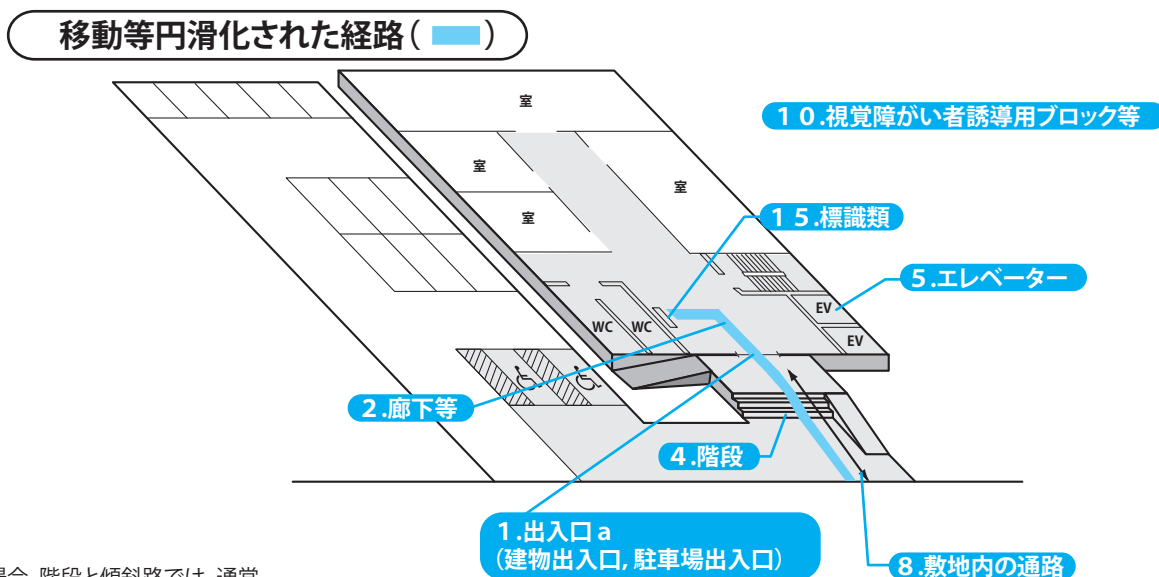
建築物又はその敷地に車いす使用者用駐車施設を設ける場合

当該車いす使用者用駐車施設から利用居室（自動車車庫・公衆便所のように利用居室を有しない建築物にあつては、道等。）までの経路を対象とします。



### (4) 視覚障がい者移動等円滑化経路 [整/2(4)]

道等から、案内設備（移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他昇降機又は便所の配置を点字や文字等の浮き彫り、音による案内により視覚障がい者に示すための設備又は案内所）までの経路を対象とします。



※視覚障がい者の場合、階段と傾斜路では、通常は階段を経路とします。



# 1. 出入口

## a(建物出入口, 駐車場出入口)

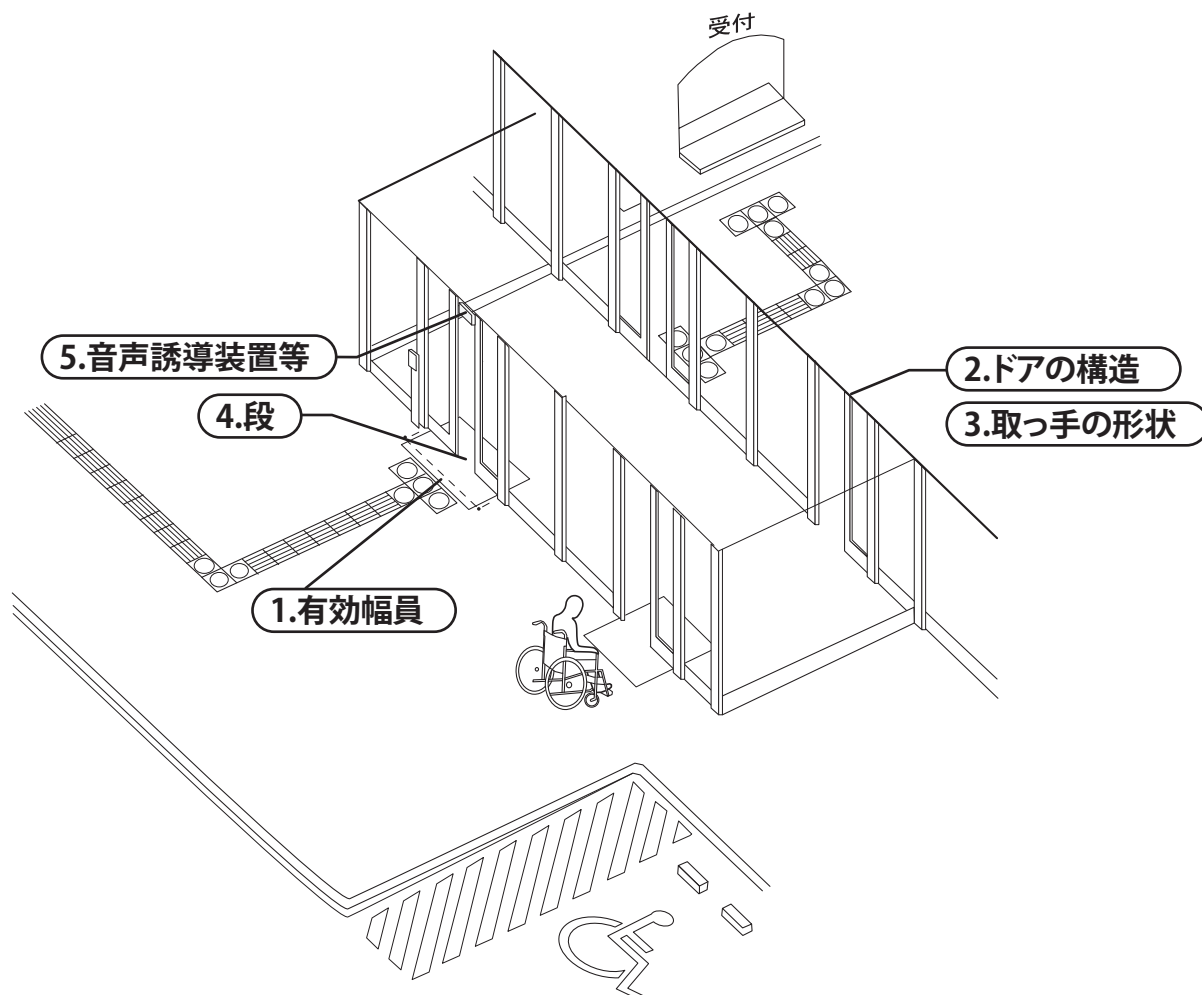
### 基本的な考え方

建物の主要な出入口や駐車場への出入口の位置は、わかりやすく、高齢者、障がい者等が支障なく、容易に出入りできるように配慮する必要があります。

### 設計のポイント

- 車いす等の通行のしやすさに着目し、有効幅員の確保、ドアの構造、段を設けないこと等に配慮することが必要です。
- 視覚障がい者に配慮した案内や、音声による誘導等が必要です。
- 地盤面に対し、建築物の1階の床面が高い場合、通路との高低差を解消するために、長大な傾斜路を設置したり、昇降機を設置しなければならないことから、計画段階で十分にチェックを行う必要があります。

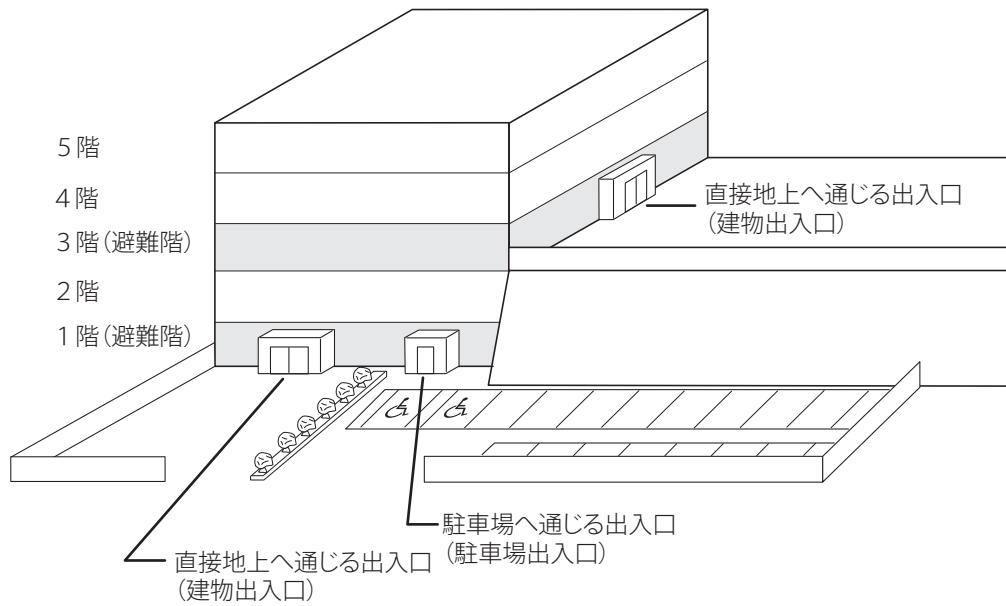
### 整備項目



**整備の対象** |  建物の主要な出入口、駐車場への出入口を対象とします。

- 留意事項** |  整備基準では、建物の主要な出入口、駐車場への出入口に対し、それぞれ1ヶ所以上の整備を求めています。
- 誘導基準では、基本的にすべての建物の出入口、駐車場への出入口の整備を求めています。ただし、建物の主要な出入口、駐車場への出入口が近い位置に複数設けられている場合は、そのうち1ヶ所の整備を求めています。
- 従業員出入口等の建物のバックヤードの出入口は対象外です。

## 直接地上へ通じる出入口と駐車場へ通じる出入口の関係



### 1. 有効幅員

[整1(1)ア 誘1(1)ア]

○直接地上に通ずる主要な出入口及び駐車場へ通ずる出入口の有効幅員は、80cm以上とします。

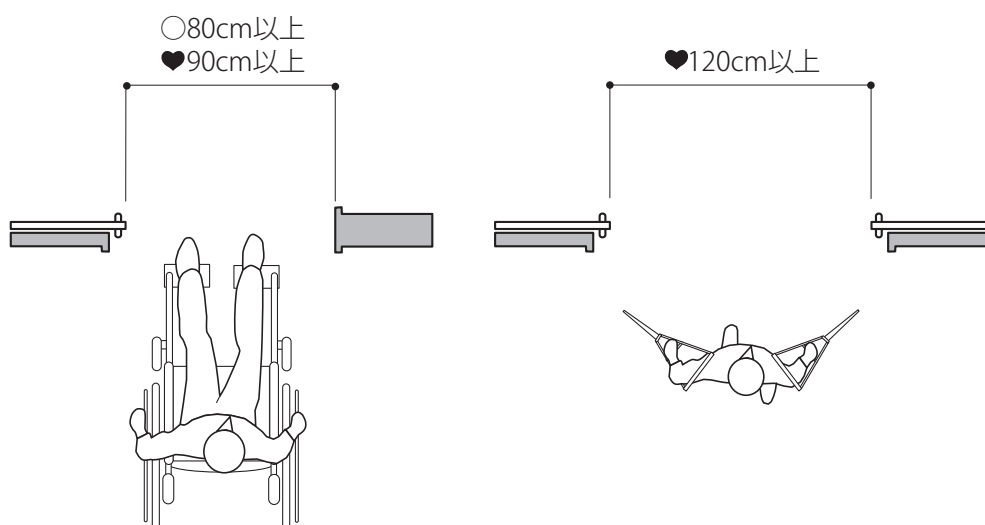
♥直接地上へ通ずる主要な出入口及び駐車場へ通ずる出入口の有効幅員は90cm以上とし、そのうち1以上の出入口は120cm以上とします。

\*「有効幅員」とは、利用可能な幅です。  
\*「80cm」とは、車いすが通過できる最低幅です。  
\*「90cm」とは、車いすで通過しやすい幅です。  
\*「120cm」とは、松葉杖使用者が円滑に通過できる幅です。

### 有効幅員の考え方

(引き戸の例)

(両引き戸の例)



## 2. ドアの構造

[整/1(1)イ 誘/1(1)イ]

○ドアは、自動的に開閉する構造又は高齢者、障がい者等が円滑に開閉して通過できる構造とします。

♥120cm以上のドアのうち、1以上のドアは自動的に開閉する構造とし、その他の出入口のドアは高齢者、障がい者等が円滑に開閉して通過できる構造とします。

◇ドアの前後は車いす使用者等が通過しやすいように水平にします。

◆ドアの前後は車いすの回転が可能となるように、180cm以上の水平部を設けることが望まれます。

◆自動ドアは車いす使用者の通行を考慮し、すみやかに開くものとし、扉の開放時間については、十分考慮することが望まれます。

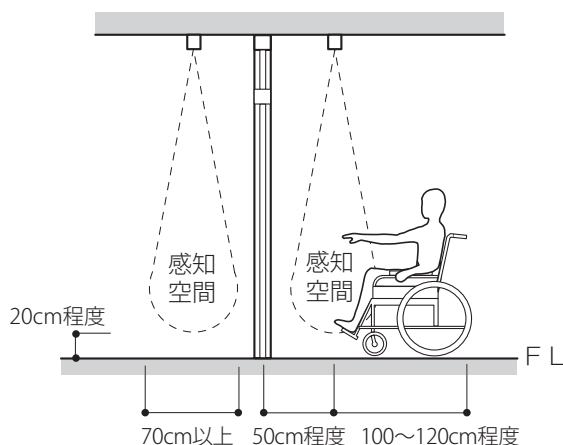
\*「円滑に開閉して通過できる構造」とは、自動扉の場合は、開き戸や回り扉を避け引き戸とし、手動扉の場合は、引き戸で上吊り形式にすることが望まれます。

\*開き戸は、車いす使用者が開閉するのは難しいため、やむを得ず開き戸とする場合は軽いドアとし、閉鎖作動時間が十分に確保されるようドアクローザーを設けます。また、状況に応じ適切なサポートが受けられるよう配慮します。

\*ドアの前後を水平にすると、ドアの前後に車いすの待機のための水平部を確保することであり、有効寸法として、自動扉及び引き戸の場合は150cm以上、開き戸の場合は建具幅+150cm以上が原則として必要となります。

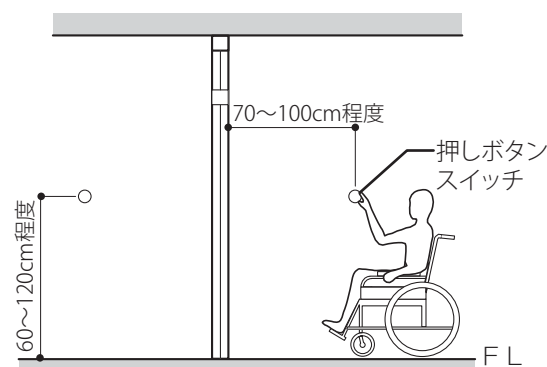
### 自動ドアの例

超音波スイッチ (空間感知)



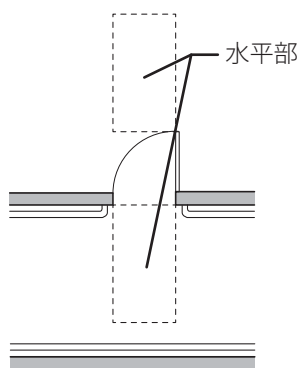
超音波スイッチは、車いすフットレストから感知できるように床上20cmくらいまで低くします。また、扉の手前10cm程度のところで感知できるようにします

押しボタンスイッチ



ドアに直接設けたスイッチは、車いすでは接近しにくいいため、脇に副スイッチも設置することが望まれます

### ドアの前後に水平部を設けた例



## 3. 取っ手の形状

58ページを参照してください。

## 4. 段

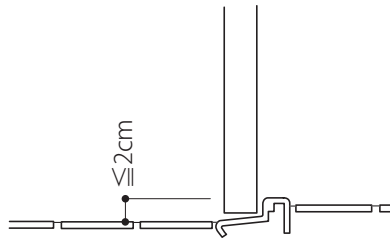
[整/1(1)ウ 誘/1(1)ウ]

○♥高齢者, 障がい者等が通過する際に支障となる段を設けないものとします。

\*「支障となる段」を設けないようにするため, 2cm以下で丸みをもたせた段に仕上げます。

◆玄関マットは埋込式とすることが望まれます。

### 段の考え方



## 5. 音声誘導装置等

[誘/1(1)エ]

♥視覚障がい者の利用が多い施設の主要な出入口の1以上には, 音声誘導装置等を設けます。

\*「視覚障がい者の利用が多い施設」とは, 官公庁舎, 教育文化施設, 社会福祉施設, 交通機関の施設等です。

\*「音声誘導装置」には,  
①常時誘導鈴が鳴る方式  
②送信機をもつ特定の人に対して案内する方式があります。

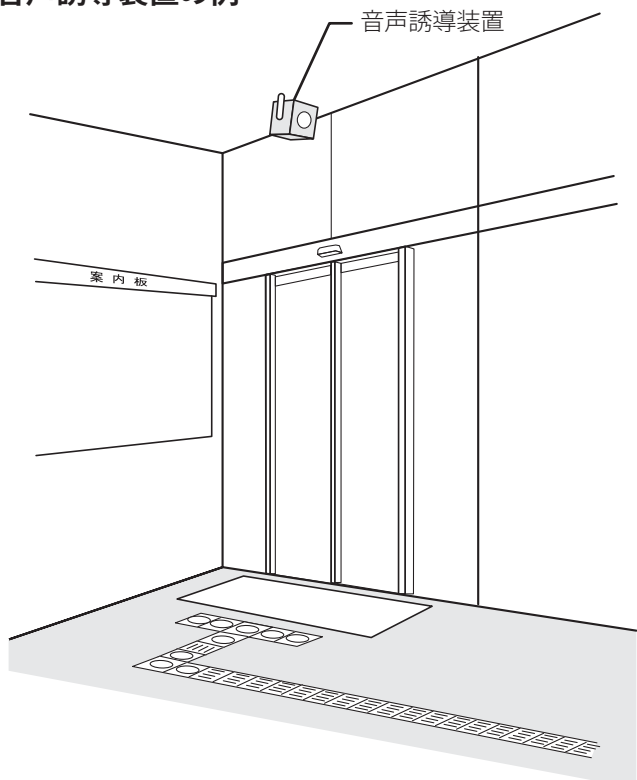
◆音声誘導装置を設ける場合は, ドアの直上に設置します。

◆音声による案内・誘導には, 電波方式, 赤外線方式の他に, 磁気センサーを用いた方式, 人感センサーにより音声案内を行う方式, ICタグや携帯電話のGPS機能を用いて位置情報を得る方式等もあります。

◆役所等の日常的に多様な人が利用する施設では, 敷地や建築物の出入口等に音声案内装置を設置することが有効です。

◆チャイム音のみでは敷地や建築物の出入口であることが分かっていても, 目的の建築物の出入口であるかどうか分からないため, 併せて建物名称等に関する内容を音声により案内することも有効です。

### 音声誘導装置の例



○:整備基準 ♥:誘導基準 ◇:標準的な整備内容 ◆:望ましい整備内容 \*:語句の解説等

# 1. 出入口

## b(各室の出入口)

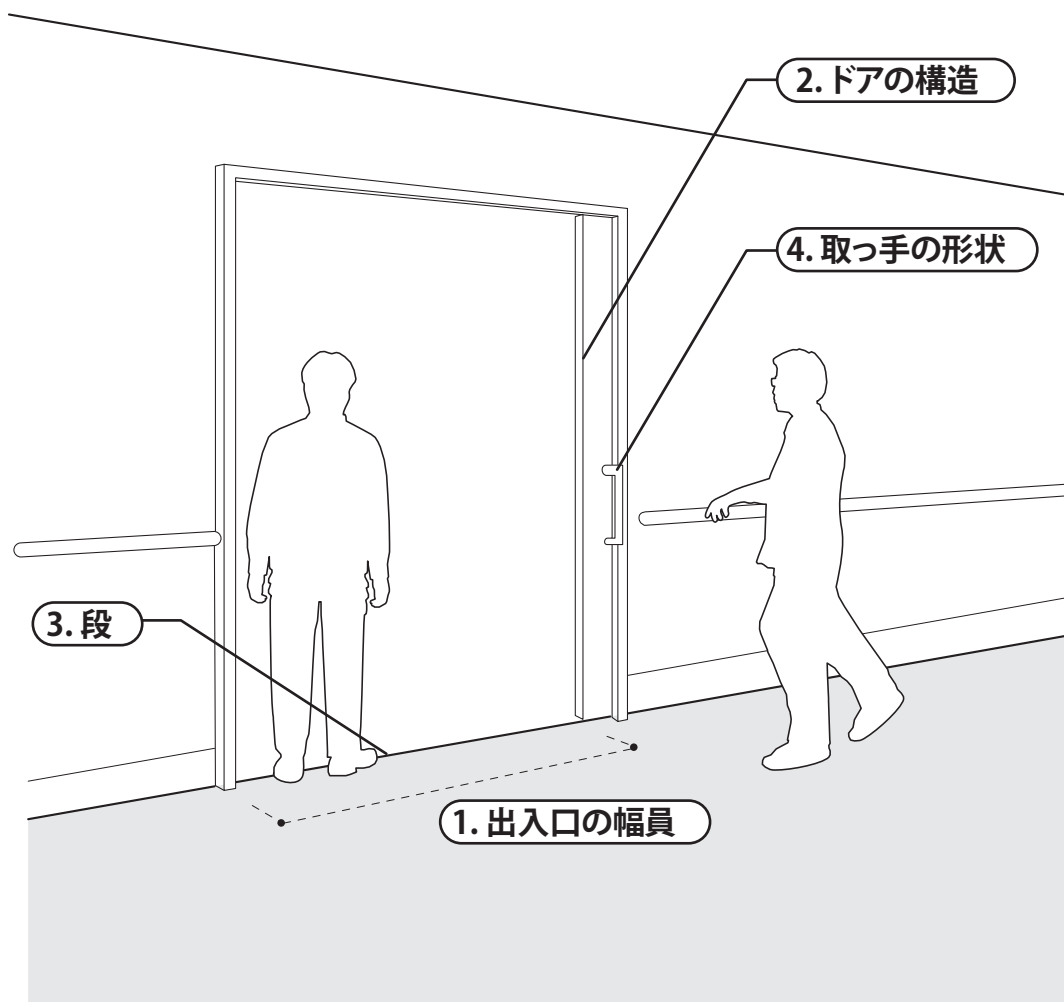
### 基本的な考え方

各室の出入口についても、高齢者、障がい者等が支障なく、容易に出入りできるように幅員や構造、段を設けないように配慮する必要があります。

### 設計のポイント

- 室の主要な出入口は、車いすの通行に必要な幅員を確保するとともに、段を設けないようにします。
- 扉の形式は、車いす使用者の利便を考慮し、引き戸が望ましく、次いで内開き戸が望まれます。外開き戸とする場合は、通行の支障とならないような配慮を行います。

### 整備項目



**整備の対象** |  不特定かつ多数の人が利用する室の出入口（共同住宅の場合は住戸の出入口）を対象とします。

**留意事項** |  整備基準では、室の出入口のうち、1ヶ所以上の整備を求めています。  
 誘導基準では、基本的にすべてが対象となりますが、同一の室で出入口が近接した位置に複数設けられている場合は、そのうち1ヶ所以上の整備を求めています。

# 1. 出入口の幅員

[整/1(2) 誘/1(2)ア]

〔宿泊施設及び共同住宅等以外のもの  
(ただし, 車いす使用者用客室は除く)〕

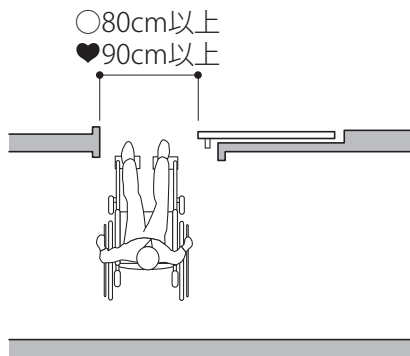
○出入口の有効幅員は, 80cm以上とします。

♥出入口の有効幅員は, 90cm以上とします。

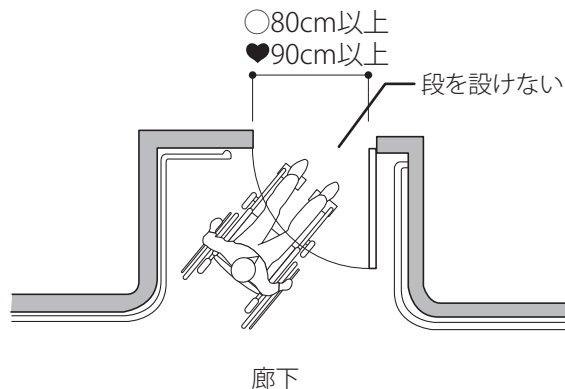
\*「80cm」とは, 車いすが通過できる最低幅です。

\*「90cm」とは, 車いすで通過しやすい幅です。

## 引き戸の例



## 開き戸の例



[整/1(3) 誘/1(3)]

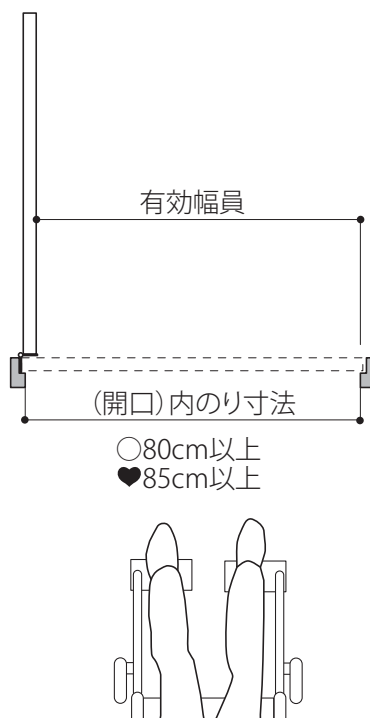
〔宿泊施設(車いす使用者用客室は除く)  
及び共同住宅等(共同住宅は住戸)のもの〕

○出入口の内のは, 80cm以上とします。

♥出入口の内のは, 85cm以上とします。

\*共同住宅では, 来客を想定して住戸の出入口まで車いすで入ることができるようにします。

## 内のはり寸法



## 2. ドアの構造

[整/1(2) 誘/1(2)イ]

○ドアは、自動的に開閉する構造又は高齢者、障がい者等が円滑に開閉して通過できる構造とします。

♥ドアは、自動的に開閉する構造又は高齢者、障がい者等が円滑に開閉して通過できる構造とし、かつ、開閉によりドアの一部が廊下等がある側の壁面線を越えない構造とします。

◇ドアの前後は車いす使用者等が通過しやすいように水平にします。

◆戸の開き勝手方向には、より多くのスペースをとることが望まれます。

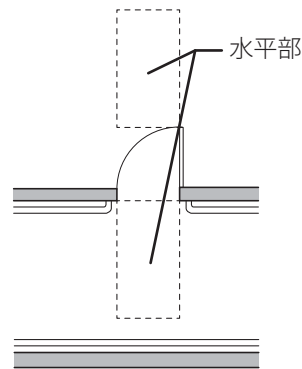
◆反対側の動きを確認し、安全性を確保するため、ガラス窓を設置することが望まれます。

\*「円滑に開閉して通過できる構造」とは、開き戸の場合は、閉鎖作動時間を十分に確保したドアクローザーを設け、自閉式引き戸の場合は、ゆるやかに開閉するように配慮したものです。

\*「壁面線を越えない構造」とは、戸を廊下に対して外開きにする場合に、当該戸が廊下に突き出さないような措置、例えば「戸幅以上の奥行きのアルコーブ等」が該当します。

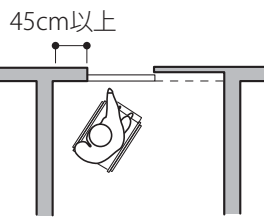
\*ドアの前後を水平にするとは、ドアの前後に車いすの待機のための水平部を確保することであり、有効寸法として、自動扉及び引き戸の場合は150cm以上、開き戸の場合は建具幅+150cm以上が原則として必要となります。

### ドアの前後に水平部を設けた例



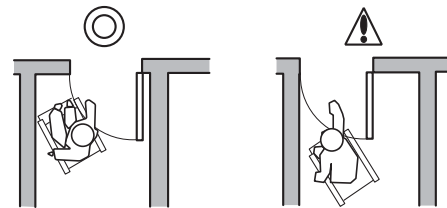
### 車いす使用者のための開閉スペースの例

(引き戸の例)



45cm以上  
車いす使用者が寄り付くために壁から45cm以上のスペースが必要です

(開き戸の例)

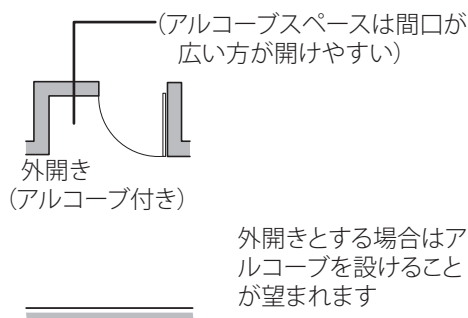


戸の開き勝手方向にスペースがないと車いす使用者が寄り付きにくくなります

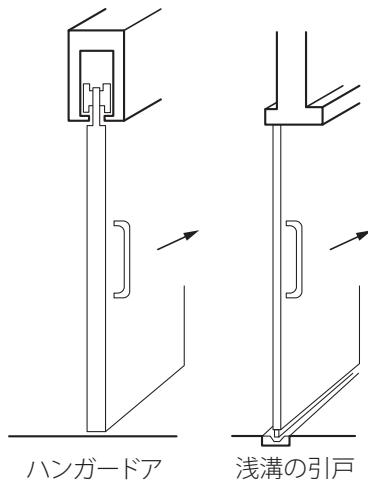
◎:望ましい整備例

⚠:望ましくない整備例

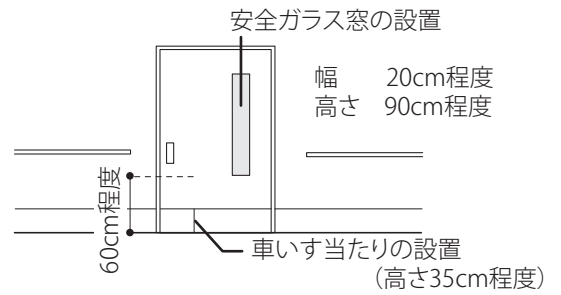
### アルコーブの設置の例



### 引き戸の構造の例



### 安全ガラス窓の例



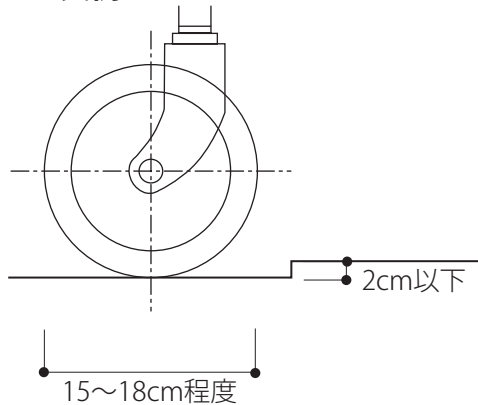
## 3. 段

[整/1(2) 誘/1(2)ウ]

○♥高齢者, 障がい者等が通過する際に支障となる段を設けないものとします。

\*「支障となる段」を設けないようにするため、2cm以下で丸みをもたせた段に仕上げます。

### 段の工夫例



## 4. 取っ手の形状

◆高齢者, 障がい者等が使いやすい形状のものとし, 床面より80~100cm程度のところに設置することが望まれます。

### 使いやすい取っ手の形状の例

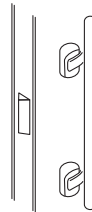
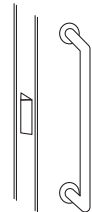
(引き戸の例)

(開き戸の例)

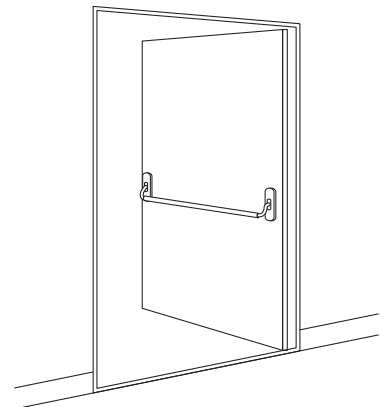
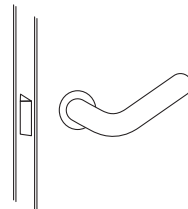
棒状

プッシュプルハンドル

パニックバー



レバーハンドル



○: 整備基準 ♥: 誘導基準 ◇: 標準的な整備内容 ◆: 望ましい整備内容 \*: 語句の解説等

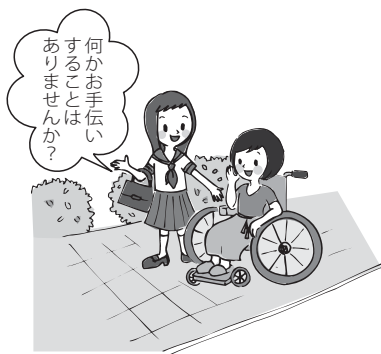


## 手足の不自由な人について

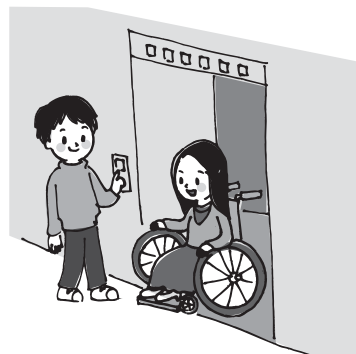
### ●手足の不自由な人は

杖をついて歩いていたり、車いすに乗っていると段差や階段の昇降に支障があります。また、街なかを歩いていて前から来る人とぶつかりそうな時も急に横によけることができない等、日常生活上で様々な不自由を感じる事が多くあります。

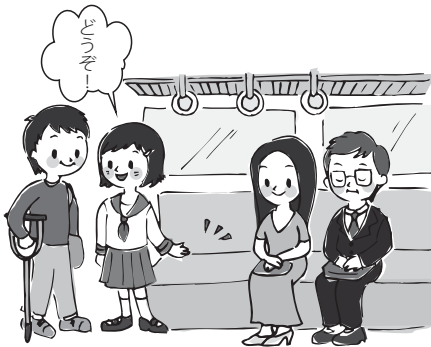
### ●手足の不自由な人への接し方



①車いすの人が困っていたら、まず、声をかけましょう。「何かお手伝いすることはありますか?」(車いすの人と同じ目線になって話しかけるとより良いでしょう。)



②エレベーターの乗り降りでは人とぶつかることもあります。車いすの人が乗り降りする時は、ちょっと道をゆずってください。



③足の不自由な人は、杖や松葉杖を用いたりもします。優先席でなくても、席をゆずりましょう。



④雨の日は手足の不自由な人が一番困る日です。傘はさせないし、足元はすべりやすく危険です。隣に手足の不自由な人がいたら積極的に、手を貸してあげましょう。

### 覚えておこう

**優先席**

公共の乗り物で高齢者や、体の不自由な人が優先して座ることができる席です。

### 優先席のマーク



高齢者



障がいのある人・けが人



妊産婦



子ども連れ



内部障がいのある人

**注!**

手足の不自由な人を街で見かけて、困っている様子が見られたり、援助を求められたときには手を貸してください。

# 2.廊下等

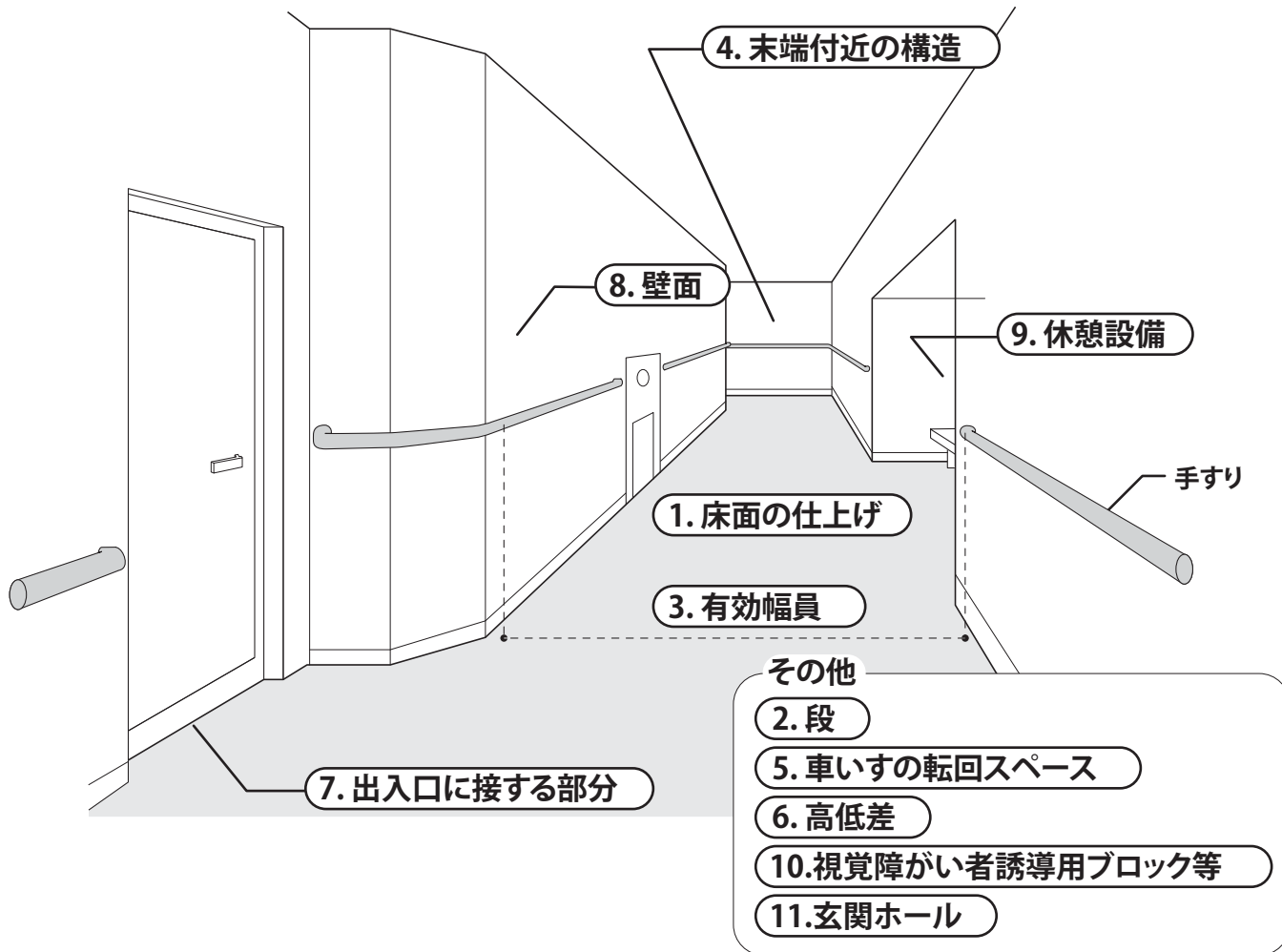
## 基本的な考え方

建物の各出入口から利用の目的となる部屋までの廊下は各室を利用するための重要部分であり、建物利用状況などに応じて高齢者、障がい者等が支障なく通行できるように、十分な幅員の確保等、様々な配慮をする必要があります。

### 設計のポイント

- 廊下等とは、廊下その他これに類するものです。
- 屋内の通路は、利用者が容易に目的の空間まで到達できるように、動線が複雑にならず、なるべく距離が短くなるように配慮します。
- 高齢者、障がい者等も安全に通行できるように、車いすや松葉杖の使用者に支障のない幅員を確保するとともに、段差が生じる場合は傾斜路等により段差を解消します。さらに、必要に応じて手すりや車いす当たり、休憩スペース等を設けます。
- 視覚障がい者に配慮し、杖で把握できないような突出物や柱型をできるだけ設けないことが必要です。

### 整備項目



**整備の対象** | 建物出入口又は駐車場出入口から各室に至る経路を対象とします。

- 留意事項** | 整備基準では、床面の仕上げ及び段についてすべての通路の整備を求め、1以上の経路(移動等円滑化経路)について、車いす使用者が通行可能な幅員、傾斜路等や視覚障がい者の通行に配慮した整備を求めています。誘導基準では、すべての通路の整備を求めています。
- 従業員専用通路等は対象外です。
- 視覚障がい者誘導用ブロック等は、建物の用途や規模等により整備内容が異なります。

## 1. 床面の仕上げ

[整/2(1) 誘/2(1)]

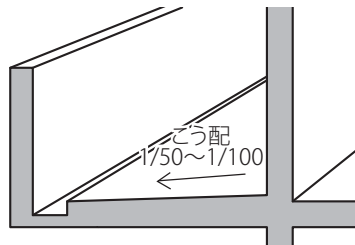
○♥表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げます。

\*すべての廊下が対象となります。

◇屋外の廊下等で、横断方向（進行方向とは直角の方向）に水こう配を設ける場合は、1/50～1/100程度とします。

\*車いす使用者やベビーカー利用者が歩行しやすいよう、横断こう配はできるだけ水平にします。

### 屋外廊下の例



## 2. 段

[整/2(2) 誘/2(2)]

○♥段を設ける場合は、「4.階段」で定めているように下表の構造とします。

\*すべての廊下が対象となります。

◇整備基準では、1以上の経路は傾斜路とするとされており、それ以外の経路で段を設ける場合に適用されます。

※「4.階段」の項を参照（P77）

※「9.手すり」の項を参照（P135）

### 「4.階段」に定める構造

整備内容	○整備基準	♥誘導基準
幅員	内のり120cm以上	内のり150cm以上（共同住宅等は140cm以上）
手すり	手すりを設ける	両側に手すりを設ける
設置方法	原則として連続して設け、高さ80cm程度とする	連続して設け、1本の場合は80cm程度、2本の場合は65cm程度及び85cm程度とする
形状	握りやすい形状で、傾斜路並びに階段等の上下端部では、高齢者、障がい者等の昇降に支障のない程度に床面と平行に延長し、両端を壁面又は下方へ巻き込む	同 左
点字表示		手すりの端部、わん曲部等に現在位置、方向、行き先等を点字で表示する
構造	回り段を設けない。ただし、構造上困難な場合はこの限りでない	回り段を設けない
床面の仕上げ	粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる	同 左
階段の識別	踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする 段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造とする	同 左
点状ブロック等	階段の上端に近接する廊下等及び踊場の部分に敷設する	階段の上下端に近接する廊下等及び踊場の部分に敷設する
色及び大きさ	原則として黄色とし、これによりがたい場合は、周囲の床材との色の明度の差又は輝度比の大きい色とする 大きさは、原則として縦横それぞれ30cmとする	同 左
けあげ、踏面の寸法		けあげ16cm以下、踏面30cm以上

注) 用途面積2,000m<sup>2</sup>以上の一部の用途の施設には、「階段の識別」及び「点状ブロック等」について付加基準があります。「4.階段」(P77)、「10.視覚障がい者誘導用ブロック等」(P138)の項を参照してください。

※「10.視覚障がい者誘導用ブロック等」の項を参照（P138）

### 3. 有効幅員

[整/2(3)ア 誘/2(3)ア]

○廊下等の有効幅員は、120cm以上とします。ただし小規模な建築物で車いす使用者と歩行者がすれ違うことができる構造の部分の設けること等により、車いす使用者の通行に支障がないと認められる場合は、有効幅員を90cm以上とすることができます。直接地上へ通ずる出入口から各室の出入口に至る、1以上の経路が対象です。

(「4. 末端付近の構造」～「7. 出入口に接する部分」も) 同様に1以上の経路が対象です。

♥廊下等の有効幅員は、180cm以上とします。ただし、廊下等の末端付近及び区間50m以内ごとに2人の車いす使用者がすれ違うことのできるスペースを設ける場合は、140cm以上とします。

◇スーパーマーケットや百貨店、ファミリーレストランなど、不特定かつ多数の人が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する床面積が200㎡を超える室においては、建物出入口から、受付又はレジカウンター、便所、エレベーターなどの昇降設備、車いす使用者対応居室などへの通路のうち、それぞれ1以上の経路においては廊下等に準じて整備します。また、200㎡以下の施設で、その通路が移動等円滑化経路を構成する場合も廊下等に準じて整備します。

◆200㎡以下の上記施設についても、廊下等に準じて基準を適用することが望まれます。

\*「有効幅員」は、手すりの内側の寸法とします。

\*「120cm」とは、人が横向きになれば車いすとすれ違い、松葉杖使用者が円滑に通過できる幅です。

\*「180cm」とは、車いすが回転しやすく、車いすどうしがすれ違いやすい幅です。

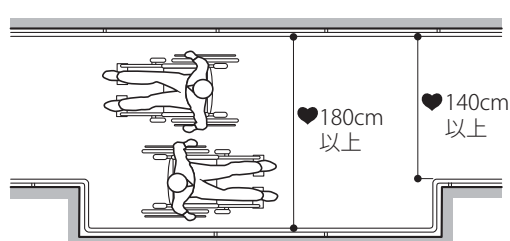
\*「140cm」とは、車いすが転回できる幅です。

\*屋外廊下等における排水溝の幅は、車いすやベビーカーの通行に支障がないよう、できるだけ狭くする、又は蓋をすることが有効です。

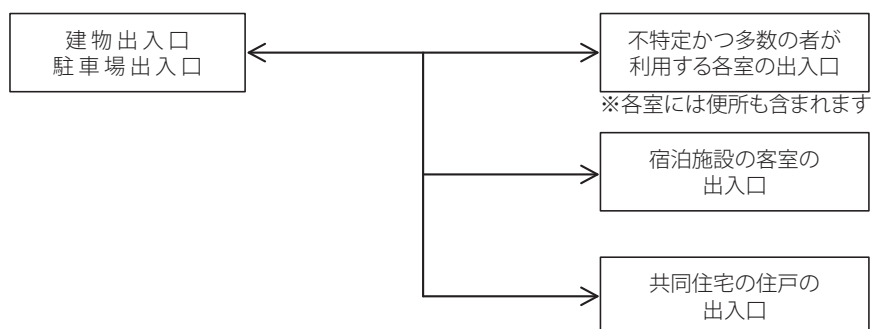
#### 有効幅員の考え方



#### すれ違うことのできるスペースを設ける場合の例



#### 有効幅員を確保すべき経路



○:整備基準 ♥:誘導基準 ◇:標準的な整備内容 ◆:望ましい整備内容 \*:語句の解説等

## 4. 末端付近の構造

[整2(3)イ]

- 廊下等の末端付近の構造は, 車いすの転回に支障のないものとしします。(共同住宅等を除く)

\*「車いすの転回に支障のないもの」とは, 「140cm角以上のスペースやT字形の交差部等」が該当します。  
\*誘導基準で規定していないのは, 有効幅員が180cmあれば車いすが回転しやすいからです。

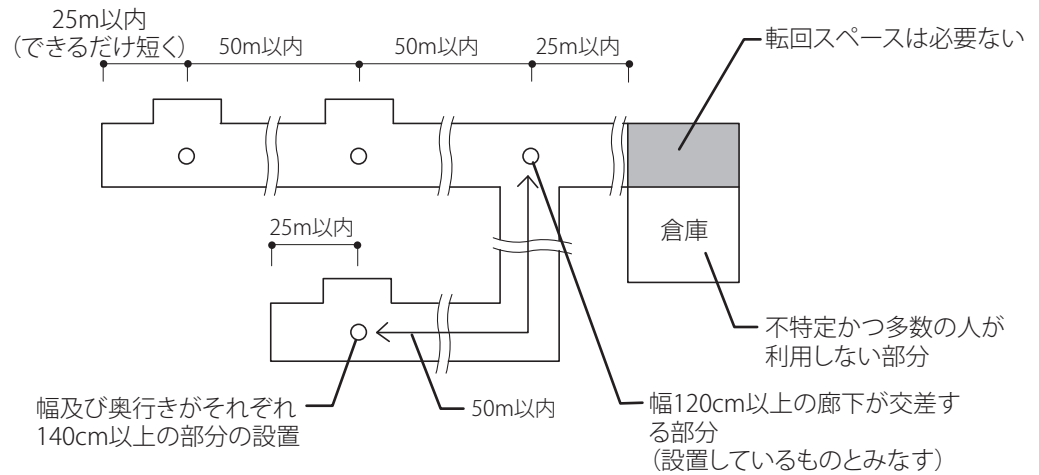
## 5. 車いすの転回スペース

[整2(3)ウ]

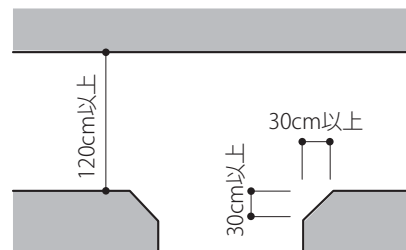
- 区間50m以内ごとに, 車いすが転回できるスペースを設けます。

### 車いすの転回スペース(下図の○が設置場所)

#### 末端付近の構造



### 廊下が交差する部分の例



## 6. 高低差

[整/2(3)エ 誘/2(3)イ]

※「3.傾斜路」の項を参照 (P71)

※「9.手すり」の項を参照 (P135)

※「10.視覚障がい者誘導用ブロック等」の項を参照 (P138)

- ♥高低差がある場合は、「3.傾斜路」で定めているように下表の構造の傾斜路及びその踊場又は車いす使用者用昇降機を設けます。

\*「車いす使用者用昇降機」とは「段差解消機」のことです。  
「3.資料編」参照。(P389)

### 「3.傾斜路」に定める構造

整備内容	○整備基準	♥誘導基準
有効幅員	120cm以上(段を併設する場合は90cm以上)	150cm以上(段を併設する場合は120cm以上)
こう配	1/12(傾斜路の高さが16cm以下の場合は1/8)以下	1/12以下
踊場	高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設ける	同 左
手すり	手すりを設ける	両側に手すりを設ける
設置方法	原則として連続して設け、高さ80cm程度とする	連続して設け、1本の場合は80cm程度、2本の場合は65cm程度及び85cm程度とする
形状	握りやすい形状で、傾斜路並びに階段等の上下端部では、高齢者、障がい者等の昇降に支障のない程度に床面と平行に延長し、両端を壁面又は下方へ巻き込む	同 左
点字表示		手すりの端部、わん曲部等に現在位置、方向、行き先等を点字で表示する
床面の仕上げ	粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる	同 左
傾斜路の識別	傾斜路前後の廊下等との色の明度の差が大きいこと等により、その存在を容易に識別できるものとする	踊場及び当該傾斜路に接する廊下等の色と明度の差の大きい色とすること等により識別しやすいものとする
点状ブロック等	傾斜路の上端に近接する廊下等及び踊場の部分に敷設する	同 左
色及び大きさ	原則として黄色とし、これによりがたい場合は、周囲の床材との色の明度の差又は輝度比の大きい色とする 大きさは、原則として縦横それぞれ30cmとする	同 左
交差部又は接続部		傾斜路の交差部又は接続部に踏幅150cm以上の踊場を設ける

注)用途面積2,000m<sup>2</sup>以上の一部の用途の施設には、「傾斜路の識別」及び「点状ブロック等」について付加基準があります。「3.傾斜路」(P71)、「10.視覚障がい者誘導用ブロック等」(P138)の項を参照してください。

## 7. 出入口に接する部分

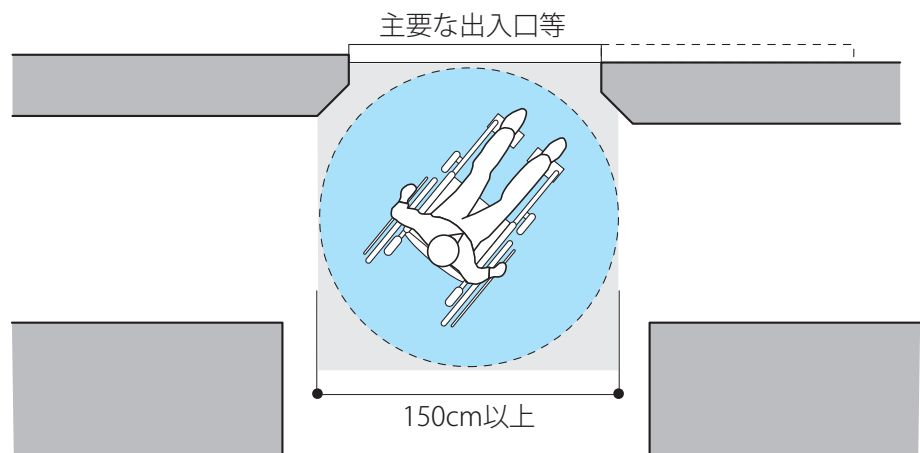
[整/2(3)オ 誘/2(3)ウ]

- ♥主要な出入口及びエレベーター等の出入口に接する部分は水平とします。

- ◆主要な出入口前の水平部分は、直径150cm以上のスペースとすることが望まれます。

\*「150cm」とは、車いすが回転できる寸法です。

### 水平部分



○:整備基準 ♥:誘導基準 ◇:標準的な整備内容 ◆:望ましい整備内容 \*:語句の解説等

## 8. 壁面

[誘2(3)エ]

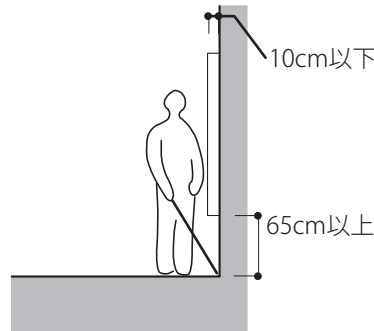
♥壁面には、突出物を設けないものとします。やむを得ず設ける場合は、視覚障がい者の通行の安全上支障が生じないように必要な措置を講じます。

◆壁面には、床上35cm程度の位置まで壁を傷めないために車いす当たりを取り付けることが望まれます。

◆曲がり角では、隅切り又は面取り等により危険防止の配慮をすることが望まれます。

\*「必要な措置」とは、例えば壁に取り付けられた消火器などの突出物を設ける場合に突出物の下部に杖が感知できる措置が該当します。

### 視覚障がい者の通行に安全上支障がない例



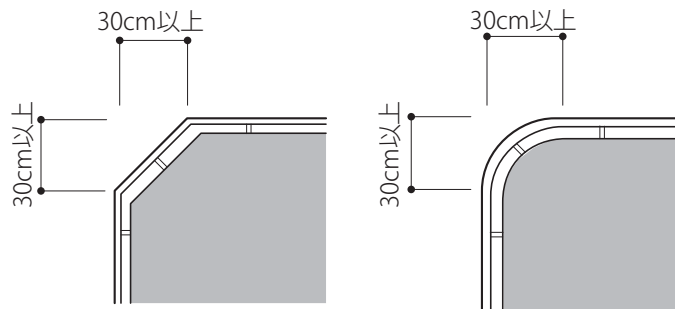
床から65cm以上の部分に突出物を設ける場合は、突き出し部分を10cm以下とします

### 杖で感知できる措置の例

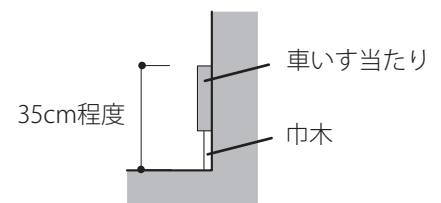


左記以外の場合は杖で感知できる措置が必要です

### 隅切り、面取り等の例



### 車いす当たりの例



## 9. 休憩設備

[誘2(3)オ]

♥施設利用者が休憩できる設備を適切な位置に設けます。

\*「休憩するための設備」とは、必要に応じて人の通行の邪魔にならない位置に休憩用ベンチ等を設けることです。



## 10. 視覚障がい者誘導用ブロック等

[整/2(4) 誘/2(3)カ]

※適用する用途・規模は「10.視覚障がい者誘導用ブロック等」の項を参照(P138)

○●道等から視覚障がい者用案内設備までの廊下等には視覚障がい者誘導用ブロック等を敷設し、又は音声誘導装置等を設けます。

整備基準では1以上の経路(視覚障がい者に配慮した構造のエレベーターがある場合は、その昇降路を含む)を、誘導基準では主たる経路を対象とします。

ただし、以下の場合はこの限りではありません。

- ① 主要な出入口において常時勤務する者により視覚障がい者を誘導することができる場合
- ② その他視覚障がい者の誘導上支障のない場合
- ③ 建築物の立地状況もしくは用途により整備が必要でない、もしくは適当でない場合

\*視覚障がい者誘導用ブロック等の敷設について、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りではありません。

\*モニター付インターホンのような音声による誘導案内設備は、経路に考慮して効率的に設置します。

\*「視覚障がい者用案内設備」については、「15.標識類」(P168)を参照。

\*「音声誘導装置」は、「1. 出入口a(建物出入口、駐車場出入口)」の項(P51)を参照。

\*「常時勤務する者により視覚障がい者を誘導することができる場合」とは、例えば、ホテルの入口や百貨店等で受付が入口の正面にあり常時勤務している者により誘導が可能な場合です。

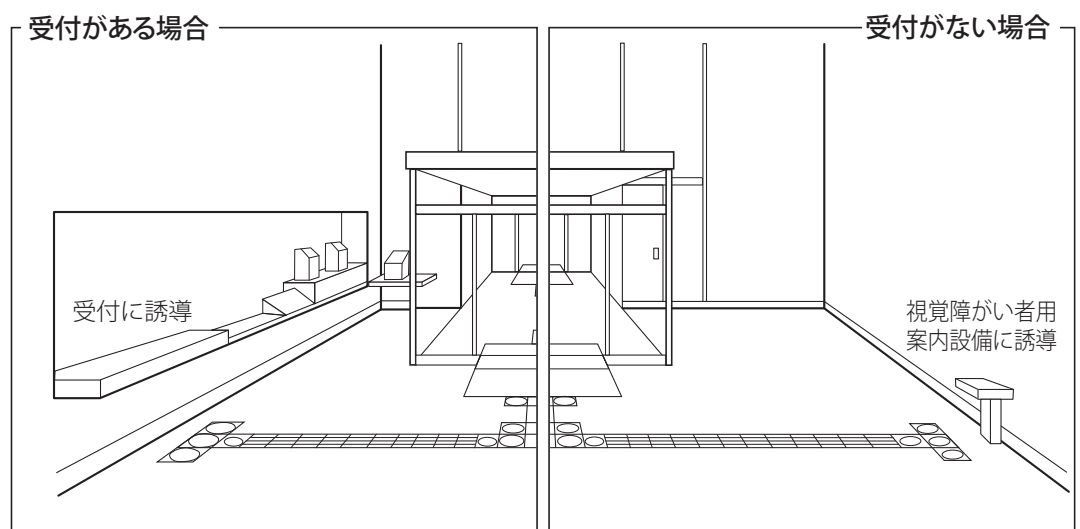
## 11. 玄関ホール

◆受付カウンター、公衆電話等の位置に配慮することが望まれます。

◆上履きにはきかえて利用する施設では、はきかえが容易にできるように椅子等を常備することが望まれます。

◆無色透明のガラスドア、ガラススクリーンは衝突の危険があるため、目の高さの位置に横桟を入れるか、色や模様などで十分識別できるよう配慮することが望まれます。

◆インターホンを設ける場合は、聴覚障がい者に配慮しモニター付きのものとすることが望まれます。





## ロービジョン者について

### ●ロービジョンとは

私たちの眼は、視力(ものを見分ける能力)、視野(ものが見える範囲)、色覚(色を見分ける能力)といった、主に3つの要素でものを見えています。眼や視神経、脳(視中枢)のどこかが障がいされると、この機能が低下してものが見にくくなります。ロービジョン者とは、このような原因で全く見えないわけではないけれど、日常生活において不自由さを感じている方をいいます。

WHOによると、ロービジョンの基準は、眼鏡などを使用した場合の矯正視力が両眼で0.05以上、0.3未満となっていますが、ロービジョンの定義は各国においてまだ確立していないのが現状です。日本では、視覚障害者手帳を持つ方が約33万人(厚労省2017年)で、その内の約70%が視覚活用が可能なロービジョン者です。

また、日本眼科医会は、日常に困難さを感じている方の潜在数を約164万人と推定して、このうち、ロービジョン者(児)は約145万人としています。この数は福岡市の人口とほぼ同じになります。それではどのような眼疾患が主に視覚的な困難さをもたらすのでしょうか。

### ●ロービジョン者の見え方

視野(ものが見える範囲)に不自由さがある方の見え方について考えてみます。下記は見え方の例であり、他にも様々な見え方があります。



▲通常視力の場合

眼科でスタッフが検査室へ案内しています。スタッフが1m離れた距離から呼んでいるとします。



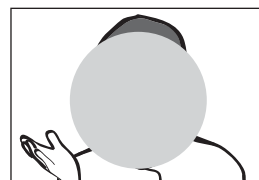
▲視力が弱い場合  
(視力0.02の見え方)

0.02位の視力では、1m先のスタッフの眼と鼻、口の存在がわかる程度で、細かな表情をとらえることは難しい状態です。



▲視野が狭い場合  
(視野10°の見え方)

人の動きが多い待合室では、1mの距離からスタッフが声かけをした場合、顔の全体がやっと把握できる程度で、案内している手を同時に見ることはできません。



▲一部分が見えない場合  
(中心暗点の見え方)

中心暗点がある方は、視野10°など視野が狭い方よりもさらに見え方に限界があります。

### ●ロービジョン者への配慮

「こちらへどうぞ」だけではわかりにくいいため、「右側」あるいは「まっすぐ前に」など、具体的な方向の声かけをし、場合によっては手をさしのべて案内する等が必要です。

出典:「眼科ケア(メディカ出版, 山田 敏夫監修)」

## ロービジョン者に配慮した整備について

### ●整備の考え方と整備事例

ロービジョン者の特性を踏まえた上で、下記の点に配慮して施設を整備することが望まれます。

#### ■安心して歩ける空間構成

ベンチや柱など、ロービジョン者が歩行中に衝突する恐れがある設備等が容易に認識できるように、設備や床、壁は色彩、明度差、輝度比を確保することが望まれます。

その他、適度な明るさの確保や、進むべき方向を示すサイン等のデザインを工夫するなどの配慮が望まれます。

壁と床のコントラストに配慮した事例▶  
(福岡市地下鉄七隈線 天神南駅)



#### ■移動をサポートするわかりやすい誘導設備

ロービジョン者の中には、行き先までの道しるべとして視覚障がい者誘導用ブロックを活用している人がいるため、床や路面と視覚障がい者誘導用ブロックとの輝度比等を確保することが望まれます。

その他、視覚以外での誘導（音声・音響・人的支援）も活用することが望まれます。

輝度比を確保するために舗装の色に配慮した事例▶  
(JR千早駅前交差点部の歩道)



#### ■認識しやすいトイレ案内表示

トイレの男女区別表示は、複雑なデザインは避け、認識しやすい色使いとし、発見しやすい位置や大きさに配慮することが望まれます。

その他、階段の段鼻の表示や手すりの高さ等に配慮することが望まれます。

サインの大きさに配慮した事例▶  
(西鉄福岡天神駅のトイレサイン)



## ロービジョン者に配慮した案内表示の考え方

案内表示の表示面の大きさには限りがあるため、ロービジョンの方などが案内表示の内容や案内表示自体を認識できないことがあります。

特に、大きな建築物や構造・空間構成が複雑な建築物においては、誘導用の案内表示の文字や掲示高さ、連続性に配慮が必要です。

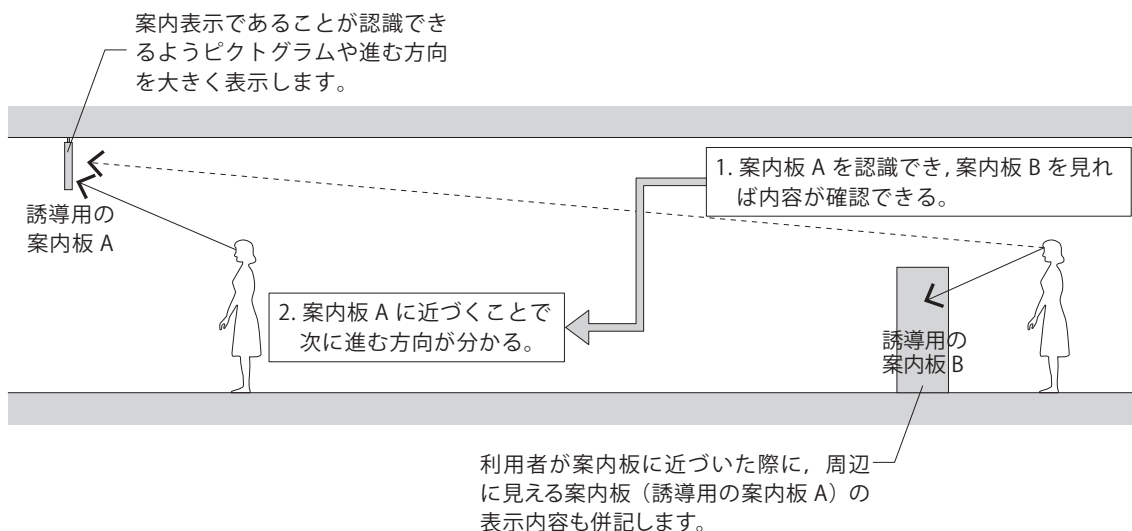
### ①案内表示であることをまずは認識してもらう

- ・建築物等を利用する上で重要な案内表示（誘導用の案内板等）やインフォメーション（ピクトグラム等）があることを、ある程度離れた距離からでも認識できるよう配慮することが望まれます。
- ・交差点部などの誘導案内では、どの施設・設備へ誘導しているかがわかるよう、ピクトグラムや進む方向を大きく表示することが望まれます。

### ②動線を示す案内表示に連続性を持たせます

- ・動線を示す主要な案内板等は、必要な情報が目的地まで連続的に得られるよう配置することが望まれます。
- ・利用者が案内板等に近づいた際に、その周囲にある誘導用の案内板等に表示されている内容も合わせて表記することが望まれます。

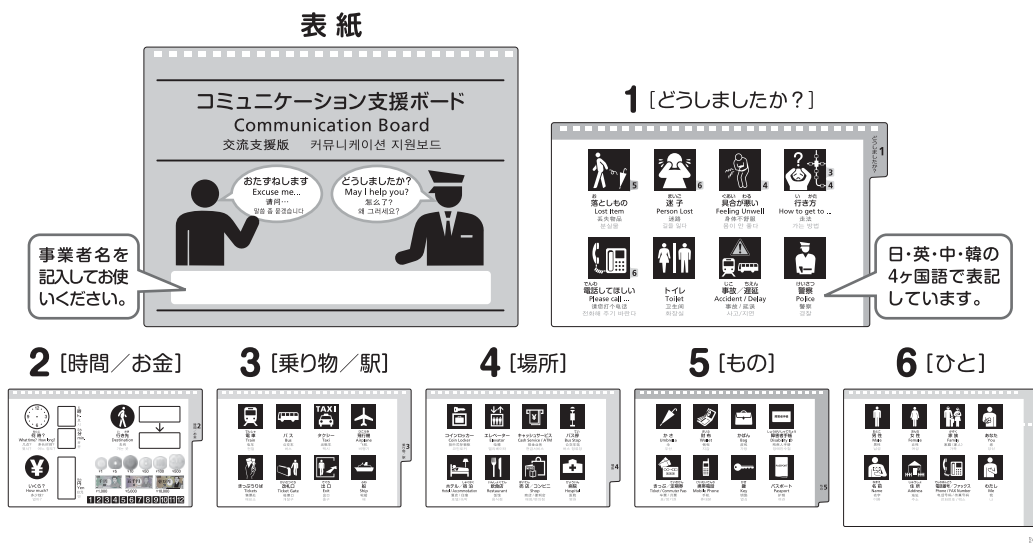
#### ■ロービジョン者に配慮した案内表示の整備例



## コミュニケーション(意思伝達)支援

### ●コミュニケーション支援ボードとは

「コミュニケーション支援ボード」(以下「ボード」という。)は、聴覚障がいや知的障がいなどの理由で、話し言葉でのコミュニケーションが困難な人達や外国人とのコミュニケーションを支援するためのものです。言葉でうまく伝え合えない時にボードを差し出して、必要な項目を指さしたり、お客様に指さしてもらったりしながら会話をします。また、タブレット等で使用できるデジタル版も作成されています。



### ●使う時の注意点

障がいのある人の中には、絵や字がたくさん並んでいるボードを見て、どうしてよいか分からなくなってしまう人もいます。コミュニケーションが難しい場合は、1つずつ「項目」を指さして確認しましょう。

詳細を伝える場合は、「筆談をすること」や「ゆっくり分かりやすく話すこと」で、コミュニケーションを図ることもできますので、お客様の状況に合わせて必要な手段を使うとよいでしょう。

### ●デジタル版

案内する人向けに、デジタル版の「コミュニケーション支援ボード」も作られており、紙版のものから更にシンプルに、「何に困っているのか」を素早く把握するためにデザインされています。

出典:「公共交通機関における「コミュニケーション支援ボードの使い方」(交通エコロジー・モビリティ財団),  
公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団ホームページ

# 3. 傾斜路

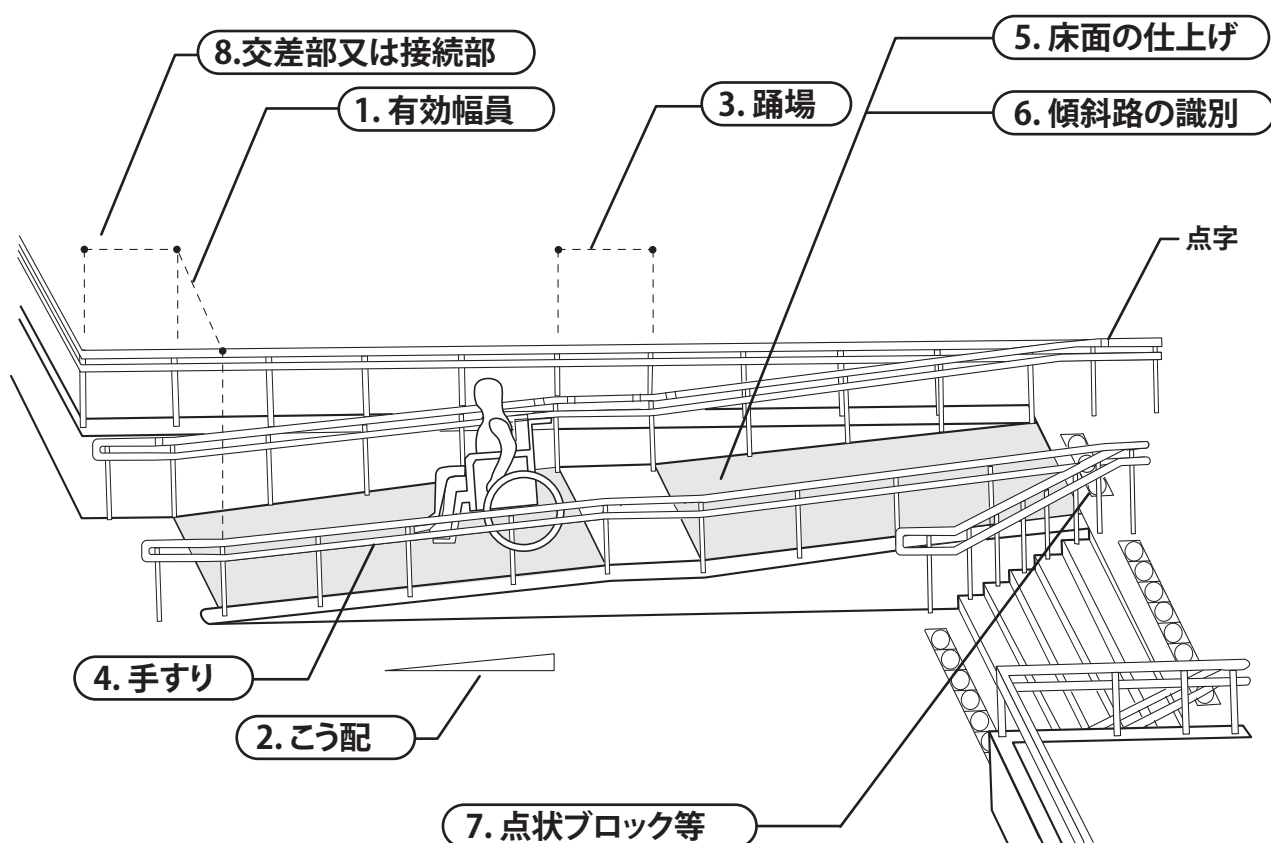
## 基本的な考え方

通路面に高低差が生じる場合には、車いす使用者等の通行に支障がないように傾斜路を設ける必要があります。

### 設計のポイント

- 車いす使用者等が無理なく上ることができ、また、安全に下ることができるよう、傾斜路の位置、幅員、こう配、踊場等に配慮します。
- 視覚障がい者の利用を配慮し、起終点を認知しやすいものとするため、手すりに点字表示等の配慮を行います。

### 整備項目



**整備の対象** | 廊下等や敷地内の通路等に設けられる傾斜路を対象とします。

**留意事項** | 点状ブロック等は、建物の用途や規模等により整備内容が異なります。  
1/25以下のこう配は、傾斜路として取り扱いません。

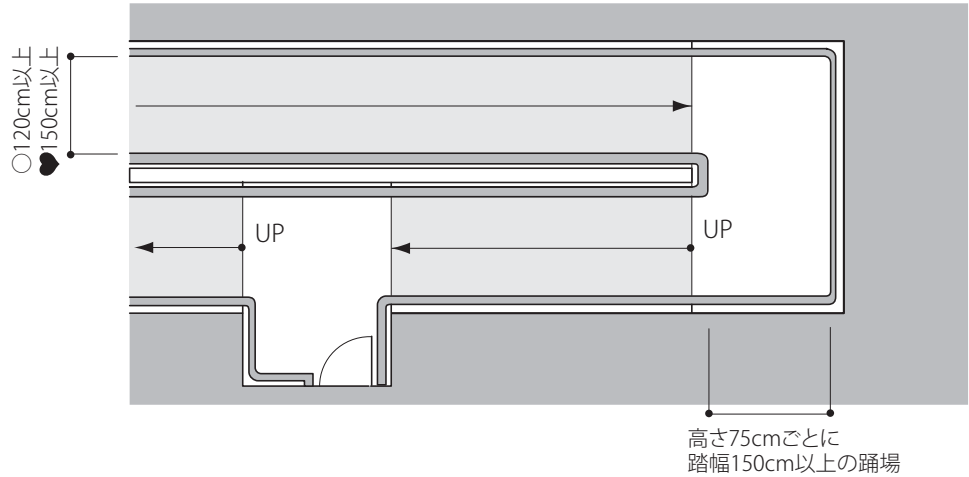
# 1. 有効幅員

[整3(1) 誘3(1)]

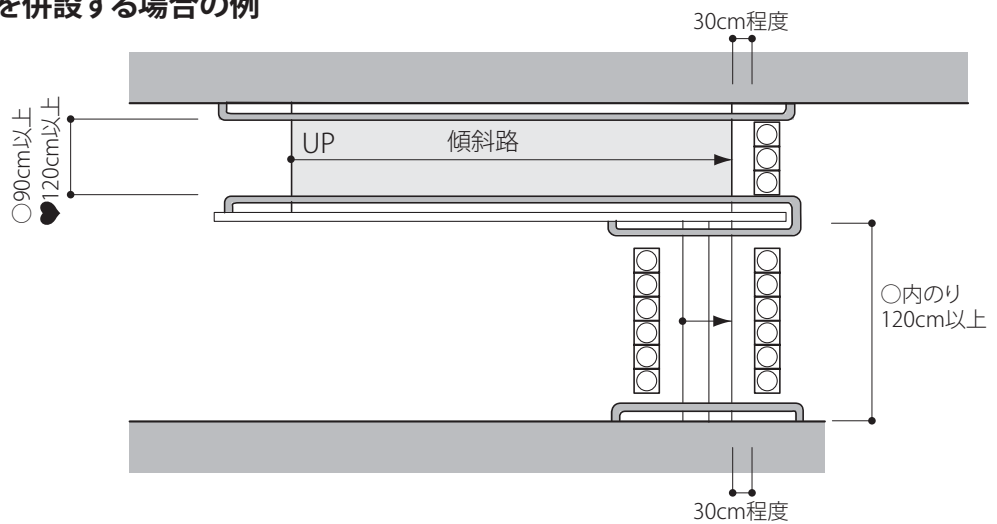
- 傾斜路の有効幅員は120cm以上とし, 段を併設する場合は90cm以上とします。
- ♥ 傾斜路の有効幅員は150cm以上とし, 段を併設する場合は120cm以上とします。
- ◇ 整備基準で段を併設する場合の段の内りのりは120cm以上必要です。

\*「90cm」とは, 車いすで通過しやすい幅です。  
 \*「120cm」とは, 人が横向きになれば車いすとすれ違い, 松葉杖使用者が円滑に通過できる幅です。  
 \*「150cm」とは, 車いすが回転でき, 人と車いすがすれ違いやすい幅です。  
 \*段の内りを120cm以上とするのは, 傾斜路の「90cm」では, 松葉杖使用者が利用できないためです。

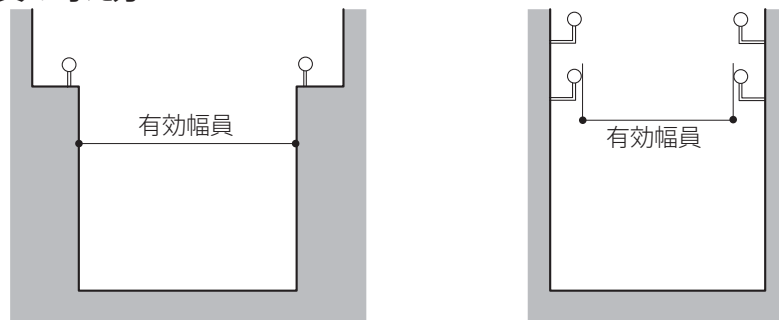
## 通路全幅がスロープの場合の例



## 段を併設する場合の例



## 有効幅員の考え方



○: 整備基準 ♥: 誘導基準 ◇: 標準的な整備内容 ◆: 望ましい整備内容 \*: 語句の解説等

## 2. こう配

[整/3(2) 誘/3(2)]

○傾斜路のこう配は、1/12以下とします。高低差が16cm以下の場合、1/8以下とします。

♥傾斜路のこう配は、1/12以下とします。

♥敷地内の通路の傾斜路のこう配は、1/15以下とします。

\*「1/12」とは、国際シンボルマークの掲示のための基準となっているこう配です。

\*「1/8」とは、建築基準法上に規定されている最大こう配です。

## 3. 踊場

[整/3(3) 誘/3(3)]

○♥高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けます。

\*こう配のある傾斜路が長く続くと、下りの時に加速がついて危険であり、また、上りの時には休憩したり、加速をつけるために水平部は必要です。

## 4. 手すり

[整/3(4) 誘/3(5)]

○傾斜路には、手すりを設けます。

♥傾斜路には、両側に手すりを設けます。

◆手すりには、現在位置、方向、行き先等を点字で表示することが望まれます。

◆手すりは、上下2本設置することが望まれます。

注) 手すりの形状、設置方法については、「9. 手すり」の項を参照して下さい。

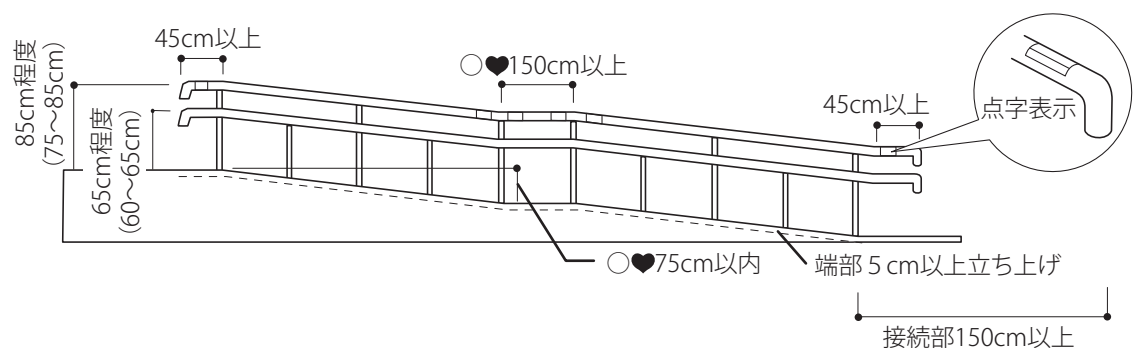
\*整備基準としては「片側に設置」を「許容」していますが、例えば片側マヒの人の利用等を考慮すると、できる限り両側に設置することが望まれます。

※「9.手すり」の項を参照(P135)

### 「9.手すり」に定める構造

整備内容	○整備基準	♥誘導基準
手すり	手すりを設ける	両側に手すりを設ける
設置方法	原則として連続して設け、高さ80cm程度とする	連続して設け、1本の場合は80cm程度、2本の場合は65cm程度及び85cm程度とする
形状	握りやすい形状で、傾斜路並びに階段等の上下端部では、高齢者、障がい者等の昇降に支障のない程度に床面と平行に延長し、両端を壁面又は下方へ巻き込む	同 左
点字表示		手すりの端部、わん曲部等に現在位置、方向、行き先等を点字で表示する

### 手すりの設置の例



## 5. 床面の仕上げ

[整/3(5) 誘/3(6)]

○♥表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げます。

\*「滑りにくい材料」は「3. 資料編」参照。(P 387)



## 6. 傾斜路の識別

[整/3(6) 誘/3(7)]

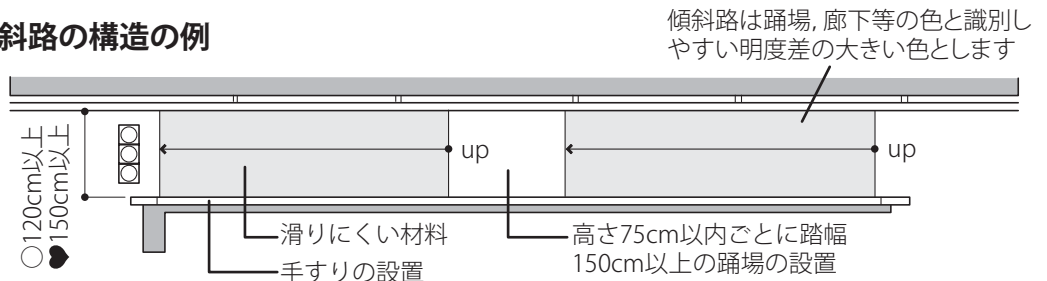
- 傾斜路前後の廊下等との色の明度の差が大きいこと等により、その存在を容易に識別できるものとします。
- ♥踊場及び当該傾斜路に接する廊下等の色と明度の差の大きい色にすること等により、識別しやすいものとします。
- ♥下表のものについては、色の明度差が大きいことに加え、「色相又は彩度の差が大きい」ことが必要です。

\*「容易に識別できるもの」とすることは、弱視者等の視覚障がい者に配慮するためです。

用途
「色の明度、色相又は彩度の差が大きい」ことが必要な施設 特別支援学校、病院又は診療所、劇場、観覧場、映画館又は演芸場、集会場又は公会堂、展示場、百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗、ホテル又は旅館、保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署、老人ホーム、福祉ホーム、その他これらに類するもの(主として高齢者、障がい者等が利用するものに限る。)、老人福祉センター、児童厚生施設、身体障がい者福祉センターその他これらに類するもの、体育館(一般公共の用に供されるものに限る。)、水泳場(一般公共の用に供されるものに限る。) 若しくはボーリング場又は遊技場、博物館、美術館又は図書館、公衆浴場、飲食店、郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗、車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの、自動車の停留又は駐車のための施設(一般公共の用に供されるものに限る。)、公衆便所、公共用歩廊

注)これらの施設は、バリアフリー法施行令第5条に規定する特別特定建築物です。

### 傾斜路の構造の例



## 7. 点状ブロック等

[整/3(7) 誘/3(8)]

※適用する用途・規模は「10.視覚障がい者誘導用ブロック等」の項を参照(P138)

- ♥傾斜路の上端に近接する廊下等及び踊場の部分には、点状ブロック等を敷設します。

ただし、以下の場合はこの限りではありません。

- ①建築物の立地状況もしくは用途により整備が必要でない、もしくは適当でない場合  
(①については、「10.視覚障がい者誘導用ブロック等」の項を参照)
- ②傾斜がある部分と連続して手すりを設ける場合  
(踊場の部分に限る)
- ③高さが16cm以下かつ勾配が1/12以下の場合

## 8. 交差部又は接続部

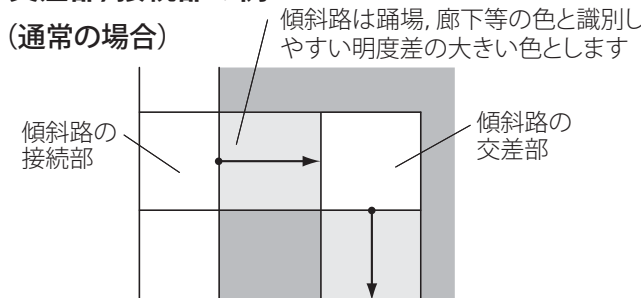
[誘/3(4)]

- ♥傾斜路の交差部又は接続部には、踏幅150cm以上の踊場を設けます。

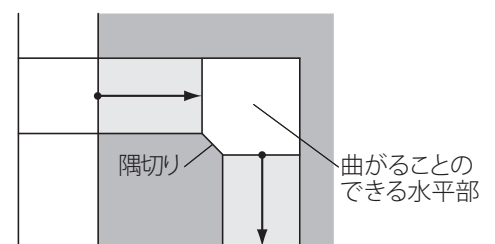
\*こう配のある傾斜路が長く続くと、下りの時に加速がついて危険であり、また、上りの時には休憩したり、加速をつけるために水平部は必要です。

### 交差部、接続部の例

(通常の場合)



(幅が狭い場合)

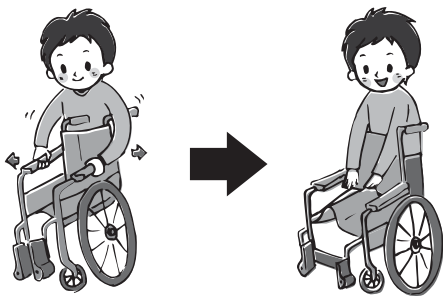


○:整備基準 ♥:誘導基準 ◇:標準的な整備内容 ◆:望ましい整備内容 \*:語句の解説等



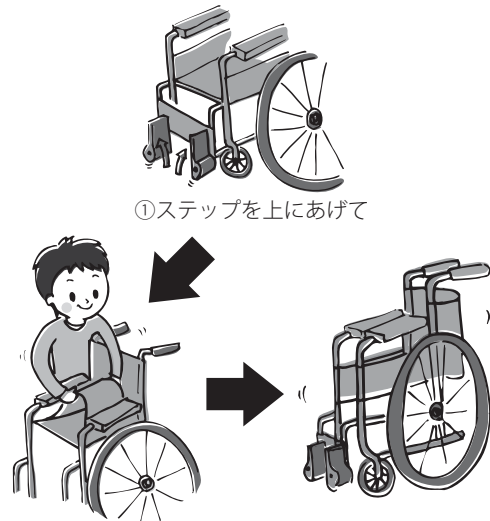
## 車いすの介助方法 1

### ●車いすを広げるには



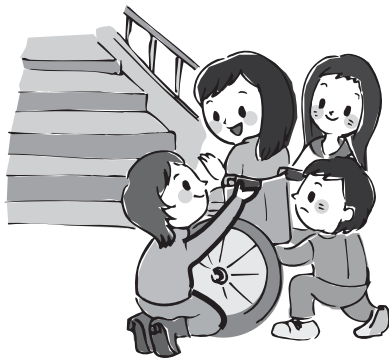
- ①少し外側に開きます。
- ②次に、シートの両端に手をおいて押し広げます。  
※指を挟まないよう注意しましょう。

### ●車いすをたたむには



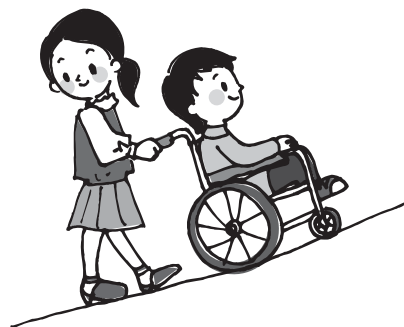
- ②次にシートの中央部を引っ張りあげます。

### ●階段を上り下りするとき



階段で上り下りを手伝うには、3～4人がかりで、呼吸を合わせて静かに持ちあげ上ります。下りるときは車いすは上りと同じ向きで、後ろ向きのまま持ちあげおろします。

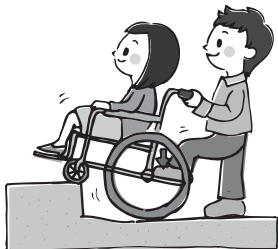
### ●坂道をくだるとき



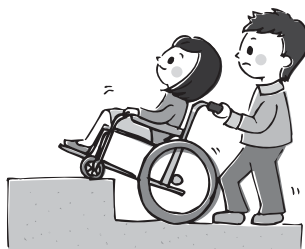
坂道をくだる場合は後ろ向きのままゆっくりくだるようにします。

## 車いすの介助方法 2

### ●車いすで段差を上るとき



①段差の前でステップバーを踏み、前輪を浮かせながらせます。



②前輪をしっかりと段差の上に乗せます。

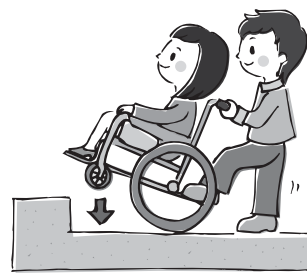


③後輪を引き上げながら前に押し、段の上にあげます。

### ●車いすで段差を下るとき

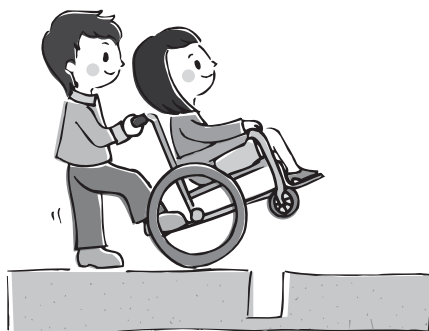


①上るときと逆の要領でうしろ向きにゆっくり後輪をおろします。



②ステップバーで前輪をあげ、後ろに引き、ゆっくりと前輪をおろします。

### ●溝やすき間を越えるとき



道路に溝があったり、電車とホームの間が大きくあいている場合は、段差の上り下りと同じ要領で溝の前で前輪をあげて越えます。

特に、踏切は、車いすの前輪がレールの溝にはまってしまう恐れがあるため、介助があると安心です。見かけたら声をかけましょう。

**注!**

介護者が車いすから手を離すときは、必ずブレーキをかけ、車いすが動かないように注意しましょう。

# 4.階段

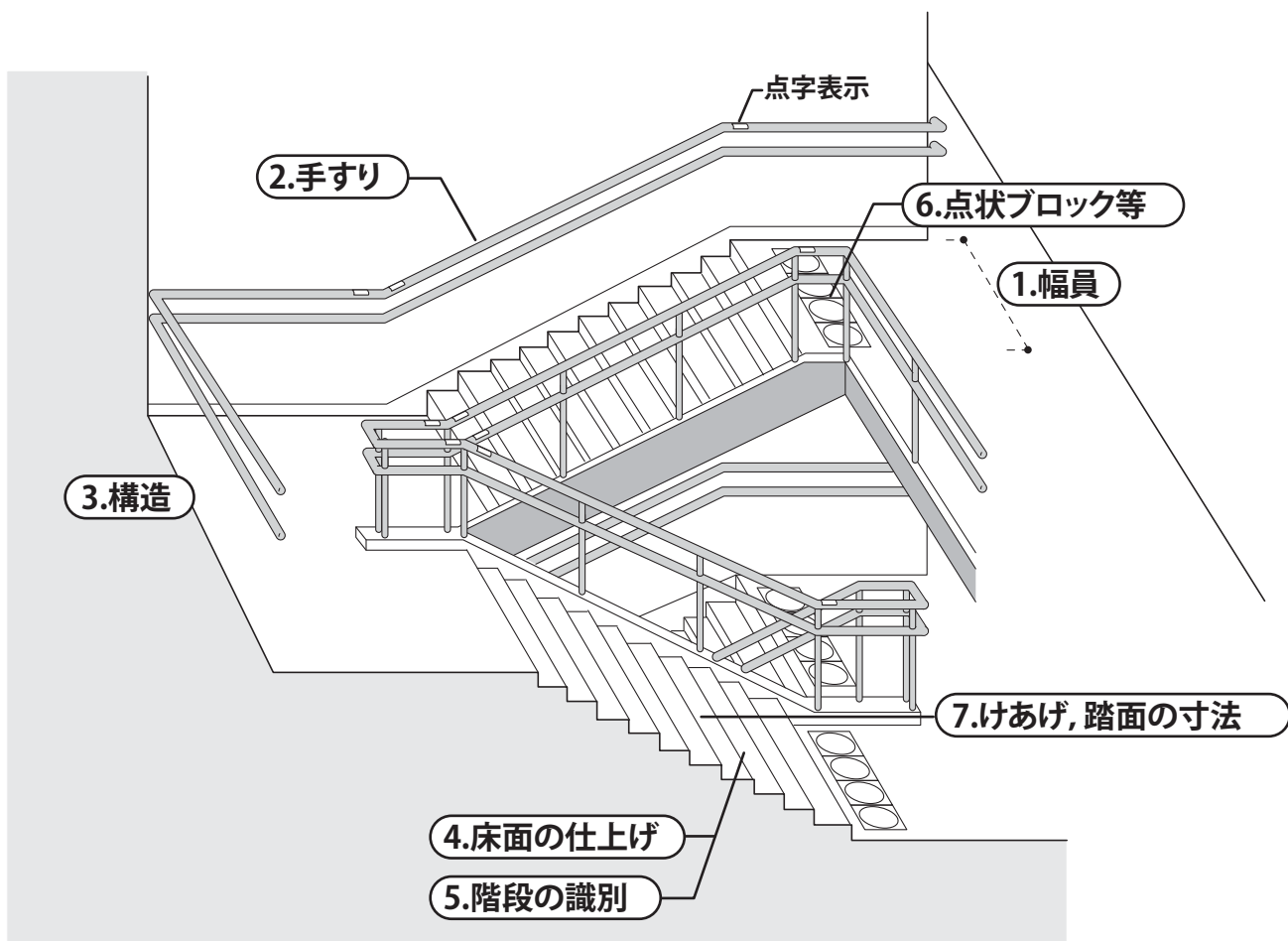
## 基本的な考え方

階段は、高齢者、障がい者等にとって大きな負担になるとともに、転落などの危険性が高いところであり、安全性の確保や上下移動の負担軽減に配慮する必要があります。高齢者、障がい者等が支障なく通行できるように、構造や床面の仕上げなどに配慮する必要があります。

### 設計のポイント

- 階段は、高齢者、杖使用者等に配慮し、上りやすいこう配であることと、松葉杖の使用や介助等も可能な幅員を確保することが必要です。
- 階段は上下運動と回転運動が重ならないように、回り階段は避け、直階段や折れ階段とします。さらに、階段は、転倒しやすい場所であり、つまずいたり、滑ったりしないように、段鼻の仕様への配慮や連続した手すりの設置等を行うことが必要です。
- 視覚障がい者への配慮として、階段手前には、段の存在を認識できる床材を敷設するとともに、手すり端部には点字表示を行うことが必要です。

### 整備項目



#### 整備の対象

- 不特定かつ多数の人が使用する階段で、直接地上に出ることができない階に通じる主要な階段を対象とします。

#### 留意事項

- 建物の用途や規模等により、整備内容が異なります。(次ページ参照)
- 避難のみに使用される階段は対象外です。
- 点状ブロック等は、建物の用途・規模等により整備内容が異なります。

## ○階段の整備基準適用範囲

	不特定かつ多数の人が利用する直接地上に出ることができない階に通じる主要な階段				
	基本的な考え方	用途面積の合計が300㎡未満の建築物の階段	エレベーター等が設けられた場合の階段	代替サービスを講じる場合の階段	共同住宅等でエレベーターが設置されている場合の階段
1.幅員	●120cm	—	—	—	—
2.手すり	●	●	●	●	
3.構造	●	●	●	●	
4.床面の仕上げ	●	●	●	●	
5.階段の識別	●	●	●	●	
6.点状ブロック等	△	△	△	△	

●:整備が必要 △:用途規模によって整備が必要 —:整備を求めている

\*幅員について小規模な建築物を適用除外としているのは、スペースの関係等からやむを得ない状況を考慮しているためです。

\*「エレベーター等」とは、エレベーターや車いす使用者用昇降機等です。

\*「代替サービス」とは、当該階において提供されるサービスもしくは販売される物品を高齢者、障がい者等が享受もしくは、購入することができる措置です。

\*「共同住宅等」は、多数の人が同時に利用する機会が少ないため、エレベーターが設置されている時は整備を求めています。

## ♥階段の誘導基準適用範囲

	不特定かつ多数の人が利用する直接地上に出ることができない階に通じる主要な階段				
	基本的な考え方	自動車車庫の階段	学校等施設の階段	共同住宅等の階段 (エレベーターがない場合)	共同住宅等でエレベーターが設置されている場合の階段
1.幅員	●150cm	●	●	●140cm	—
2.手すり	●	●	●	●	
3.構造	●	●	●	●	
4.床面の仕上げ	●	●	●	●	
5.階段の識別	●	●	●	●	
6.点状ブロック等	●	△	△	△	
7.けあげ、踏面の寸法	●	●	●	●	

●:整備が必要 △:用途規模によって整備が必要 —:整備を求めている

## 1. 幅員

[整/4(1) 誘/4(1)]

○階段の内のりは、120cm以上とします。

♥階段の内のりは、150cm以上とします。ただし、共同住宅等は、140cm以上とします。

\*「120cm」とは、松葉杖使用者の昇降に必要な幅です。

\*「150cm」とは、松葉杖使用者が円滑に昇降できる幅です。

## 2. 手すり

[整/4(2) 誘/4(3)]

※「9.手すり」

の項を参照(P135)

○手すりを設けます。

♥両側に手すりを設けます。

◆手すり子形式とする場合は、階段の側桁又は地覆を2cm以上立ちあげることが望まれます。

\*「立ち上がり」は、側面を手すり子形式とする場合に杖先が落ちないようにするものです。

\*1段の時は手すりは不要です。2段の時は、けあげ16cm以下、踏面30cm以上の時のみ手すり不要です。

※「9.手すり」の項を参照(P135)

### 「9.手すり」に定める構造

整備内容	○整備基準	♥誘導基準
手すり	手すりを設ける	両側に手すりを設ける
設置方法	原則として連続して設け、高さ80cm程度とする	連続して設け、1本の場合は80cm程度、2本の場合は65cm程度及び85cm程度とする
形状	握りやすい形状で、傾斜路並びに階段等の上下端部では、高齢者、障がい者等の昇降に支障のない程度に床面と平行に延長し、両端を壁面又は下方へ巻き込む	同 左
点字表示		手すりの端部、わん曲部等に現在位置、方向、行き先等を点字で表示する

## 3. 構造

[整/4(3) 誘/4(4)]

○回り段を設けないこととします。ただし、建築物の構造上回り段を設けない構造とすることが困難な場合はこの限りではありません。

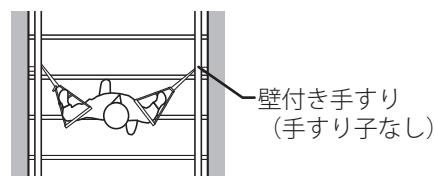
\*「回り段を設けない」のは、踏面が内側と外側で異なるため視覚障がい者等が段を踏み外す恐れがあり、方向を見失いやすいためです。

\*「困難な場合」とは、例えば小規模な店舗等で敷地形状等の理由により、回り段を設けざるを得ない場合です。

♥回り段を設けないこととします。

◇踊場には、こう配や段差は設けません。

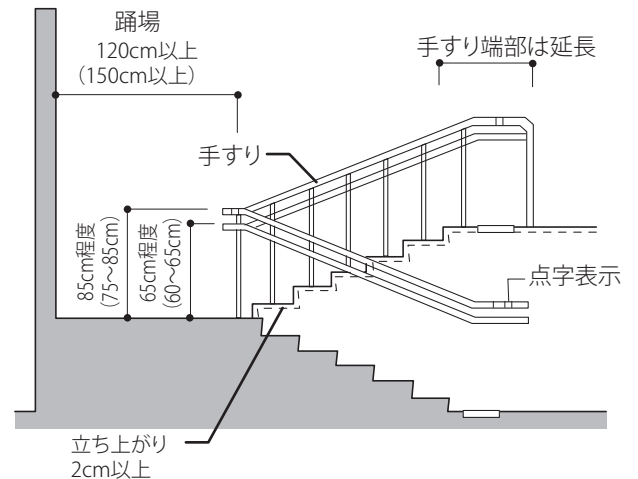
### 内のり寸法の例



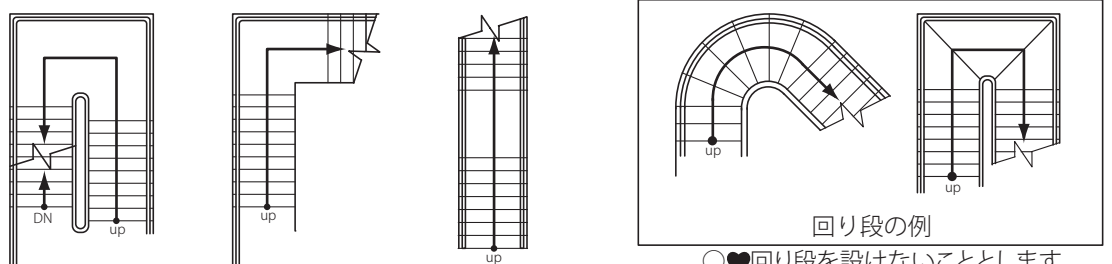
○120cm以上 (踊場部分も同様)  
♥150cm以上 (共同住宅等は140cm以上)

手すり子がない場合は図のように壁から壁の寸法が幅員となりますが、杖で移動する上で支障となる手すり子等が設けられている場合は、手すりを除いた寸法となります

### 手すりの設置例



### 階段の構造の例



○♥回り段を設けないこととします

○:整備基準 ♥:誘導基準 ◇:標準的な整備内容 ◆:望ましい整備内容 \*:語句の解説等

## 4. 床面の仕上げ

[整/4(4) 誘/4(5)]

- ♥表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げます。

◇段鼻(路面の端部)にすべり止め(ノンスリップ)を設けます。

\*「滑りにくい材料」は「3.資料編」参照。(P387)

\*ノンスリップを設けることは、滑り止めの手段として有効です。ただし、金属製のものは杖が滑るので、できる限り避けます。

\*同一色の場合、弱視の人にとっては、階段が平面と見えることがあるからです。

\*「つまずきにくい構造」とは、段鼻を突き出さないことや、けあげ・踏面の面をそろえる等です。

## 5. 階段の識別

[整/4(5)(6) 誘/4(6)(7)]

- ♥踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとし、ます。

- ♥段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造とします。

- ♥下表のものについては、色の明度差が大きいことに加え、「色相又は彩度の差が大きい」ことが必要です。

	用途
「色の明度、色相又は彩度の差が大きい」ことが必要な施設	特別支援学校、病院又は診療所、劇場、観覧場、映画館又は演芸場、集会場又は公会堂、展示場、百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗、ホテル又は旅館、保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署、老人ホーム、福祉ホーム、その他これらに類するもの(主として高齢者、障がい者等が利用するものに限る。)、老人福祉センター、児童厚生施設、身体障がい者福祉センターその他これらに類するもの、体育館(一般公共の用に供されるものに限る。)、水泳場(一般公共の用に供されるものに限る。)、若しくはボート場又は遊技場、博物館、美術館又は図書館、公衆浴場、飲食店、郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗、車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの、自動車の停留又は駐車のための施設(一般公共の用に供されるものに限る。)、公共用歩廊

注)これらの施設は、バリアフリー法施行令第5条に規定する特別特定建築物です。

◇けこみ板は必ず設け、段鼻は突き出さないようにします。

## 6. 点状ブロック等

[整/4(7) 誘/4(8)]

※適用する用途・規模は「10.視覚障がい者誘導用ブロック等」の項を参照(P138)

- 階段の上端に近接する廊下等及び踊場の部分には、点状ブロック等を敷設します。

ただし、以下の場合はこの限りではありません。

- ①建築物の立地状況もしくは用途により整備が必要でない、もしくは適当でない場合

- ②段がある部分と連続して手すりを設ける場合(踊場の部分に限る)

\*整備基準としては、転落防止などの危険の度合いから階段の上端にのみ設置義務を設けていますが、段があることを知らせるために上下端の設置が望まれます。

- ♥階段の上下端に近接する廊下等及び踊場の部分には、点状ブロック等を敷設します。

ただし、以下の場合はこの限りではありません。

- ①段がある部分と連続して手すりを設ける場合(踊場の部分に限る)

## 7. けあげ、踏面の寸法

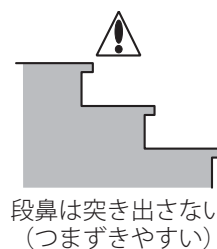
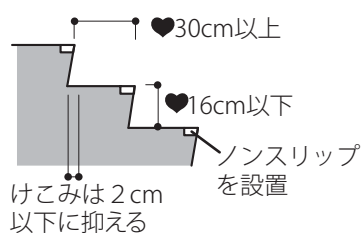
[誘/4(2)]

- ♥けあげは16cm以下、踏面は30cm以上とします。

- ◆同一階段では、けあげ及び踏面の寸法を一定にすることが望まれます。

\*「けあげ16cm以下、踏面30cm以上」とは、高齢者等が昇降しやすい寸法です。

### けあげ、踏面の形状



⚠:望ましくない整備例

○:整備基準 ♥:誘導基準 ◇:標準的な整備内容 ◆:望ましい整備内容 \*:語句の解説等



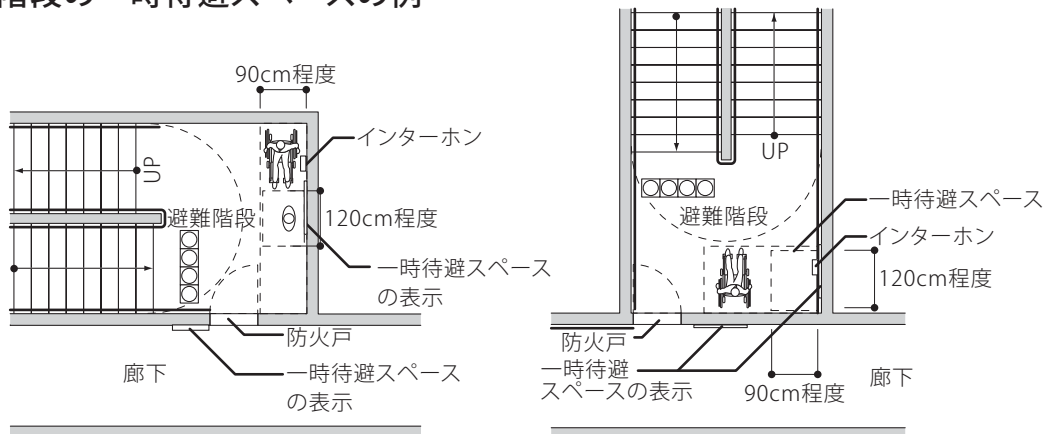
## 避難設備・施設の設計ポイント

### ●避難施設・設備の設計では、以下のような配慮が望めます。

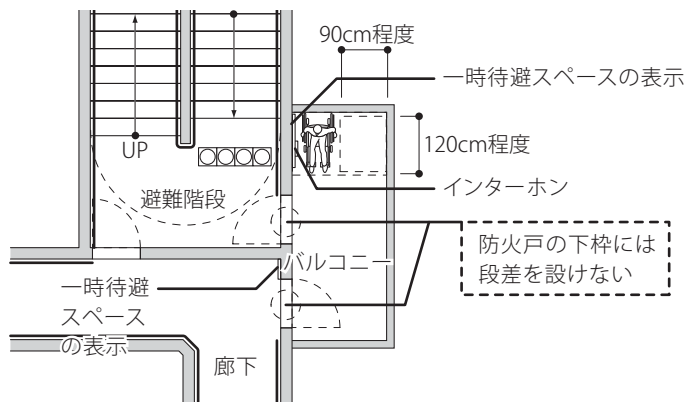
- ・避難のための動線計画は、利用者にとって、わかりやすいものとする。
- ・避難施設となる屋内の通路には、車いす使用者が円滑に利用できる有効幅員、ゆとりある空間を確保し、原則として段を設けない。
- ・階段を利用して避難することが難しい車いす使用者等が、非常時に待避し、安全に救助を待つためのスペースを設けることが望ましい。
- ・視覚障がい者、聴覚障がい者等に対応した非常用警報装置や避難誘導のための案内表示・情報伝達設備を設ける。

### ■参考図

#### ●階段の一時待避スペースの例



#### ●バルコニー等の一時待避スペースの例



# 5.エレベーター

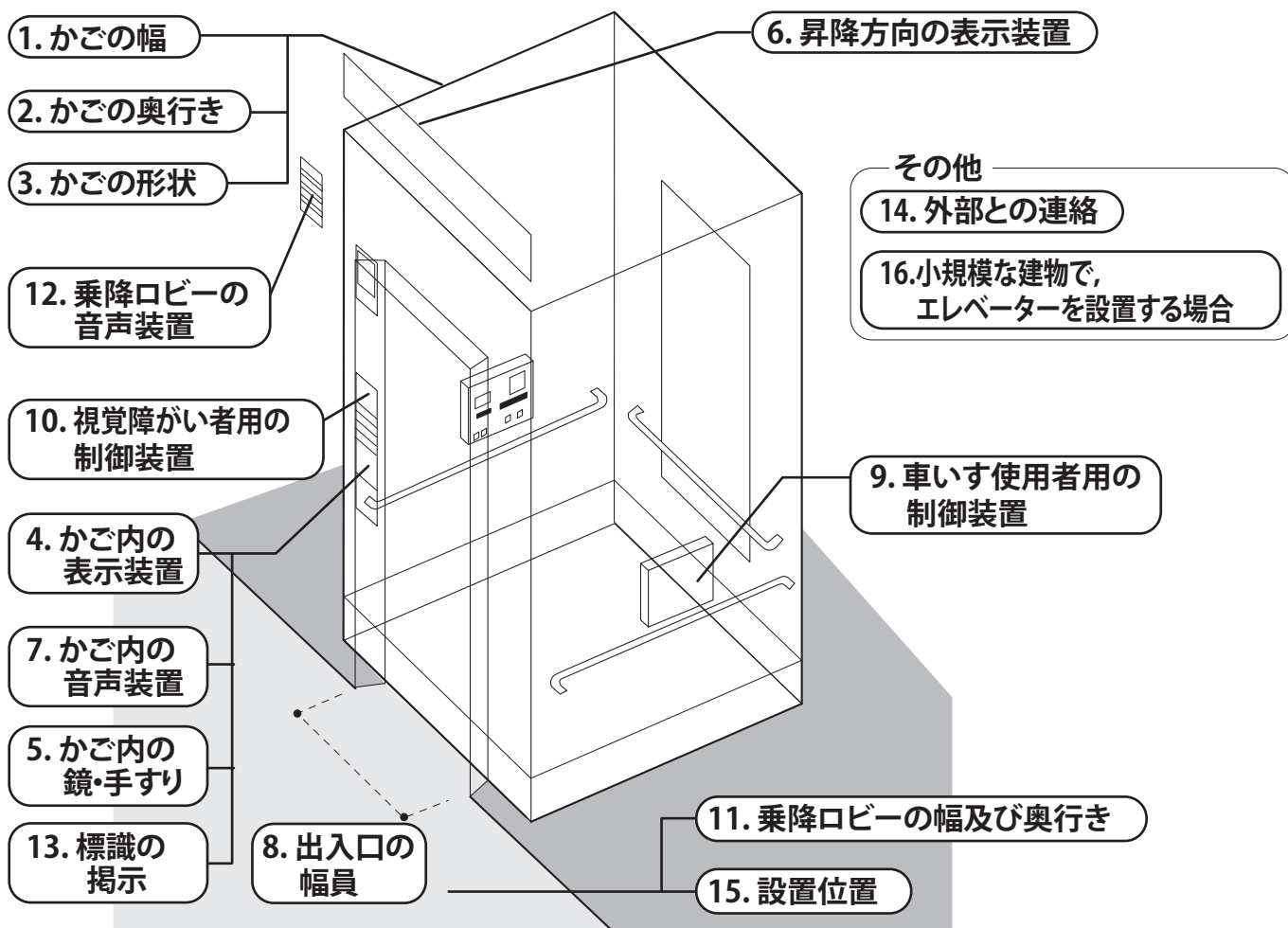
## 基本的な考え方

エレベーターは高齢者や障がい者等をはじめとして、階段の利用が困難な人にとっての垂直移動の手段として最も有効であり、階数にかかわらず垂直移動が必要な施設には可能な限り設置することが必要です。また、障がい者等が円滑に操作して目的の階へ移動出来るように案内や標示、操作盤などに配慮する必要があります。

### 設計のポイント

- 不特定かつ多数の者が利用し、直接地上階に通じる出入口がない階を有する建築物（高齢者、障がい者等が当該階において提供されるサービス等を受けることができる場合はこの限りではない）には、車いす使用者、視覚障がい者等も到達できるようにエレベーターを設けます。
- エレベーターのうち、1台以上は車いす使用者、視覚障がい者等が利用できるものを設置します。
- エレベーターは、玄関ホール等のわかりやすい場所に設けます。

### 整備項目



#### 整備の対象

- 不特定かつ多数の人が利用し、直接地上に出ることができない階がある建築物に設置するエレベーターを対象とします。

#### 留意事項

- 建物の用途や規模等により、整備内容が異なります。(次ページ参照)
- 整備基準では11人乗以上の、誘導基準では13人乗以上のエレベーターの1ヶ所以上の設置を求めています。
- また、整備基準では、小規模又は低層の建築物に設置する場合にも、高齢者、障がい者等に配慮した構造とすることを求めています。
- 整備基準、誘導基準で整備を求めていない建築物にエレベーターを設ける場合も、高齢者、障がい者等に配慮した構造とすることが望まれます。



整備基準の対象区分早見表

■ : 基準に適合したエレベーターを整備する

□ : エレベーターを設ける場合は基準に適合させる

■学校等施設（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校）

階数	用途に供する部分の床面積の合計		
	2,000㎡未満	2,000㎡以上	5,000㎡以上
2以上	小規模2		
3以上	■ Bタイプ		
5以上			

※学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校です。

■学校等施設（上記以外）

階数	用途に供する部分の床面積の合計		
	2,000㎡未満	2,000㎡以上	5,000㎡以上
2以上	□ 小規模2		
5以上	■ 小規模1	■ Bタイプ	

※学校等施設(上記以外)とは、英会話スクールなどの各種学校や自動車学校です。

■共同住宅等

階数	用途に供する部分の床面積の合計	
	2,000㎡未満	2,000㎡以上
2以上	□ 小規模2	
5以上	■ 小規模1	■ Cタイプ

■自動車車庫

階数	用途に供する部分の床面積の合計		
	2,000㎡未満	2,000㎡以上	5,000㎡以上
2以上	□ 小規模2	■ Bタイプ	
5以上	■ 小規模1		

■事務所及び工場（工場にあっては、作業場の面積を除く）

階数	用途に供する部分の床面積の合計		
	2,000㎡未満	2,000㎡以上	5,000㎡以上
2以上	□ 小規模2	■ Bタイプ	■ Aタイプ
5以上	■ 小規模1		

※小規模2についてはエレベーターを設置する場合に整備を求めます。

■上記以外の施設

階数	用途に供する部分の床面積の合計	
	2,000㎡未満	2,000㎡以上
2以上	□ 小規模2	■ Aタイプ
5以上	■ 小規模1	

区分A,B,C,小規模1,2は次ページを参照して下さい。

## 整備基準の整備内容早見表

整備内容	Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ	小規模1	小規模2
1. かごの幅 ・内のり140cm以上	●	●	● 内のり105cm以上 床面積1.59㎡以上	—	—
2. かごの奥行き ・内のり135cm以上	●	●	●	● ※	—
3. かごの形状 ・車いすの転回に支障なし	●	●	—	—	—
4. かご内の表示装置 ・停止予定階や現在位置を表示する装置	●	●	●	—	—
5. かご内の鏡 ・正面鏡等の設置	●	●	●	●	●
5. かご内の手すり ・手すり3面設置 ・手すり高さ ※2方向に出入口がある場合、出入口部は設置不要です。	●	●	● 左右2方向	● 1方向	● 1方向
6. 昇降方向の表示装置 ・乗降ロビーに設置	●	●	—	—	—
7. かご内の音声装置 ・到着階や戸の開鎖を知らせる装置	●	—	—	—	—
8. 出入口の幅員 ・有効80cm以上	●	●	●	●	●
9. 車いす使用者用の制御装置 ・制御装置 ・設置面 ・装置の高さ ・戸の開放時間 ・光電装置	● 2面設置 戸の開放時間は 10秒	● 2面設置 戸の開放時間は 10秒	● 2面設置 戸の開放時間は 10秒	● 1面設置 戸の開放時間は 7秒	—
10. 視覚障がい者用の制御装置 ・制御装置(点字)	●	—	—	● 必要に応じて	● 必要に応じて
11. 乗降ロビーの幅及び奥行き ・幅及び奥行きの内り150cm以上	●	●	●	—	—
12. 乗降ロビーの音声装置 ・かごの昇降方向を知らせる装置	●	—	—	—	—
13. 標識の掲示 ・乗降ロビー等に、利用しやすいエレベーターの設置を示す標識を掲示	●	●	●	—	—

※P90のエレベーター機種表を参照してください。

## 誘導基準の整備内容早見表

整備内容	1台目			2台目以降	
	学校等施設	共同住宅等	左記以外のすべての施設	共同住宅等	左記以外のすべての施設
1. かごの幅 ・内のり160cm以上	●	● 内のり140cm以上 床面積1.83㎡以上	●	● 内のり105cm以上 床面積1.59㎡以上	● 内のり140cm以上 床面積1.83㎡以上
2. かごの奥行き ・内のり135cm以上	●	● トランク付きは 200cm以上	●	●	●
3. かごの形状 ・車いすの転回に支障なし	●	●	●	—	●
4. かご内の表示装置 ・停止予定階や現在位置を表示する装置	●	●	●	●	●
5. 鏡 ・正面鏡等の設置	●	●	●	—	—
5. 手すり ・手すり3面設置 ・手すり高さ	●	●	●	—	—
6. 昇降方向の表示装置 ・乗降ロビーに設置	●	●	●	—	—
7. かご内の音声装置 ・到着階や戸の閉鎖を知らせる装置	—	—	●	—	—
8. 出入口の幅員 ・有効90cm以上	●	● 80cm以上	●	● 80cm以上	● 80cm以上
9. 車いす使用者用の制御装置 ・制御装置 ・設置面 ・装置の高さ ・戸の開放時間 ・光電装置	● 戸の開放時間は 10秒	● 戸の開放時間は 10秒	● 戸の開放時間は 10秒	—	—
10. 視覚障がい者用の制御装置 ・制御装置(点字)	—	—	●	● 必要に応じて	● 必要に応じて
11. 乗降ロビーの幅及び奥行き ・内のり180cm以上	●	●	●	● 150cm以上	● 150cm以上
12. 乗降ロビーの音声装置 ・かごの昇降方向を知らせる装置	—	—	●	—	—
13. 標識の掲示 ・乗降ロビー等に、利用しやすいエレベーターの設置を示す標識を掲示	●	●	●	—	—

## 1. かごの幅

[整/5(2)ア 誘/5(2)ア]

○かごの幅は内のり140cm以上とします。ただし、共同住宅等に設けられるエレベーターは、かごの幅の内のり105cm以上、かごの床面積1.59㎡以上とします。

♥かごの幅は内のり160cm以上とします。ただし、共同住宅等に設けられるエレベーターは、かごの幅の内のり140cm以上、かごの床面積1.83㎡以上とします。

\*「1.59㎡」とは、共同住宅用の9人乗エレベーターの必要面積です。

\*「1.83㎡」とは、11人乗エレベーターの必要面積です。

## 2. かごの奥行き

[整/5(2)イ 誘/5(2)イ]

○♥かごの奥行きは、内のり135cm以上とします。

♥共同住宅等で、かご内にトランクが設けられている場合においては、トランクを含めたかごの奥行きは、内のり200cm以上とします。

\*「135cm」とは、11人乗エレベーター及び13人乗エレベーターのかごの奥行き寸法で、電動車いすが収まる大きさです。

## 3. かごの形状

[整/5(2)ウ 誘/5(2)ウ]

○♥かごの平面形状は、車いすの転回に支障がないものとします。

◇かごの両面、正面壁の床上80cm程度のところに手すりを設けます。

◇緊急呼び出しボタン、インターホンなどを車いす使用者の手の届く範囲に設置します。

◇光電装置は車いすのフットレスト部分及び身体部の2ヶ所(20cm, 60cm程度)を通すように設置します。

◆かごの内部を見ることができるガラス窓を設置します。

◆必要に応じ、車いす当たりを取り付けることが望めます。

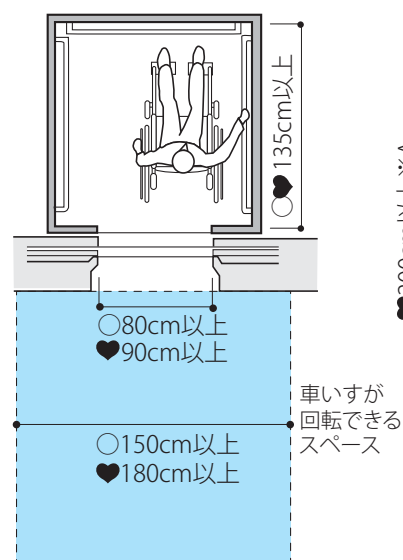
◆建物床とかごとの隙間は3cm以下とし、段差をなくすため、自動着床調整装置を設置することが望めます。

◆トランク付エレベーターは、救急の場合のストレッチャー対応が可能ですので設置が望めます。

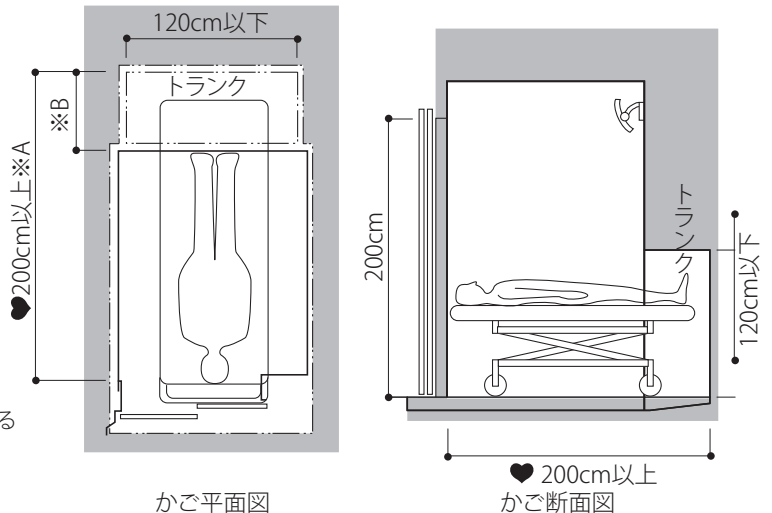
\*非常時は、かごは直近の階で停止するため、「ガラス窓」を設置することで、緊急時に外部と筆談等のやりとりができ、聴覚障がい者などが安心して利用できるようになります。

\*トランク付エレベーターとは、かごに担架あるいはストレッチャーの運搬を目的としたトランクを設けたものをいいます。

### かごの寸法, 形状の例



### トランク付エレベーターの例



※住宅用機種R9-2Sの場合、奥行きAは200cm、奥行きBは48cm

○:整備基準 ♥:誘導基準 ◇:標準的な整備内容 ◆:望ましい整備内容 \*:語句の解説等

#### 4. かご内の表示装置

[整/5(2)エ 誘/5(2)エ]

- ♥かご内には、かごが停止する予定の階を表示する装置及びかごの現在位置を表示する装置を設けます。

#### 5. かご内の鏡・手すり

[整/5(2)オ 誘/5(2)オ]

- ♥かご内には、鏡等及び手すりを設けます。この場合において、鏡等はかご内の正面に設けます。

◇かごの両面、正面壁の床上80cm程度のところに手すりを設けます。ただし、共同住宅等に設けられるエレベーターの正面壁についてはこの限りではありません。

\*鏡等は車いす使用者がかご内部で戸の開閉状況を確認するために必要です。

\*「鏡等」には、凸面鏡等も含まれます。

\*鏡は、ステンレス鏡面又は強化ガラスなど割れにくいものとし、出入口確認用として設置します。

#### 6. 昇降方向の表示装置

[整/5(2)カ 誘/5(2)カ]

- ♥乗降口ビーには、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けます。

#### 7. かご内の音声装置

[整/5(2)キ 誘/5(2)キ]

- ♥かご内には、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の開鎖を音声により知らせる装置を設けます。

◆出入口が2方向あるエレベーターのかご内には、扉の開く方向、階数等を分かりやすく案内する音声案内装置を設けることが望まれます。

#### 8. 出入口の幅員

[整/5(2)ク 誘/5(2)ク]

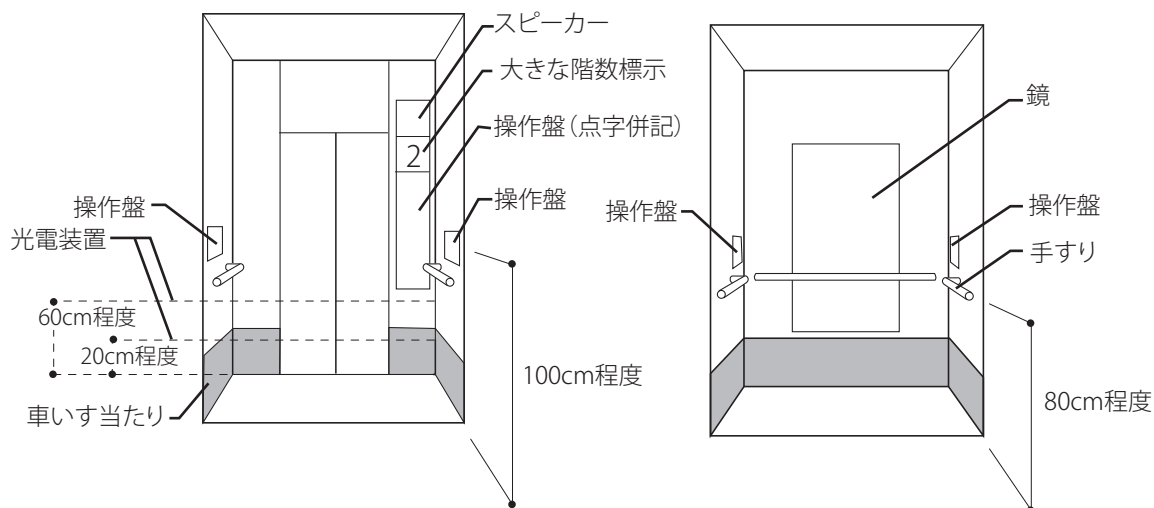
- かご及び昇降路の出入口の幅は、内のり80cm以上とします。

♥かご及び昇降路の出入口の幅は、内のり90cm以上とします。ただし、共同住宅等に設けられるエレベーターは、80cm以上とします。

\*「80cm」とは、車いすが通過できる最低幅です。

\*「90cm」とは、車いすで通過しやすい幅です。

#### かご内の例



○:整備基準 ♥:誘導基準 ◇:標準的な整備内容 ◆:望ましい整備内容 \*:語句の解説等

## 9. 車いす使用者用の制御装置

[整/5(2)ケ 誘/5(2)ケ]

○♥かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けます。

◇制御装置は、左右の壁に設置し、一方は専用主操作盤、もう一方は専用副操作盤とします。

◇低位置の操作ボタンが押されたときには、戸の開放時間を通常よりも長くすることが必要です(10秒程度)。

◆高齢者、障がい者等が常時利用する建築物においては、さらに戸の開閉時間を長くするように配慮が望まれます。

\*「車いす使用者が利用しやすい位置」は、車いす使用者の手の届く範囲に操作ボタンの位置がくるように、床高100cm程度とします。

## 10. 視覚障がい者用の制御装置

[整/5(2)コ 誘/5(2)コ]

○♥かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置(車いす使用者の利用に配慮した制御装置を除く)は、視覚障がい者が円滑に操作できる構造とします。

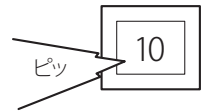
\*「円滑に操作できる」とは、主操作盤に点字を付けることです。

◆不特定かつ多数の人又は視覚障がい者が主に利用する建築物においては、戸の開閉時間を通常より長くするよう配慮が望まれます。

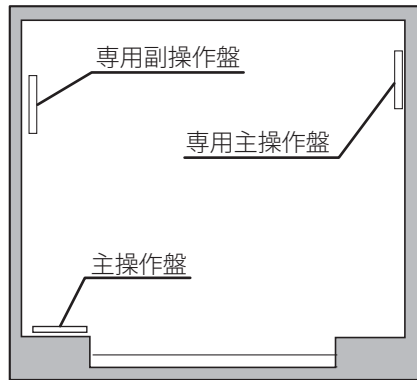
◆行先ボタンは押した感覚がわかるように配慮が望まれます。例えば、押した時に電子音でボタンが操作されたことを伝えることなどです。

◆行先ボタンは、点灯していない状態でも、文字が読みとりやすい配色とし、さらに文字部分を凸型形状とするなど、見ても触れても分かりやすいように配慮が望まれます。

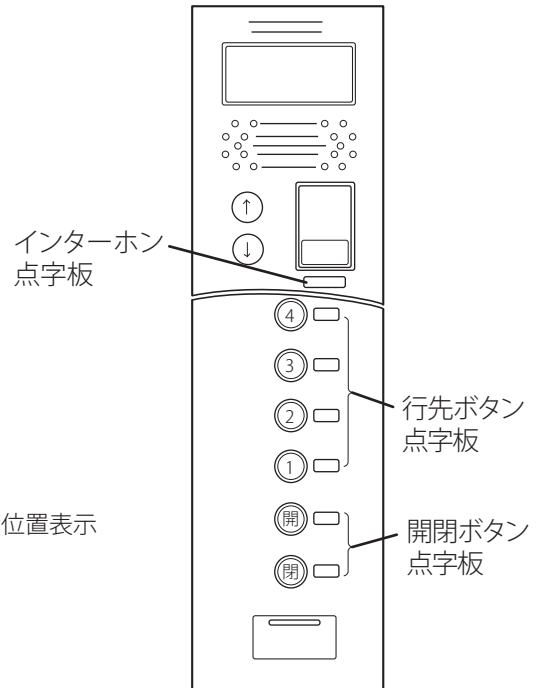
### 行先ボタンの例



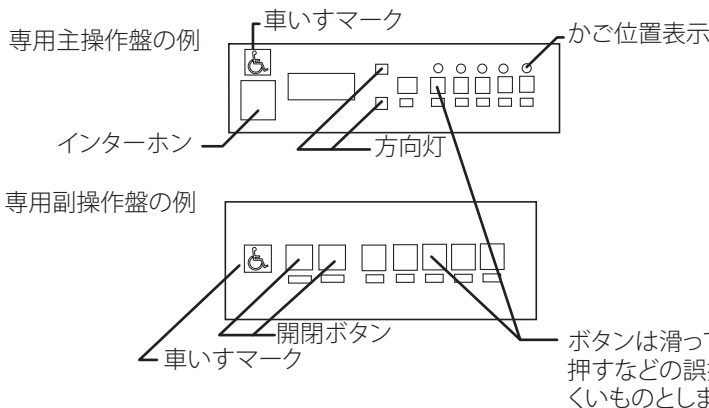
### 操作盤の設置位置の例



### 主操作盤の例



### 操作盤の例



○:整備基準 ♥:誘導基準 ◇:標準的な整備内容 ◆:望ましい整備内容 \*:語句の解説等

## 11. 乗降ロビーの幅及び奥行き

[整/5(2)サ 誘/5(2)サ]

- 乗降ロビーの幅及び奥行きは、内のり150cm以上とします。
- ♥乗降ロビーの幅及び奥行きは、内のり180cm以上とします。

\*「150cm」とは、車いすが回転できる幅です。

\*「180cm」とは、車いすが回転しやすい幅です。

## 12. 乗降ロビーの音声装置

[整/5(2)シ 誘/5(2)シ]

- ♥乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を音声で知らせる装置を設けます。ただし、かご内に、かご及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合は、この限りではありません。

## 13. 標識の掲示

[整/5(2)ス 誘/5(2)ス]

- ♥乗降ロビー又はその付近に、高齢者、障がい者等が利用しやすいエレベーターがある旨を表示した標識を掲示します。

## 14. 外部との連絡

- ◆聴覚障がい者も含めた緊急時の対応に配慮し、以下のような設備を設けることが望まれます。
  - ①かご内には緊急時等に情報提供を行う表示装置等を設けます。
  - ②緊急時のかご内の状況を外部に表示することができるかご内モニターを設けます。

## 15. 設置位置

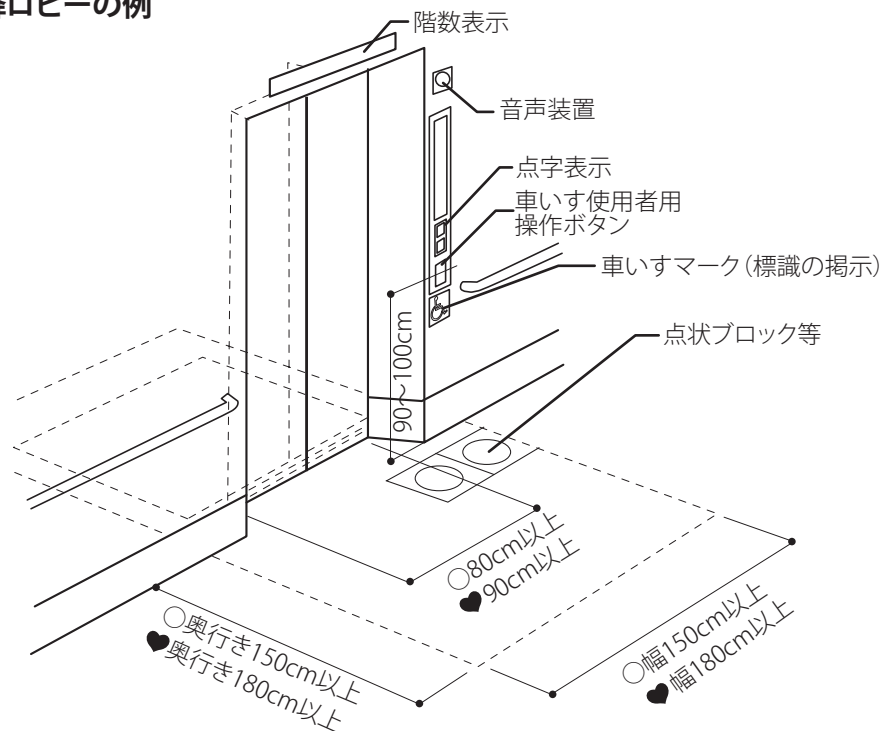
[誘/5(2)]

- ♥エレベーターは、主要な廊下等に近接した位置に設けます。

- ◆点状ブロック等を乗り場ボタンの位置に敷設することが望まれます。

\*視覚障がい者に、エレベーターの呼出ボタンの位置を伝えることができます。

### 乗降ロビーの例



○:整備基準 ♥:誘導基準 ◇:標準的な整備内容 ◆:望ましい整備内容 \*:語句の解説等



## 16. 小規模な建物で、エレベーターを設置する場合

[整/5(3)]

○高齢者、障がい者等に配慮した構造とします。

[小規模1:5階以上で2,000㎡未満の場合]

- ◇車いす使用者が利用可能な奥行きを確保したエレベーターを設けます。
- ◇手すり、車いす制御装置、鏡を設け、かごの形状、ロビー装置、戸の開放時間を車いす使用者にできる限り配慮したエレベーターを設けます。
- ◇必要に応じて、視覚障がい者に配慮した構造とします。

\*車いす使用者が利用できる奥行きを確保すれば、直進して入り、バックして出ることができるためです。  
\*車いす使用者や視覚障がい者などに配慮した構造とするには、4～14(P87～89)の整備を行うことが必要です。用途によって整備を求めている施設もあります。(P83参照)

[小規模2:4階以下で2,000㎡未満の場合等]

- ◇手すりや、かご正面に鏡を設け、車いす使用者にできる限り配慮したエレベーターを設けます。
- ◇必要に応じて、車いす使用者や視覚障がい者に配慮した構造とします。

小規模1に適したエレベーター機種表 (JIS規格による)

単位:mm

使 い 方		かごの内法寸法		乗り込んだ状態でそのまま出る	
最小出入口幅				800	
		(間口)	(奥行)		
適用機種 (JISA4301)	一般乗用	P-6-CO	1,400	850	×
		P-9-CO	1,400	1,100	○
		P-11-CO	1,400	1,350	○
		P-13-CO	1,600	1,350	○
			1,600	1,500	○
		P-15-CO	1,800	1,300	○
			1,800	1,500	○
		P-17-CO	2,000	1,350	○
			1,800	1,700	○
		P-20-CO	2,000	1,500	○
	2,000		1,750	○	
	P-24-CO	2,150	1,600	○	
	住宅用	R-6-2S	1,050	1,150	○
		R-9-2S	1,050	1,520	○
RT-9-2S		1,050	1,520+480	○	
寝台用	B-750-2S	1,300	2,300	○	
	B-1000-2S	1,500	2,500	○	
非常用	E-17-CO	1,800	1,500	○	
JIS規格外	住宅用 (中低層 共同住宅用)	R-4-2S	900	1,400	○

○:車いす使用者が利用可能 ×:車いす使用者が利用困難

※JIS規格外の住宅用(中低層共同住宅用)エレベーターは、各メーカーの規格を参考にしています

### 表中の条件について

手動車いすをかご内で転回しない仕様は、車いすで前進(又は後進)で乗り込み、後進(又は前進)で出ることとし、添乗者又は利用者が少なくとも一人同乗できる条件とします。

○:整備基準 ♥:誘導基準 ◇:標準的な整備内容 ◆:望ましい整備内容 \*:語句の解説等



## 目の不自由な人について

### ●視覚障がいとは

視覚障がいとは、視力や視野、色覚などの視機能が十分でない状態をいいます。

視力障がいは、歩行時に手引きや白杖が必要で、文字の読み書きに点字を使うなど視覚による日常生活が難しい「盲」と、視覚による日常生活は可能ですが、文字の読み書きに不自由が生じる「弱視（低視力、ロービジョン）」があります。

視野障がいは目を動かさないと見たときに見える範囲が狭いことです。

### ●目の不自由な人への接し方



①あいさつをするときは、見える人の方から先に声をかけてください。正面から声をかけるとよいでしょう。



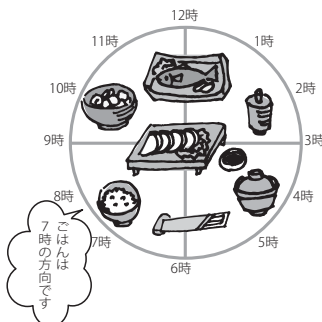
②目の不自由な人の中には、全く見えない人と、少し見える人がいて、お手伝いする内容もそれぞれ違います。何が必要か率直に聞きましょう。



③案内をするときは、白い杖の反対側に立って腕か肩をもってもらい、目の不自由な人の半歩前を周囲の様子を説明しながら歩きます。手をつかんだり、引っぱったり、押ししたりすることはやめましょう。



④階段やエレベーターでは、上がるか下がるかをはっきりと説明することが大切です。



⑤お茶や食事の時は、最初に並べた食器などの位置と内容を説明してください。物の位置は、時計の時間の方向で説明するとわかりやすいでしょう。



⑥トイレでの案内は、和式、洋式の違いを伝え、座る方向や水洗のレバー、トイレットペーパーの位置を手で触れて確認してもらおうとわかりやすいでしょう。

## 耳の不自由な人について

### ●聴覚障がいとは

聴覚障がいは、外見上は障がいのあることがわかりません。コミュニケーションや情報のやりとりをする時に初めてわかるために「見えない障がい」ともいわれています。

聴覚障がいは人によって聞こえ方もコミュニケーション手段も様々です。

### ●耳の不自由な人への接し方



①耳の不自由な人には、必ず正面から話しかけるようにしましょう。



②聞こえない人の会話の方法の一つに唇の動きを読みとる口話法があります。口をやや大きく開いて、はっきり、ゆっくりと話すようにしましょう。



③筆記法は、手のひらや紙に文字を書いて読みあう筆談と、空中に文字を書く空書があります。この方法は多少時間がかかりますが、正確です。書く時は、短く簡潔に書きましょう。



④耳の不自由な人は、音声による案内を利用することができません。駅やデパートなどで、音が聞こえず立ち止まって困っている人がいたら、②や③の方法を使って放送内容を伝えてあげましょう。

# 6. 便所

## a(福祉型便房)

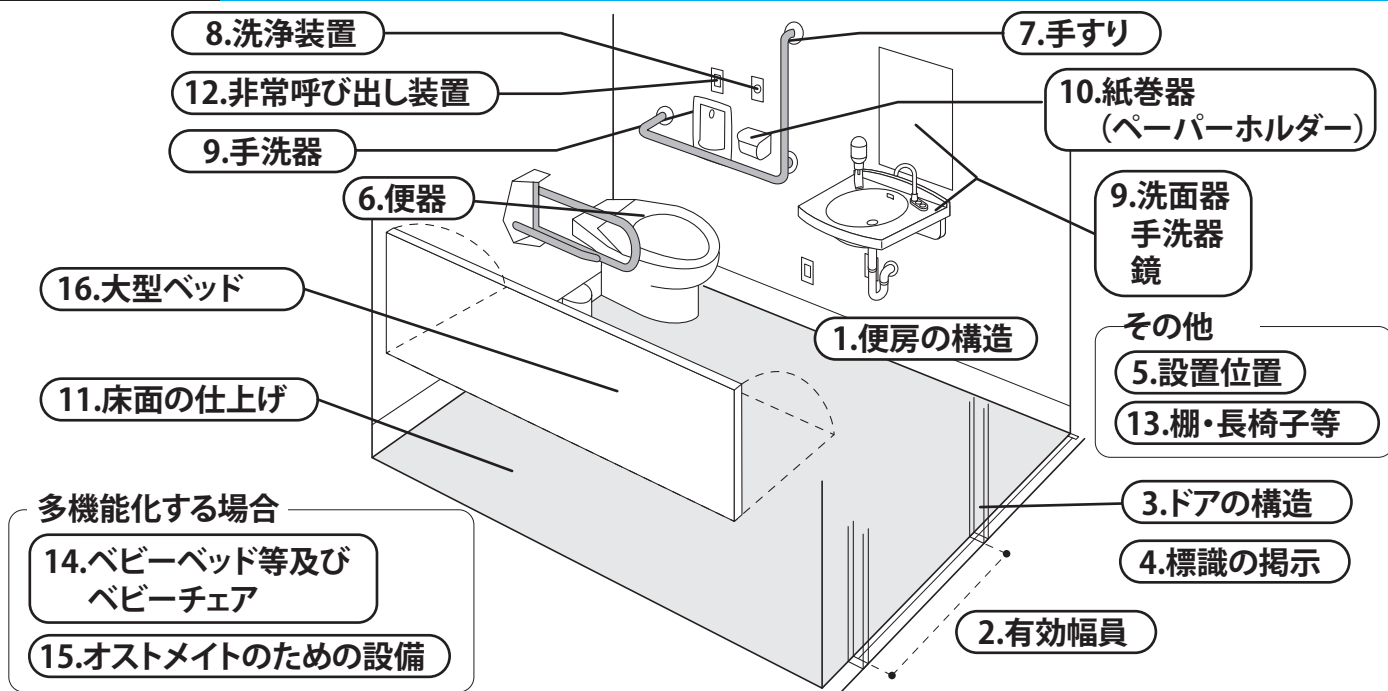
### 基本的な考え方

車いす使用者等が外出した際に困ることのひとつは、利用できるトイレが少ないことです。したがって、利用可能な便房がわかりやすく利用しやすい位置に設置されていることが必要です。

### 設計のポイント

- 福祉型便房とは、車いす使用者が利用可能な便房(個室)のことです。
- 便房は、車いす使用者がなるべく容易に利用できるように、車いすの転回スペースの確保、大型ベッド、手すり、手洗器等を適切な位置に設置します。
- 車いす使用者が利用可能な便房の有無、位置について情報提供を行うことが必要です。また、玄関ホール等のわかりやすい位置に設け、介助者が異性の場合があることに配慮し、少なくとも1以上は、男女が共用できる位置に設ける必要があります。
- 一般便所内にベビーベッド等およびベビーチェアを設けることが困難な場合は、福祉型便房に設けるなど多機能化することが考えられます。

### 整備項目



**整備の対象** | 不特定かつ多数の人が利用する便所を設ける場合に整備の対象とします。

### 留意事項

- 整備基準では、建物の用途や規模等により、整備内容が異なります。(P95参照)  
誘導基準では、すべての用途や規模の建物で整備を求めています。
- 整備基準では、「建築物ごと」に福祉型便房及びオストメイトのための設備が設けられた便房1ヶ所以上(男性用と女性用の区分がある場合はそれぞれ1ヶ所以上)の整備を求めています。ただし、福祉型便房がない階は、「6.便所b(一般便所)」の整備を求めています。
- 誘導基準での必要数  

必要数	$\geq$ 当該階の便房総数 $\times 2/100$	(総数が200以下の場合)
	$\geq$ 当該階の便房総数 $\times 1/100 + 2$	(総数が200を超える場合)

 ※端数は全て切り上げる
- 誘導基準では、便所を設ける「階ごと」に福祉型便房及びオストメイトのための設備が設けられた便房の整備を求めています。従って、駐車場の目的に使われる階のうち、「車いす使用者駐車施設がない階」については対象外です。
- 従業員専用の場合は適用されません。ただし、物品販売施設等で客の利用が考えられる場合は対象とします。

## 福祉型便房からの機能分散

- 近年、福祉型便房の多機能化が進み、利用者のニーズに応じた設備配置スペースの確保が求められていることや利用者が集中している等の傾向も踏まえ、福祉型便房における機能分散を促し、車いす使用者の利用上の不便さの軽減にも配慮し、下記のような基本的な考え方で計画することが望まれます。  
(なお、下記のような考え方を踏まえ、簡易型機能を備えた便房のみで福祉型便房に代えることはできません。)

### 考え方①：福祉型便房と個別機能を備えた便房の設置

福祉型便房の利用集中を軽減するために、福祉型便房の他に、オストメイト用設備を有する便房、乳幼児連れ利用者に配慮した設備を有する便房といった個別機能を備えた便房の設置を基本とします。

### 考え方②：福祉型便房と簡易型機能を備えた便房の設置

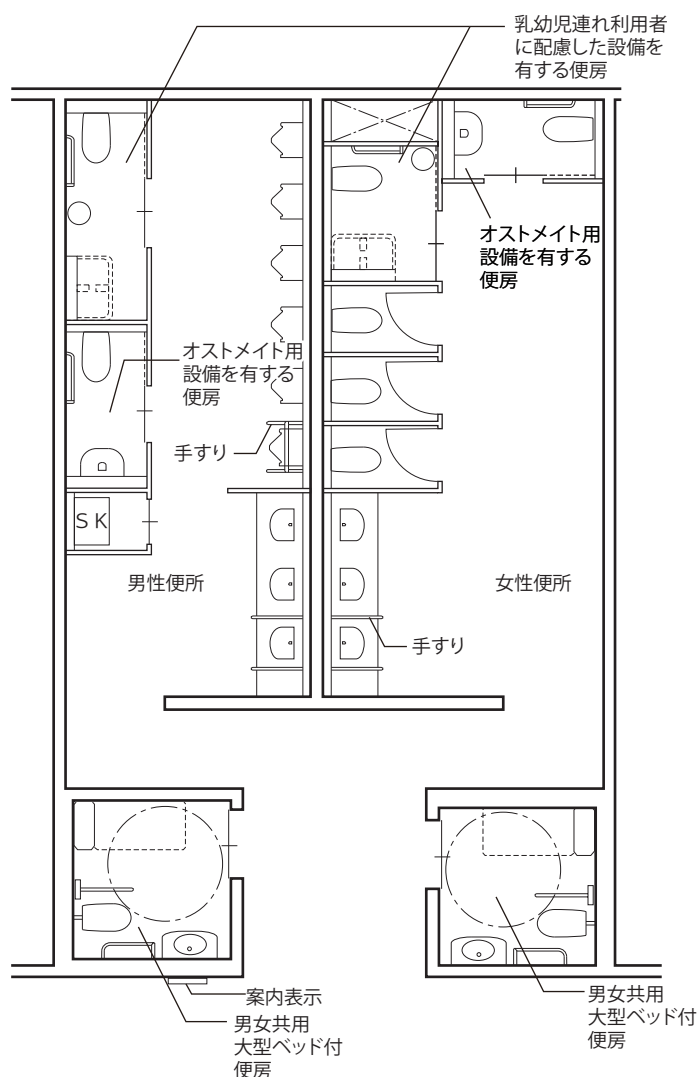
考え方①による整備が難しい場合で、福祉型便房に他の機能を付加した便房（多機能化した福祉型便房）を設置する場合は、利用者の分散を図る観点から、一般便所内に個別機能を備えた便房、車いす使用者用やオストメイト用の簡易型機能を備えた便房を併せて設置します。

ただし、オストメイト用の簡易型機能を備えた便房の設置にあたっては、オストメイト用設備を有する便房（福祉型便房を含む）を1か所以上設けた上で設置します。

### 考え方③：多機能化した福祉型便房のみの設置

あらかじめ利用者が特定される用途の場合に、多機能化した福祉型便房のみで十分に機能する場合は、多機能化した福祉型便房を設置します。この場合も利用の集中を軽減する観点から、できる限り複数設置することが望まれます。

### 福祉型便房と個別機能を備えた便房の設置例



## ○福祉型便房の整備基準適用施設

	すべての施設	用途面積が300㎡以上	用途面積が500㎡以上	用途面積が1,000㎡以上	用途面積が2,000㎡以上
福祉型便房の整備が必要な施設	興行施設, 展示場, 社会福祉施設, 教育文化施設, 交通機関の施設, 公衆便所, 官公庁舎, 学校等施設, 地下街等	医療施設, 集会施設, 宿泊施設, 飲食施設, 金融機関等の施設, サービス施設, 公益事業施設	物品販売施設, スポーツ遊技施設, 公衆浴場	自動車車庫	事務所, 工場, 複合施設

注) 公衆便所で安全管理上基準に適合する便所を設けることが著しく困難な場合は整備は求めません。

共同住宅の集会場は, 集会施設として適用します。

注) 工場では見学施設を設ける場合, 見学施設の床面積の合計が300㎡以上の施設では, 福祉型便房の整備を適用します。

## ♥福祉型便房の誘導基準適用施設

- ・すべての施設を対象としています。

### 1. 便房の構造

[整/6(1)ア 誘/6(1)]

- ♥車いす使用者が円滑に利用できる十分な空間が確保され, かつ, 腰掛便座, 手すりその他必要な設備が適切に配置されている便房(福祉型便房)を設けます。

\*「十分な空間」とは, 車いすが転回, 回転できるスペース(140~150cm)を設けることです。

- ◇便器の位置は正面からのアプローチを確保できるものとし, かつ, 右又は左からの側面移乗のできるものとします。
- ◇その他必要な設備として, 洗浄装置, 洗面器, 鏡, 紙巻器, 非常呼出し装置, 棚及びフックなどの設備を適切に配置します。

\*「右又は左からの側面移乗のできるもの」とは, 片側マヒの人の利用等に配慮するためです。

- ◆階ごとに設置する場合は, 階ごとに右, 左の移乗方向を変えることが望めます。
- ◆電動車いす・リクライニング式車いすなどの使用者や介護が必要な人のための利用を考慮して, より十分なスペースを確保することが望めます。

### 2. 有効幅員

[整/6(1)イ 誘/6(1)イ]

- ♥福祉型便房の出入口及び福祉型便房がある便所の出入口の有効幅員は, 80cm以上とします。

\*「80cm」とは, 車いすが通過できる最低幅です。

- ◆可能な場合は, 90cm以上とすることが望めます。

### 3. ドアの構造

[整/6(1)ウ 誘/6(1)ウ]

- ♥福祉型便房の出入口又は福祉型便房がある便所の出入口にドアを設ける場合は, 車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とします。

\*「円滑に開閉して通過できる構造」とは, 引き戸が最適ですが, 可能であれば自動引き戸とします。構造上やむを得ない場合は便房内での動作を考慮して外開き戸とします。また, 段が生じる場合は, 2cm以下で丸みをもたせた段に仕上げます。

- ◇便房の出入口の錠や開閉ボタンは, ベビーチェアを使用している子どもの手が届かない位置に設置します。

\*車いすが寄り付きやすい位置に便房のドア開閉ボタンを設ければ, スムーズに出入りができます。

- ◆ドアは, 内側から閉めると自動的に施錠され, 外側に「使用中」の表示を行い, 非常の場合を考慮して外部から解錠できるものが望めます。

\*トイレ内の照明と出入口外部の開閉ボタンが連動式の場合, 介助者が外部で閉ボタンを押すとトイレ使用時に照明が消灯することがあります。連動式を用いる場合は, トイレ内に人感センサー等を設けるなど消灯しないようにしましょう。

- ◆手動式の場合は吊り戸式引き戸とし, 取っ手はレバー式か棒状のものが望めます。

- ◆手動式引き戸の場合は, 軽い力での操作が可能で, 自動的に戻らないタイプとし, 取っ手は棒状ハンドル式などの握りやすさに配慮することが望めます。



## 4. 標識の掲示

[整/6(1)エ 誘/6(1)エ]

- ♥福祉型便房が設けられた便所の出入口又はその付近にその旨を表示した標識を掲示します。
- ◆建物内に福祉型便房の位置をわかりやすく表示し、誘導することが望まれます。
- ◆便房の出入口付近には、福祉型便房内部の構造が分かるよう、簡略化した平面図を表示することが望まれます。
- ◇標識は、JIS Z8210に合わせたものとします。

### 福祉型便房の表示例



\*福祉型便房の表示は、設置する設備に応じてピクトグラムを組み合わせることで表示します。

## 5. 設置位置

[誘/6(1)オ]

- ♥福祉型便房のない便所は、福祉型便房のある便所に近接した位置に設けます。

ただし、以下の場合はこの限りではありません。

- ①福祉型便房のない便所に、腰掛便座、手すり等が適切に配置された便房が1以上設けられている場合

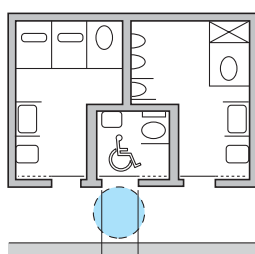
- ◇車いす使用者が円滑に利用できるように、便所の位置や廊下の幅員等に配慮します。
- ◆福祉型便房を備えた便所は、建物出入口の近くで、わかりやすく利用しやすい場所に設置することが望まれます。
- ◆福祉型便房は便所内の出入口付近に設置し、便所の出入口からのアプローチを確保することが望まれます。

\*「適切に配置された便房」とは、「6. 便所b(一般便所)」が整備されたものです。

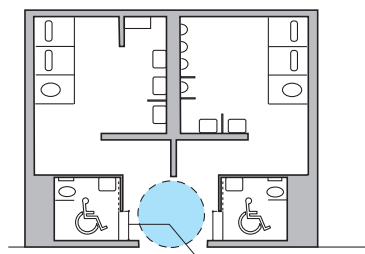
\*介助者が異性の場合は便所内に同行することが難しいことから、福祉型便房を配置する場合は、男女が共用できる位置に設けるなど設置位置には十分な配慮が必要です。

\*「アプローチを確保」とは、便房前に車いすが転回、回転できるスペース(140~150cm)を設けることです。

### 男女兼用の福祉型便房を設けた例



○♥80cm以上



廊下

○♥80cm以上

車いすの移動を考慮して、廊下や便所内通路が狭い場合は、出入口を90cm以上とします

● : 車いす使用者が回転できるスペース

♿ : 福祉型便房

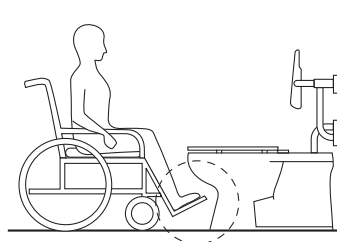
## 6. 便器

### ○腰掛便座を設けます。

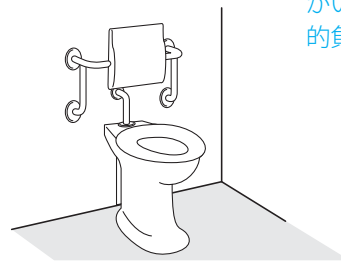
- ◆便器の高さは、車いすと便器間の移乗のしやすさや座った時の姿勢の安定など、多岐にわたる利用者の行為を考慮して、便座面の高さで40cm程度になるものとします。
- ◆車いすの接近しやすい袴部分の突き出しが少ないものが望まれます。
- ◆背もたれがあると座位バランスが安定する上に、後ろから支える介助者の負担が軽減され、排泄介助が楽に行えます。
- ◆便座は、後始末のしやすさや便ふたを開ける手間を軽減できるよう、温水洗浄便座の便ふたなしが望まれます。
- ◆乳幼児連れの利用が多い施設では、状況に応じて子ども用便座を設置することが望まれます。

\*体の不自由な方や身体機能の低下が見られる高齢者など、おしりを拭く動作ができない人に配慮して温水洗浄便座の設置が望まれます。介助を要する重度の障がい者など、温水洗浄便座があることで、障がい者・介助者双方の心理的・物理的負担が軽減されます。

#### 車いすで接近しやすい便器の例



#### 背もたれの例



## 7. 手すり

### ○手すりを設けます。

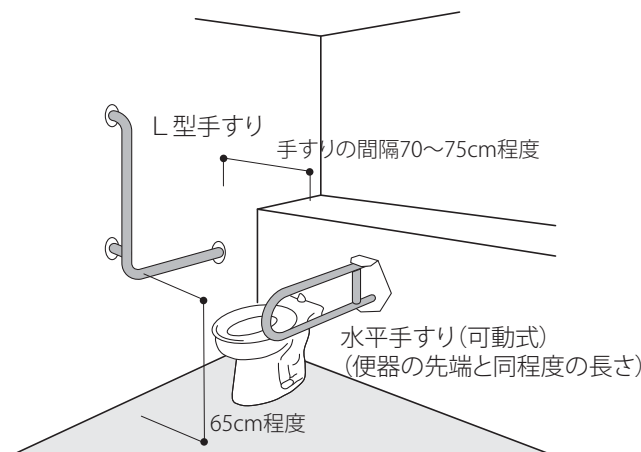
- ◇便器側方の壁側の手すりは、車いす使用者の便器への移乗や便器上での座位の安定のための水平手すり、立ち座りや立位バランスをとるためのタテ手すりが一体になっているL型手すりを65cm程度の高さに設置します。
- ◇便器側方の壁と反対側の手すりは、障がい者の多様な行為や介助のしやすさを考慮し、可動式の水平手すりを設置します。
- ◇L型手すりは壁から20cm程度離れたものを設置すると、下肢の不自由な方などが便器に座った状態で上体を左右に傾けながら衣服の着脱を行う際、肩が入るスペースが十分に確保できます。
- ◇可動式の水平手すりは、L型手すりとは左右対称の位置で手すり間隔が70～75cm程度になるようにします。

\*「手すり」は、車いすから便器までの移乗を補助することと座位バランスをとるために設けます。

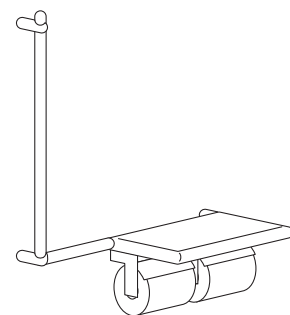
\*水平手すりを可動式とするのは、介助スペースを確保することや便器への横アプローチを確保するためです。

\*L型手すりの水平部分の高さは腰掛便器の座面高さから上に25cm程度となるようにします。

#### 手すりの設置例



#### 棚付きの手すりの例



手のひらやひじで身体のバランスをとることができます

○:整備基準 ♥:誘導基準 ◇:標準的な整備内容 ◆:望ましい整備内容 \*:語句の解説等

## 8. 洗浄装置

- ◇便座に腰掛けたまま無理なく利用できる位置及び車いすに乗ったまま利用できる位置に設置します。
- ◇タッチ式、光感知式のものなど、操作しやすく、誤動作しにくいものとします。なお、光感知式を設置する場合は、JIS規格に合わせた上で設置します。
- ◇腰掛便器まわりの操作系設備の配置は、操作するのに困ることがないように、JIS S0026に合わせたものとします。
- ◆便座に腰掛けて使用する場合と便座に移乗せず使用する場合を考慮して設置します。
- ◆便器洗浄ボタンは、他のボタンなどと色や形の違い及び周囲とのコントラストに配慮し明確に区別し、点字などの触覚記号等による表示を行うことが望まれます。
- ◆目の不自由な人が円滑にトイレを利用できるよう便房内の腰掛便器や便器洗浄ボタンの場所を音声等で案内することが望まれます。

\*洗浄装置は視覚障がい者が探しやすい位置に設置するとともに、操作方法が分かりやすいものとします。同一建築物内においては洗浄装置等の使用法や形状、配置を統一することが望まれます。

\*福祉型便房のドア開閉ボタンや便器洗浄ボタンなどの仕様(つくり)をそろえることで、みんなが迷うことなく利用できるようになります。

\*弱視や色覚障がい、全盲の方へのわかりやすさを高めることができます。

## 9. 洗面器・手洗器・鏡

- ◇洗面器は車いす使用者の利用に配慮し、洗面下部に車いすで膝が入るスペース(洗面器の下に床上65cm程度の高さ)を確保し、洗面器上面の標準の高さを75~80cm程度とします。
- ◇平面鏡は、車いす使用者等でも上半身が十分に映るように、鏡の下端の高さを90cm程度以下とし洗面器に接するくらい低くつけます。また、立位でも映るように長尺鏡とします。
- ◇水栓器具はレバー式、自動水栓など簡単に操作できるものとします。
- ◇腰掛便器まわりの操作系設備は、JIS S0026に合わせたものとします。
- ◆手洗器と洗面器は併設することが望まれます。
- ◆手洗器は便座に腰掛けたまま利用できる位置に設置します。

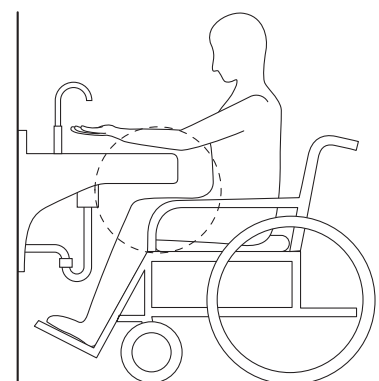
\*「鏡」は、車いすが回転できない場合に後方を確認するためにも設けます。平面長尺鏡を付けるのは車いす使用者だけでなく、すべての人に使いやすくするためです。そのため、傾斜鏡は不可としています。

\*便器に座ったまま使える「手洗器」は、排泄障害を伴う障がい者が、摘便(指で便をかき出す行為)の後に、汚れた手を洗うために特に必要です。

手洗器の例

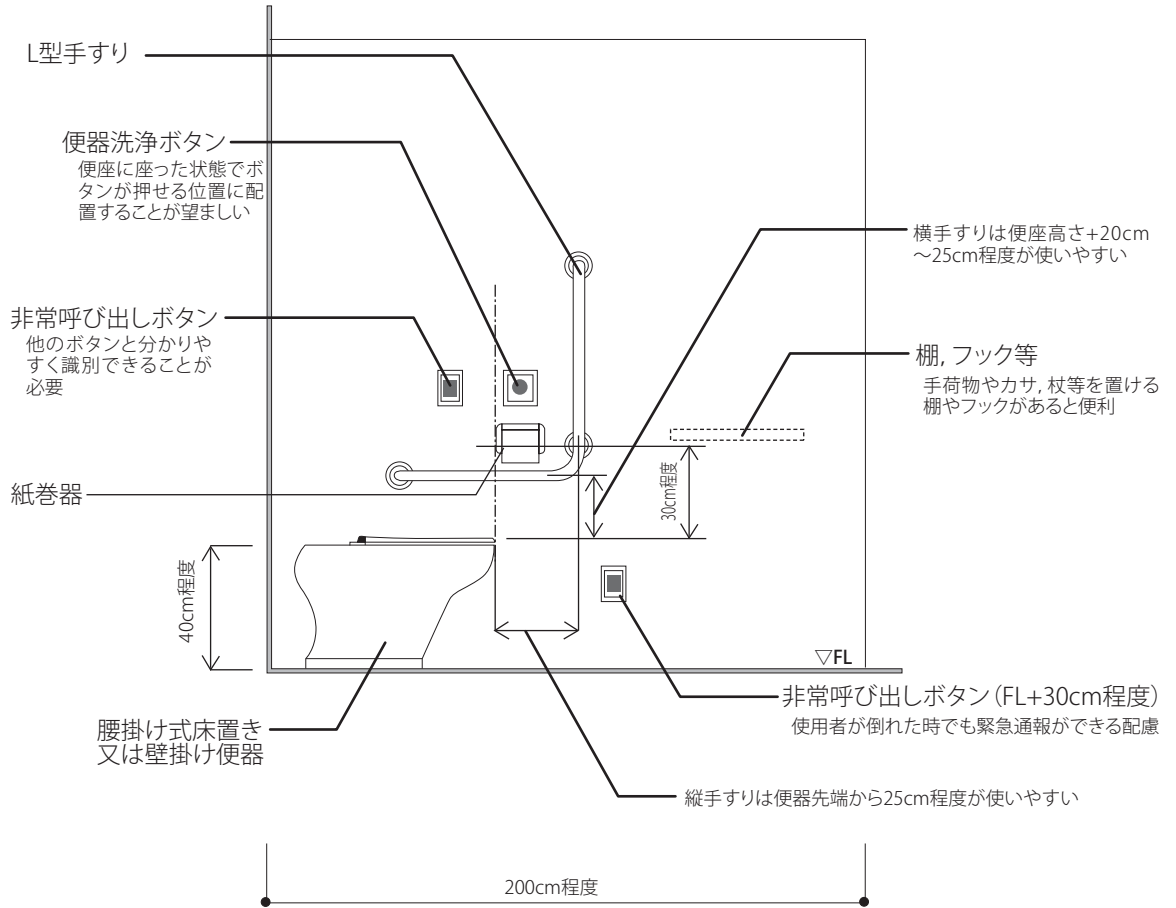


洗面器の例

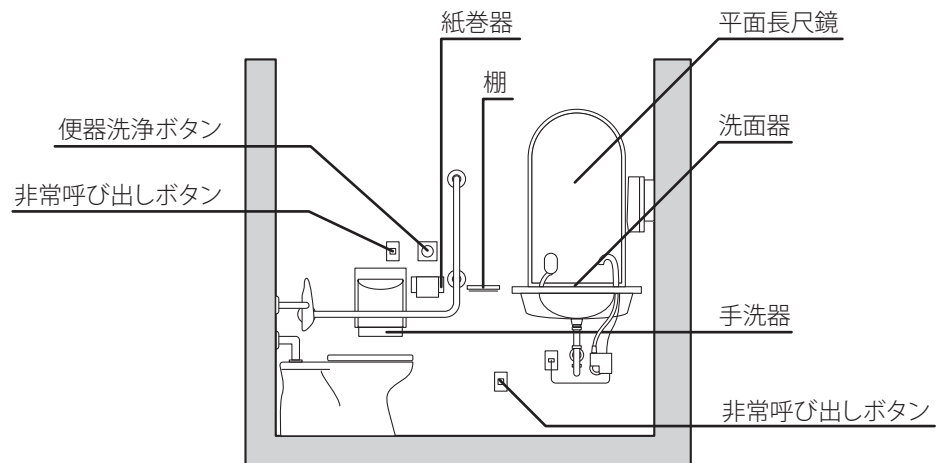




## 側面壁の操作系設備の配置例 (JIS S0026に基づく配置の例)



## 洗面器・手洗器, 鏡の設置例



○:整備基準    ♥:誘導基準    ◇:標準的な整備内容    ◆:望ましい整備内容    \*:語句の解説等

## 10. 紙巻器(ペーパーホルダー)

- ◆便座に腰掛けて使用する場合と便座に移乗せず使用する場合を考慮して、いずれの場合でも使いやすい位置に設置します。

\*「便座に移乗せず使用する場合」とは、装着尿器の使用者など車いすに座ったままで排泄物を処理する場合です。

## 11. 床面の仕上げ

- ◇表面は、濡れても滑りにくい仕上げとします。

\*便房内でズボンを下げたり、脱衣等が必要な場合もあることから、便房内の床の仕上げは、衛生的な管理がしやすい乾式工法とすることが望まれます。

## 12. 非常呼び出し装置

- ◇便座に腰掛けた状態で無理なく手の届く位置に設けます。
- ◆非常呼び出しボタンは、他のボタンなどと色や形の違い及び周囲とのコントラストに配慮し明確に区別し、点字などの触覚記号等による表示を行うことが望まれます。
- ◆転倒した場合にも利用できる位置に設置することが望まれます。
- ◆非常呼び出しを確認した場合の確認ランプを便房内に、また便所の出入口には、非常呼び出し装置作動ランプを設置することや、事務所、受付等、常時人がいる所に通報できることが望まれます。

## 13. 棚・長椅子等

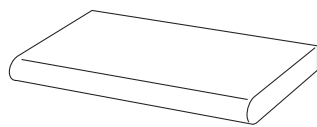
- ◇壁には車いす使用者の利用の妨げにならない位置に、手荷物を置く棚及びフックを設置します。
- ◆広いスペースの便房内には、荷物置きや更衣等のための長椅子を設置することが望まれます。

\*便房内の棚は、身に付けているコートやバッグ類の他、介助や乳幼児のためのおむつや衣類など荷物が多いため、使いやすい位置にできるだけ広く設けると利便性が高まります。

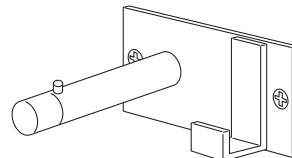
\*便房内のフックは、複数設置(高め・低め)するとより利便性が高まります。

### 棚及びフックの例

棚

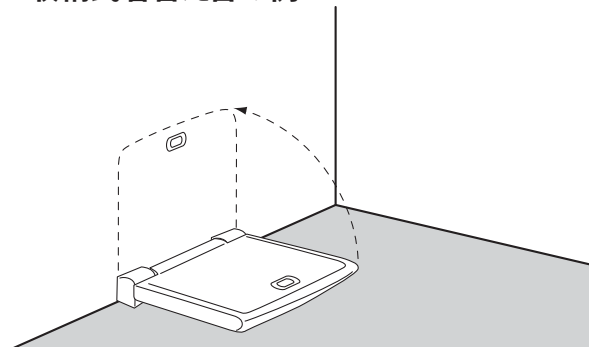


フック



- ◆収納式着替え台を設けると、幼児を立たせてのおむつ替え、着替え、荷物置きに利用できます。

### 収納式着替え台の例



## 14. ベビーベッド等 及びベビーカー

[整/6(4) 誘/6(3)]

○♥必要に応じて、壁面収納型ベビーベッド等及びベビーカーが備えられた便所を1以上(男性用及び女性用の区分があるときは、それぞれ1以上)設け、設備を設けた便房及び便所の出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示します。

ただし、壁面収納型ベビーベッド等が備えられた便所及びベビーカーが備えられた便所がそれぞれ1以上(男性用及び女性用の区分があるときは、それぞれ1以上)設けられる場合においては、この限りではありません。

注) 整備基準は下表に定める施設、誘導基準はすべての施設

### ○ベビーベッド等及びベビーカーの整備基準適用施設

壁面収納型ベビーベッド等、ベビーカーの整備が必要な施設	用途面積が2,000㎡以上	用途面積が5,000㎡以上
	医療施設、物品販売施設、教育文化施設、金融機関等の施設、官公庁舎、地下街等	興行施設、集会施設、展示場、宿泊施設、社会福祉施設、スポーツ遊技施設、公衆浴場、飲食施設、サービス施設、公益事業施設、複合施設

注) 交通機関の施設についてはすべての施設にベビーベッド等及びベビーカーの整備を適用します。

注) スポーツ遊技施設の内、パチンコ店については風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年7月10日法律第122号)(通称:風営法)第22条の規定により18才未満の入場が禁止されているため、ベビーベッド等及びベビーカーの整備を適用しません。

### ♥ベビーベッド等及びベビーカーの誘導基準適用施設

・すべての施設を対象としています。

\*「必要に応じて」とは、老人施設などで育児中の人の利用が見込めない施設や宿泊施設(客室のみの場合)で、設置する必要性がない場合は除きます。

\*「ベビーベッド」とは、主に赤ちゃんのおむつ換えのためのベッドです。

\*「ベビーカー」とは、赤ちゃんの体を安全に固定できる椅子です。これにより、赤ちゃんを抱いたままで用を足さなくてもよくなります。

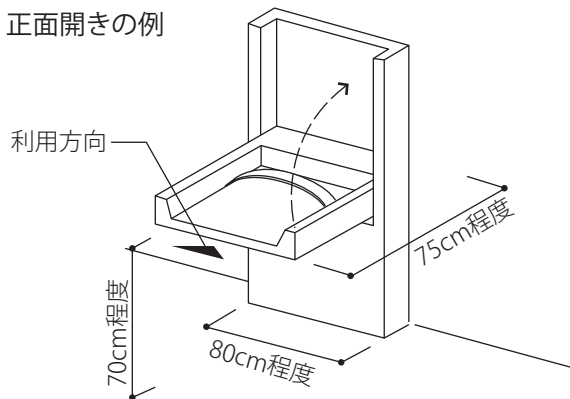
\*「男性用及び女性用の区分があるときは、それぞれ1以上」とは、男女の区別なく便所にはベビーベッド等及びベビーカーの整備が必要との考えによるものです。

\*ベビーベッドは、ベルト付きのタイプのものを採用するなど、乳幼児が落下しないよう配慮が必要です。

\*おむつ交換作業ができるよう、ベビーベッドを展開してもゆとりあるスペースを確保するよう配慮が必要です。

### ベビーベッドの例

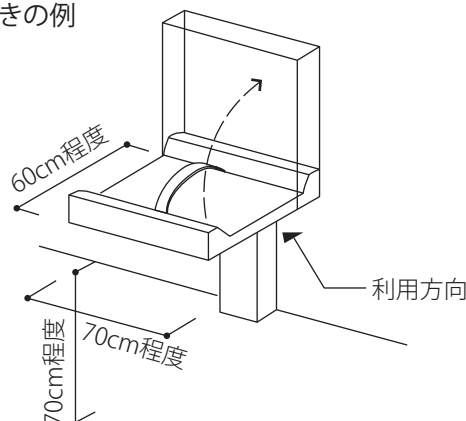
正面開きの例



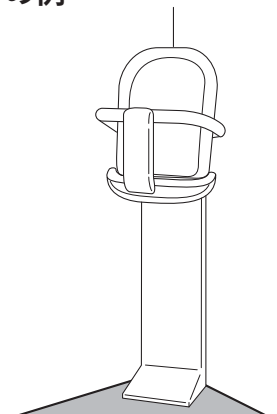
### 入口の表示例



側面開きの例



### ベビーカーの例



○:整備基準 ♥:誘導基準 ◇:標準的な整備内容 ◆:望ましい整備内容 \*:語句の解説等

## 15. オストメイトのための設備

[整/6(5) 誘/6(4)]

### ○オストメイトのための設備の整備基準適用施設

オストメイトのための設備の整備が必要な施設	用途面積が50㎡以上
	公衆便所
	用途面積が2,000㎡以上
	特別支援学校、病院又は診療所、劇場、観覧場、映画館又は演芸場、集会場又は公会堂、展示場、百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗、ホテル又は旅館、保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署、老人ホーム、福祉ホーム、その他これらに類するもの(主として高齢者、障がい者等が利用するものに限る。)、老人福祉センター、児童厚生施設、身体障がい者福祉センターその他これらに類するもの、体育館(一般公共の用に供されるものに限る。)、水泳場(一般公共の用に供されるものに限る。)、若しくはボーリング場又は遊技場、博物館、美術館又は図書館、公衆浴場、飲食店、郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗、車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの、自動車の停留又は駐車のための施設(一般公共の用に供されるものに限る。)、公共用歩廊

注) 公益事業施設及び地下街等は、10,000㎡以上の施設にオストメイトのための設備の整備を適用します。

### ♥オストメイトのための設備の誘導基準適用施設

- ・すべての施設を対象としています。

○必要に応じて、次に掲げるオストメイトのための設備が備えられた便房を1以上(男性用及び女性用の区分があるときは、それぞれ1以上)設け、設備を設けた便房及び便所の出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示します。

\*「必要に応じて」とは、老人ホームなどの社会福祉施設や医療施設など、その用途上又は管理・運営上、代替機能が備わっている場合は必要としないことができます。

\*整備基準では、便所のうち1以上(男性用及び女性用の区分があるときは、それぞれ1以上)の整備を求めています。福祉型便房に設ける場合は、機能分散のために一般便所にも同等の設備を設けることで利用の集中を回避できます。

#### オストメイトのための設備

- 洗浄機能付き汚物流し
- 給湯設備(ハンドシャワー型に限る。)
- 荷物を置くための棚その他の設備
- 水石けん入れ
- 紙巻器
- 汚物入れ
- 2以上の衣服を掛けるための金具等

♥便所が設けられている階ごとに、1以上(男性用及び女性用の区分があるときは、それぞれ1以上)の便所には、オストメイトのための設備が備えられた便房を設けるとともに、設備を設けた便房及び便所の出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示します。

#### 汚物流しの例



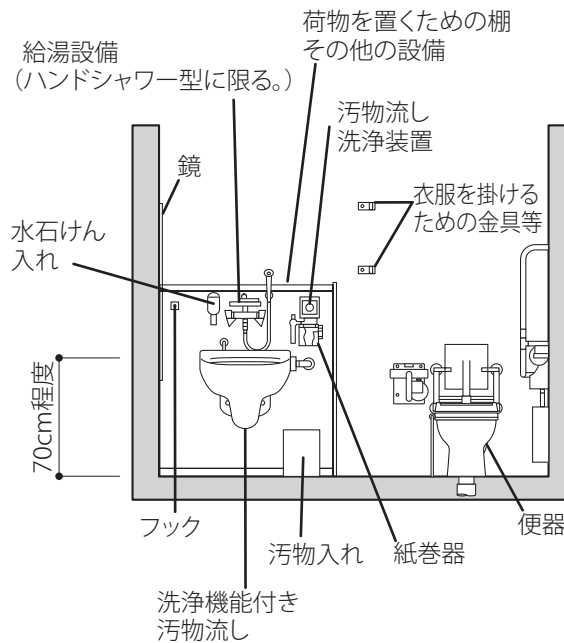
○:整備基準 ♥:誘導基準 ◇:標準的な整備内容 ◆:望ましい整備内容 \*:語句の解説等

## オストメイト対応の例

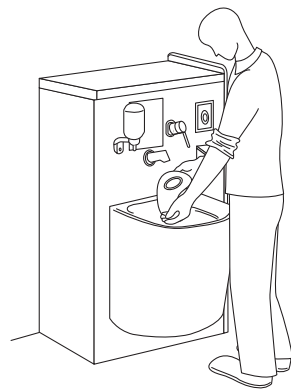
- ・オストメイトの方がスチーム装具(便や尿をためておくために腹部のスチーム部分に装着する袋)や汚れ物を洗浄するための汚物流しや汚物入れを設け、汚れた腹部を洗浄する設備として、ハンドシャワーの付いた金具及び「水石けん入れ」を設け、お湯が使えるように「給湯設備」を設けます。
- ・汚れや水分を拭き取るための「トイレットペーパー(紙巻器)」や、スチーム装具の付け替えの際に使う様々な器具など「荷物を置くための棚」、「衣服を掛けるための金具等」を設けます。
- ・トイレ入口には、オストメイトも使用できることを明示する案内板を掲示します。

\*「オストメイト」とは人工肛門・人工膀胱造設者のことです。  
\*「スチーム」とは人工肛門・人工膀胱のことです。

\*オストメイトマークを大きく表示することで、内部障がい者が安心して円滑に利用できます。



## 排泄物の処理方法の例



利用者の身長に合わせて汚物流しの高さが変えられると使いやすい

## 入口の表示例



- ◆汚物流しのそばには、スチーム装具の装着状態を確認することができる位置に鏡(低い位置に設置した鏡)を設置することが望めます。

\*鏡は、オストメイトが自分の目線でスチームの装着状態が確認できるよう、反射角を考慮に入れた位置や大きさ又は角度可変タイプなどとなります。

## 16. 大型ベッド

[整/6(6) 誘/6(5)]

### ○大型ベッドの整備基準適用施設

大型ベッドの整備が必要な施設	用途面積が10,000㎡以上
	医療施設, 興行施設, 集会施設, 展示場, 物品販売施設, 宿泊施設, 社会福祉施設, スポーツ遊技施設, 教育文化施設, 公衆浴場, 飲食施設, 金融機関等の施設, サービス施設, 交通機関の施設, 公益事業施設, 官公庁舎, 地下街等, 複合施設

### ♥大型ベッドの誘導基準適用施設

大型ベッドの整備が必要な施設	用途面積が2,000㎡以上
	医療施設, 興行施設, 集会施設, 展示場, 物品販売施設, 宿泊施設, 社会福祉施設, スポーツ遊技施設, 教育文化施設, 公衆浴場, 飲食施設, 金融機関等の施設, サービス施設, 交通機関の施設, 公益事業施設, 官公庁舎, 地下街等, 複合施設

○必要に応じて, 1以上(男性用及び女性用の区分があるときは, それぞれ1以上)の福祉型便房には, 大型ベッド(長さ120cm以上のベッドで大人のおむつ交換をすることができるものをいう)を設けるとともに, 出入口又はその付近に, その旨を表示した標識を掲示します。

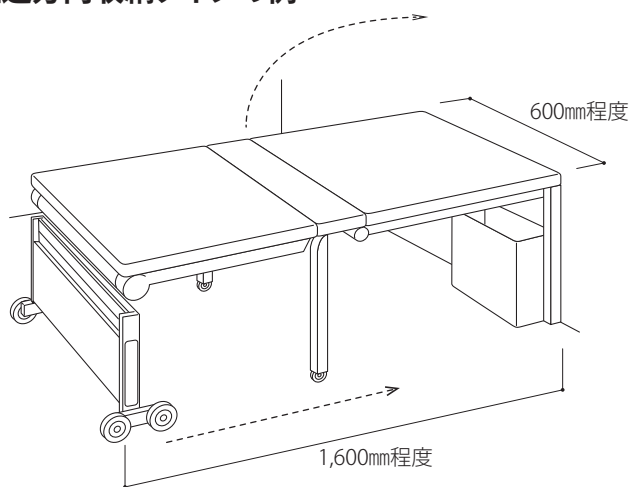
♥1以上(男性用及び女性用の区分があるときは, それぞれ1以上)の福祉型便房には, 大型ベッドを設けるとともに, 出入口又はその付近に, その旨を表示した標識を掲示します。

\*大型ベッドは, 肢体不自由者などがズボンやパンツを着脱したり, 介護が必要な人のオムツ替えなどを行う時に利用します。

\*「必要に応じて」とは, 老人ホームなどの社会福祉施設や医療施設など, その用途上又は管理・運営上, 代替機能が備わっている場合は必要としないことができます。

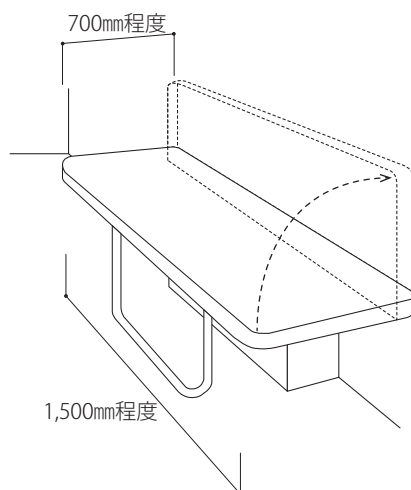
\*大型ベッドを必要としている人にとって, 大型ベッドがあることを表示した案内標識があると安心して便房に入ることができます。

### 短辺方向収納タイプの例



\*大型ベッドを設ける場合は, 大型ベッドを広げた状態で, 車いすからベッドに容易に移乗できるよう十分なスペースが残るよう注意が必要です。

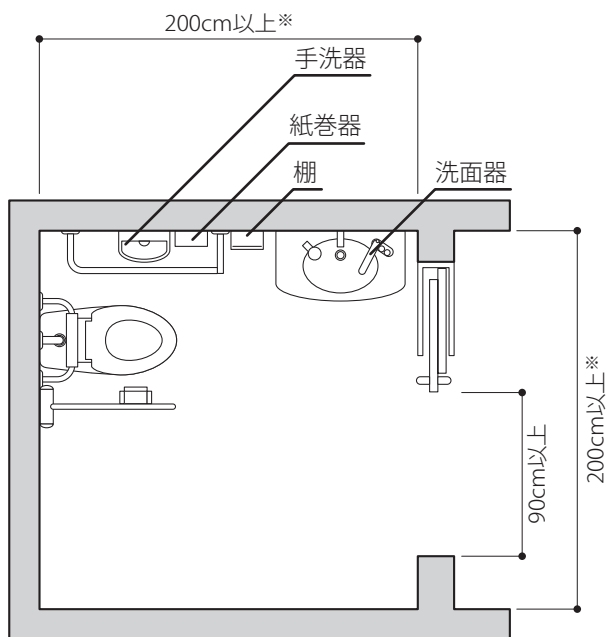
### 長辺方向収納タイプの例



○: 整備基準 ♥: 誘導基準 ◇: 標準的な整備内容 ◆: 望ましい整備内容 \*: 語句の解説等

## [福祉型便房の参考プラン]

### 基本的な福祉型便房の例

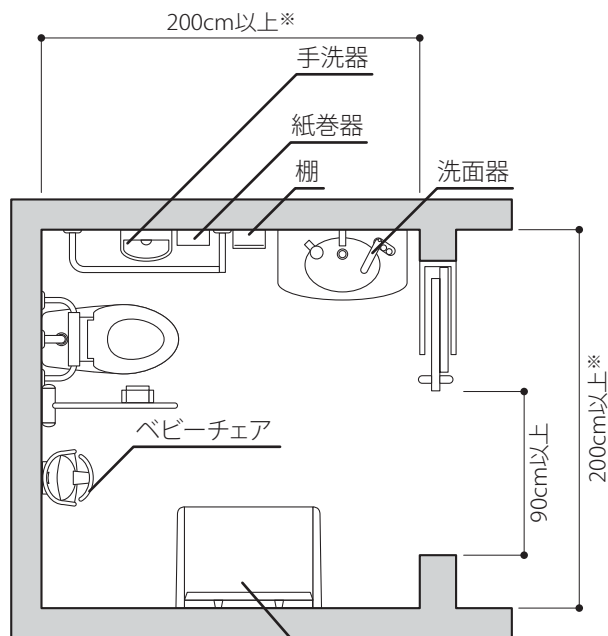


※配管スペース等に配慮したものとします。

### 入口の表示例



### 福祉型便房にベビーベッド等及びベビーチェアを設けて多機能化した例



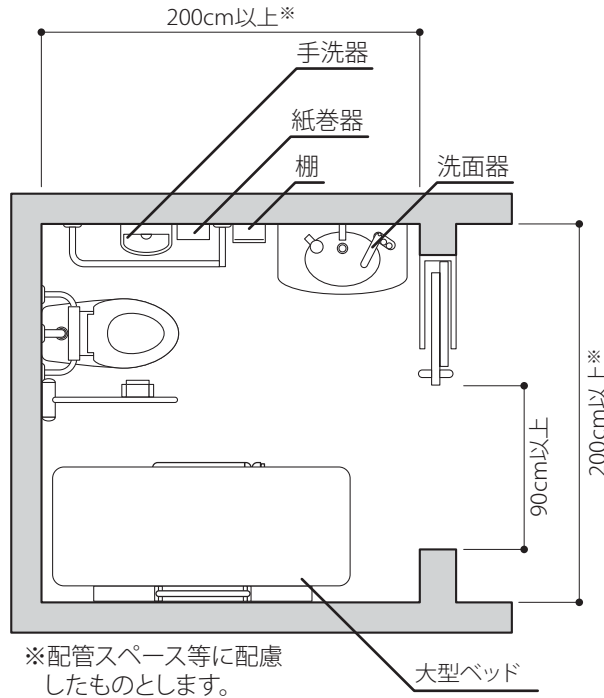
※配管スペース等に配慮したものとします。

### 入口の表示例





## 福祉型便房(大型ベッドを設けた場合)の例



### 入口の表示例

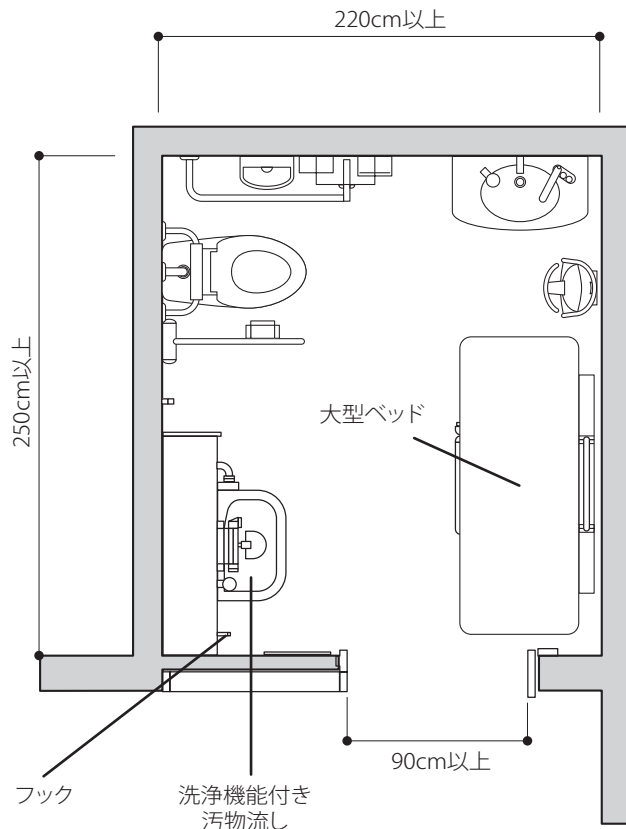


\* 10,000㎡以上の場合 (P104の適用施設参照) に1以上の大型ベッドの整備を求めています。車いす使用者が衣服の着脱や介助の際に大型ベッドがあると便利です。

\* 大型ベッドを設ける場合は、大型ベッドを広げた状態で、車いすからベッドに容易に移乗できるよう十分なスペースが残るように注意が必要です。

\* 図示している便房の大きさはあくまで例示であり、設備の形状や配置によって必要となる便房の広さは変わることには留意が必要です。

## 福祉型便房にオストメイト用設備, ベビーチェアを設けて多機能化した例



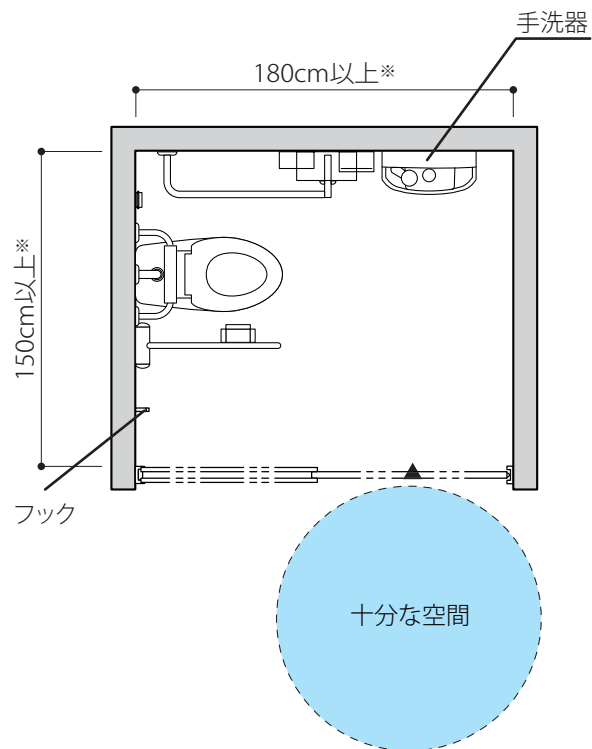
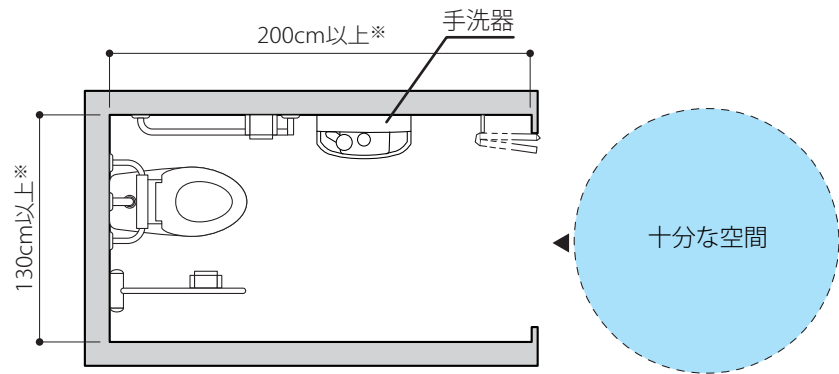
### 入口の表示例



\* オストメイト用設備を一般便所に設ける場合はP115を参照。



小規模な施設などで便房内に十分な空間が確保できないなど  
やむを得ない場合の対応例



※配管スペース等に配慮したものとします。

※便房内で車いすが転回、回転できない場合は、当該便房の外部付近で転回、回転できる十分な空間を確保します。

## オストメイトについて

### ●オストメイトとは

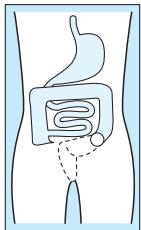
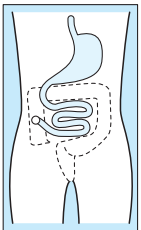
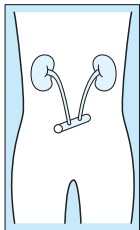
大腸がん、ぼうこうがんなどの治療のため人工肛門、人工ぼうこうなどのように、手術で人工的に腹部に「排泄口」（ギリシャ語でストーマ）をつくった人のことです。日本には約21万人（平成29年度福祉行政報告例：厚生労働省）のオストメイトがいるといわれています。

手術前とほとんど変わらない生活ができますが、多くの方が外出先での排泄に悩んでいます。

### ●ストーマの種類について

ストーマを持つと肛門のように便意や尿意を感じたり我慢したりすることが難しくなります。

自分の意志とは関係なく出てきてしまう便や尿を管理するために、排泄物を受けとめるための袋「ストーマ装具」をストーマの上に貼り排泄物を処理しています。

■ストーマの種類					
	コロストミー (結腸ストーマ) 便は軟便～固形		イレオストミー (回腸ストーマ) 便はたいてい水様		ウロストミー (人工膀胱) 腎臓から回腸の一部などを経て尿を排泄する

### ●排泄処理方法について

ストーマ装具に溜まった排泄物を一定時間ごとに便器や汚物流しに捨てる必要があります。この際、ストーマ装具や腹部を洗浄する必要があります。

従って、オストメイトの方が外出の際に困ることとして次のことが挙げられています。

#### [オストメイトの方の声]

- ・汚れた補装具（ストーマ装具）や衣服、身体を洗う設備が必要
- ・冬場でも腹部を洗いたいので、お湯が出る設備を備えて欲しい
- ・着替えや補装具（ストーマ装具）などを一時置きする場所が欲しい
- ・ストーマ装具が正しく装着できているかを確認するので、下腹部が映る鏡が欲しい
- ・外見上は健常者と変わらないので、トイレ入口の表示はオストメイト用の表示（文字、ピクトグラム）を設置して欲しい

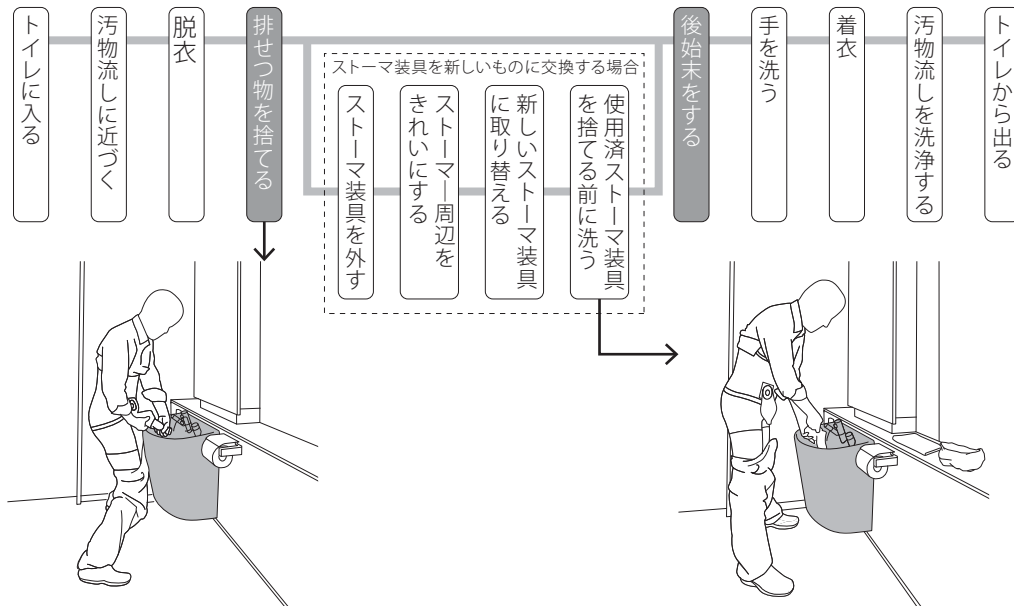
オストメイトに関する詳しい情報は下記で知ることができます。

公益社団法人日本オストミー協会 <http://www.joa-net.org/>

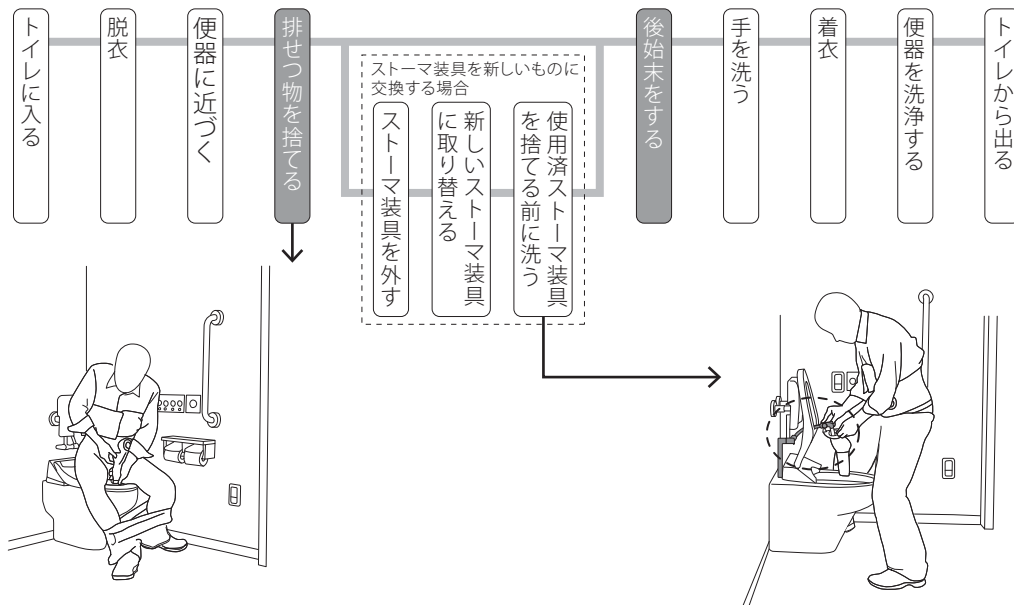
## オストメイト対応設備の利用について

オストメイトの方は、排泄処理のため、下記のような行動フローでオストメイト対応設備を利用します。

### ■汚物流しを使用する場合の例



### ■簡易型オストメイト用設備（腰掛便座）を使用する場合の例



# 6. 便所

## b (一般便所)

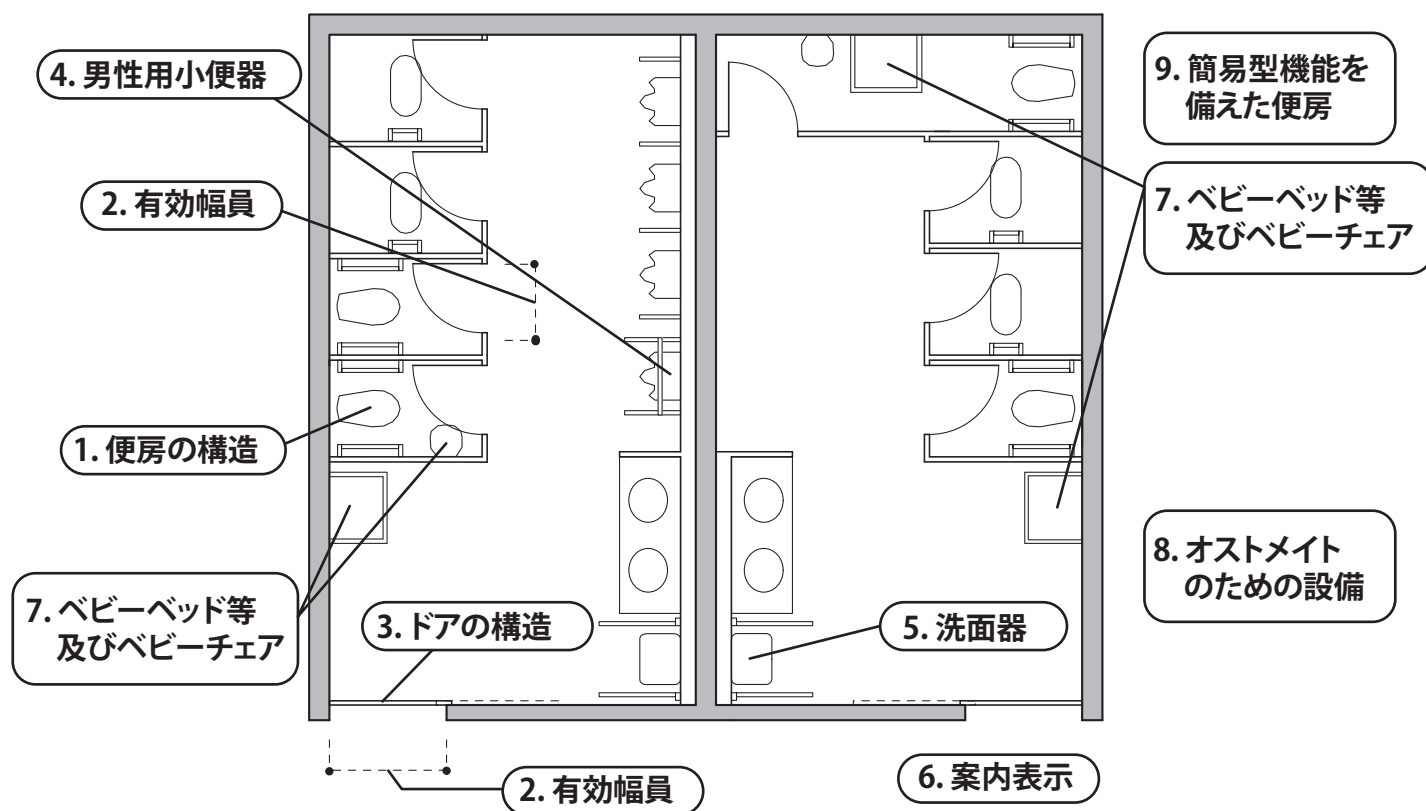
### 基本的な考え方

高齢社会の進行に対応するため、高齢者等に配慮した便所が設置されていることが必要です。

### 設計のポイント

- 便所は、高齢者、杖使用者等も利用するので、各便所には腰掛便座のある便房を設けることが重要です。また、着座や立ち上がり等のため、手すりを設置することが必要です。
- 便房に至る経路は、高齢者等の利用を考慮し、有効な幅員を確保するとともに、段を設けないようにすることが必要です。
- 視覚障がい者のために、案内板等に便所の位置及び男女の別を点字等により表示することが望まれます。
- 福祉型便房の利用の集中を避けるため、一般便所にオストメイト用の設備やベビーチェア等を配置することが望まれます。
- 福祉型便房の設置義務のない施設においては、車いす使用者等も利用可能な簡易型便房を設置することが望まれます。

### 整備項目



**整備の対象** |  不特定かつ多数の人が利用する便所を対象とします。

- 留意事項**
- 福祉型便房の設置対象外の建物についても、腰掛便座や手すり等が設置された便所を整備する必要があります。
  - 整備基準では、設置する「階ごと(福祉型便房が設けられている階は除く)」に高齢者等に配慮した腰掛便座、手すり等が設置された便所の1ヶ所以上(男性用と女性用の区分がある場合はそれぞれ1ヶ所以上)の整備を求めています。
  - 事務所や工場、共同住宅等は来客等を想定して共用部分において整備を求めています。

# 1. 便房の構造

[整/6(2)ア]

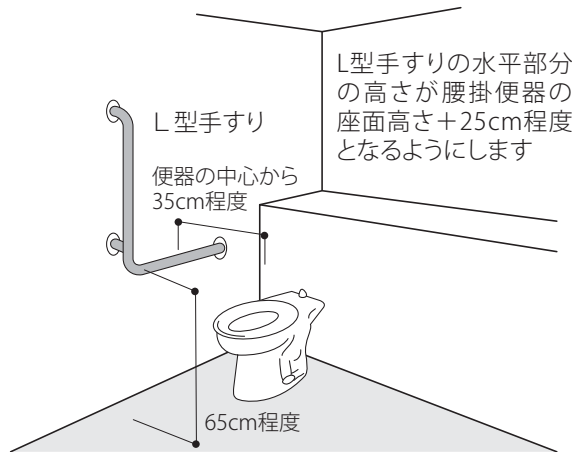
○便所を設ける階では、腰掛便座、手すり等が適切に配置されている便房がある便所を1以上設けます。

◇1以上の便房には、腰掛便座、手すり等を設けます。

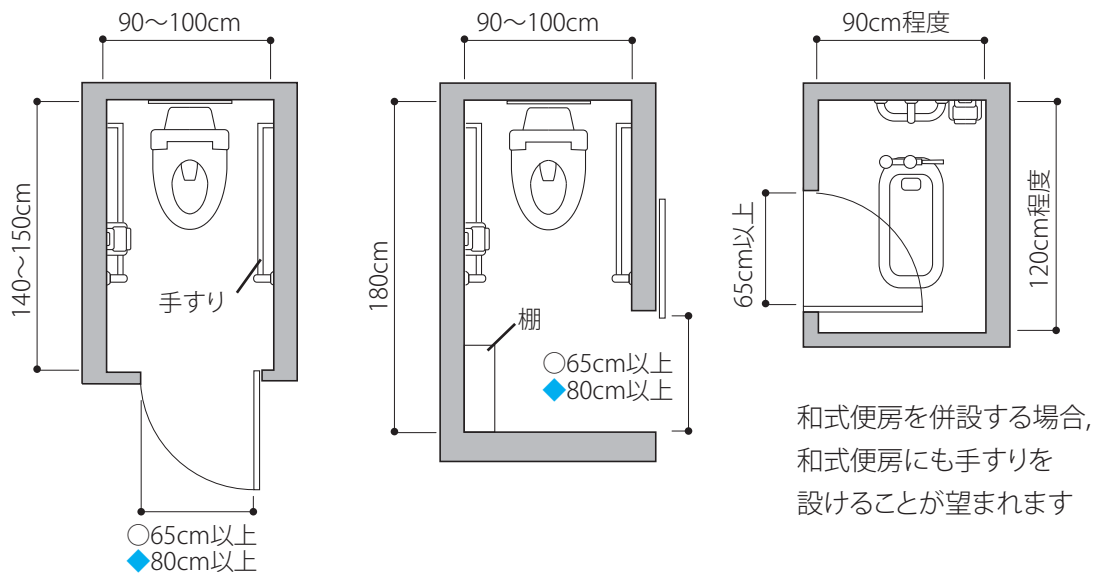
- ◆便房は便所の出入口に最も近い位置に設けることが望まれます。
- ◆手荷物や排泄器具等を置くことができる棚や服等を掛けるフックを設けることが望まれます。
- ◆両側に手すりを付けることが望まれます。
- ◆和式便房に手すりを付けることが望まれます。
- ◆腰掛便器まわりの操作系設備の配置は、操作するのに困ることがないように、JIS S0026に合わせたものとすることが望まれます。

- \*腰掛便座は、和式便器に比べ無理なく着座できます。
- \*手すりは、立ち上がる時に「握る」「肘をかける」等の動作の補助として有効です。
- \*棚やフックは、「6. 福祉型便房」の13の項(P100)を参照。
- \*「両側に手すりを付ける」とは、例えば片側マヒの人の利用を考慮するためです。
- \*和式便房の手すりは、立ち屈みの際に足腰の弱っている人が利用しやすいように設置します。
- \*JIS S0026に合わせた配置は、「6. 便所 a(福祉型便房)」の「側面壁の操作系設備の配置例」(P99)を参照。

## L型手すりの例



## 一般便房の設置例



杖使用者の利用に配慮したもので、通常よりも広めにとり、腰掛便座に手すりを設けています

## 2. 有効幅員

[整/6(2)イ]

○便所を設ける階では、便所の出入口は有効幅員80cm以上、便房の出入口は有効幅員65cm以上の便所を1以上設けます。

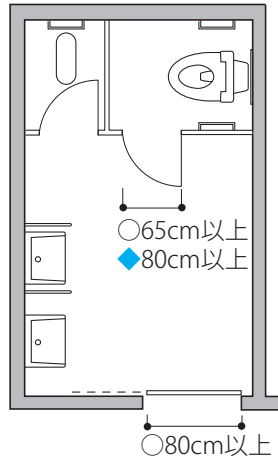
◇1以上の便房の出入口は、有効幅員65cm以上とします。

◆便房の出入口の有効幅員も、80cm以上とすることが望まれます。

\*「80cm以上」とするのは、高齢者、障がいのある方がスムーズに通れるようにするためです。

\*「65cm」とは、杖使用者や高齢者等が入るために必要な最低幅です。

### 出入口の有効幅員の例



車いすが回転できるスペース（直径150cm程度）を確保することが望まれます。

## 3. ドアの構造

[整/6(2)ウ]

○便所を設ける階において、便所の出入口にドアを設ける場合には、高齢者、障がい者等が円滑に開閉して通過できる構造の便所を1以上設けます。

◇高齢者、障がい者等が通過する際に支障となる段を設けないものとします。

◆便房の出入口の錠や開閉ボタンは、操作しやすくわかりやすいつくりのものとし、状況に応じて扉の色との対比や操作方向を表示することが望まれます。

◆手動式引き戸の場合は、軽い力での操作が可能で、自動的に戻らないタイプとし、取っ手は棒状ハンドル式などの握りやすさに配慮することが望まれます。

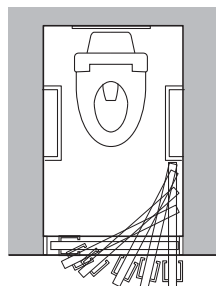
\*「円滑に開閉して通過できる構造」とするためには、引き戸が最適です。

\*段が生じる場合は、2cm以下で丸みをもたせた段に仕上げます。

\*便房のドアも引き戸が最適ですが、開き戸とする場合は、便房内での動作を考慮して外開き戸とします。内開き戸とする場合は、戸の開閉のために便房内で身体をよけたり便器にあたりしないようスペースを確保します。また、外開き戸は便房が狭い場合に有効ですが、開けた時にドアの向こうの人に当たらないよう配慮することが必要です。

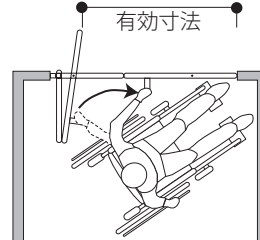
### ドア構造の例

#### 引き込み式



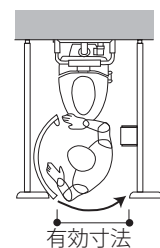
便房の周囲の状況から戸幅がとりづらい場合は効果的です。

#### 折り戸 (バリアフリータイプ)



取っ手の位置をドア中央付近に配置した折り戸は、一般の折り戸に比べ、ドアの開閉に必要な動作が小さくなります。

#### アークスライド方式 (回転式引戸方式)



扉開閉時に身体をよける姿勢や動作をする必要がなく、杖や荷物を持った人でも簡単に操作を行うことができます。

○:整備基準 ♥:誘導基準 ◇:標準的な整備内容 ◆:望ましい整備内容 \*:語句の解説等

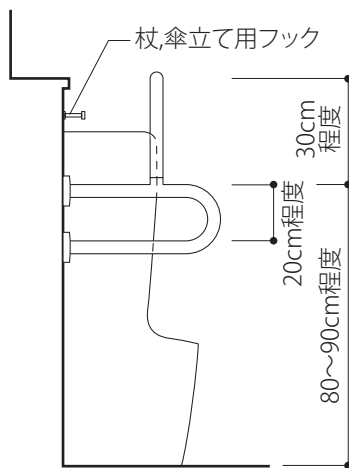
## 4. 男性用小便器

[整/6(3) 誘/6(2)]

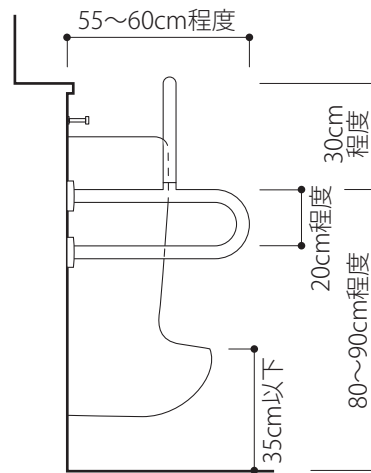
- 小便器のある便所を設ける階では、床置き式の小便器  
その他これに類する小便器がある便所を1以上設け  
ます。
- ♥小便器のある便所を設ける階では、便器の前面及び  
両側に手すりを配置した床置き式の小便器その他これ  
に類する小便器がある便所を1以上設けます。
- ◆女性用便所の中にも床置き式の小便器又はこれに類する小  
便器を設けることが望まれます。

- \*「これに類する小便器」とは、低受け  
口タイプの小便器のことです。
- \*「手すり」は、杖使用者等が前や横  
に体を預けるために利用されます。  
手すりはストールに近づけて設置  
し、また、小便器のうしろ入口に一  
番近いものに設置します。
- \*女性用便所の中にも「小便器を設  
ける」とは、子ども連れに配慮する  
ためです。
- \*床置き式小便器や壁掛式低受け口  
は、身長の高い人から低い人まで  
使いやすい構造です。

### 床置き式ストールの例



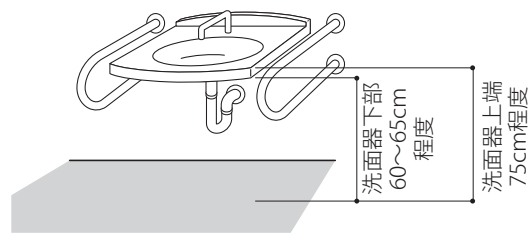
### 壁掛式低受け口の例



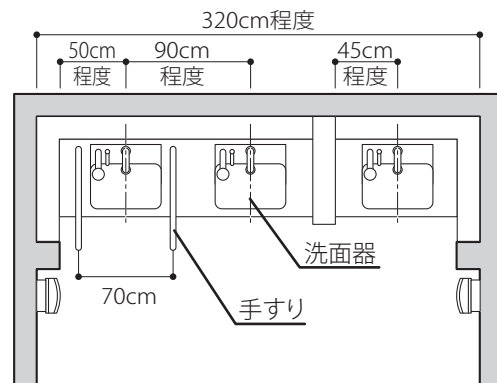
## 5. 洗面器

- ◆杖使用者、歩行困難者、その他障がいのある方が使用する  
洗面器は、左右に寄りかかることができる手すりを設置す  
ることが望まれます。

### 杖使用者等の歩行困難者用洗面器の例



### 洗面所での設置レイアウト例



○:整備基準 ♥:誘導基準 ◇:標準的な整備内容 ◆:望ましい整備内容 \*:語句の解説等



## 6. 案内表示

- ◆便所の出入り口付近に、男性用及び女性用の区別(当該区別がある場合に限る)並びに便所の構造を音、点字その他の方法により視覚障がい者に示すための設備を設けることが望まれます。

\*目の不自由な人は表示だけでは男女の区別は分かりません。

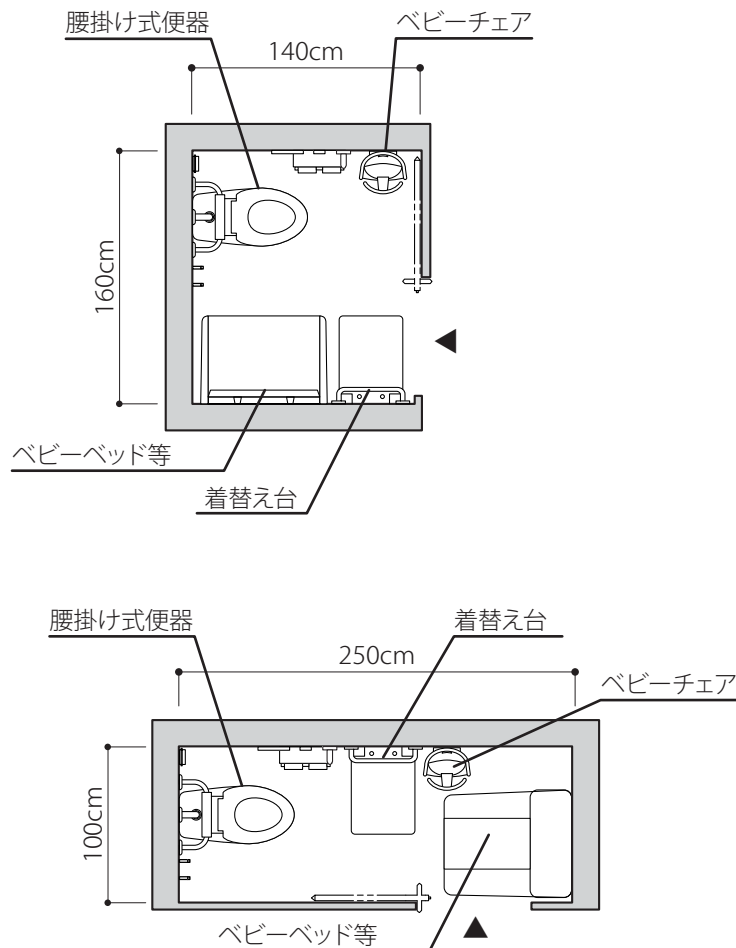
## 7. ベビーベッド等及びベビーチェア

[整/6(4) 誘/6(3)]  
※適用する用途・規模は「6.便所a(福祉型便房)」の項を参照(P101)

- ♥必要に応じて、壁面収納型ベビーベッド等及びベビーチェアが備えられた便所を1以上(男性用及び女性用の区分があるときは、それぞれ1以上)設け、設備を設けた便房及び便所の出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示します。

ただし、壁面収納型ベビーベッド等が備えられた便所及びベビーチェアが備えられた便所がそれぞれ1以上(男性用及び女性用の区分があるときは、それぞれ1以上)設けられる場合においては、この限りではありません。

### ベビーベッド等及びベビーチェアを設けた便房の例



### 入口の表示例



## 8. オストメイトのための設備

[整/6(5) 誘/6(4)]  
 ※適用する用途・規模は「6.便所a(福祉型便所)」の項を参照(P102)

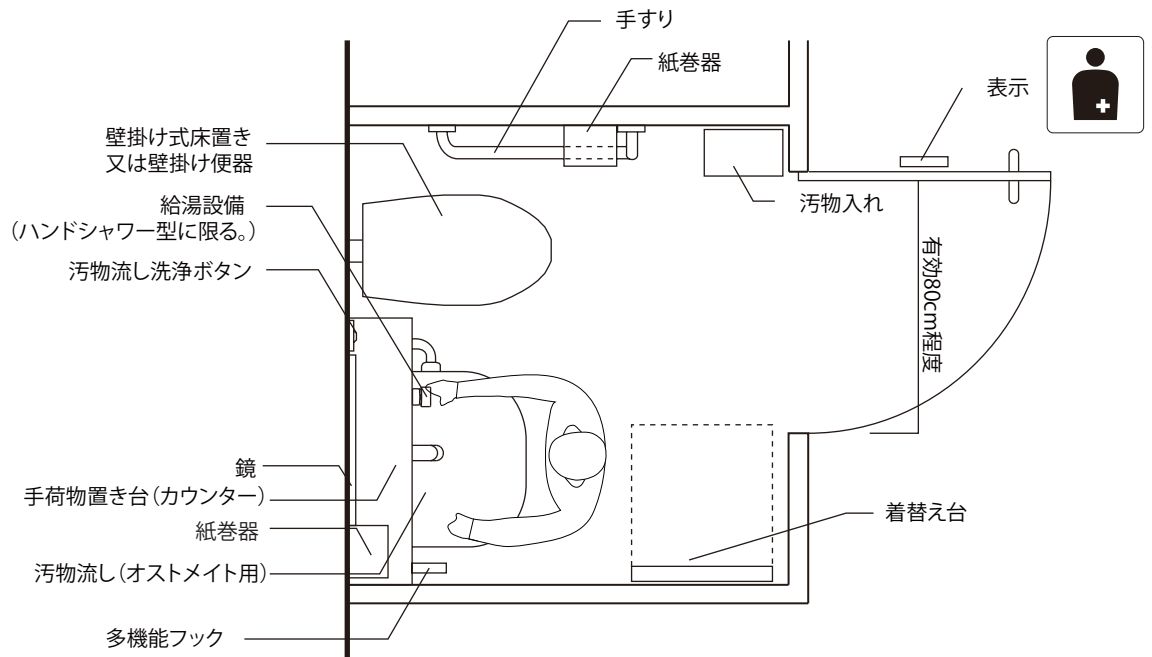
○必要に応じて、次に掲げるオストメイトのための設備が備えられた便房を1以上(男性用及び女性用の区分があるときは、それぞれ1以上)設け、設備を設けた便房及び便所の出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示します。

### オストメイトのための設備

- 洗浄機能付き汚物流し
- 給湯設備(ハンドシャワー型に限る。)
- 荷物を置くための棚その他の設備
- 水石けん入れ
- 紙巻器
- 汚物入れ
- 2以上の衣服を掛けるための金具等

♥便所が設けられている階ごとに、1以上(男性用及び女性用の区分があるときは、それぞれ1以上)の便所には、オストメイトのための設備が備えられた便房を設けるとともに、設備を設けた便房及び便所の出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示します。

### オストメイトのための設備を設けた便房の例

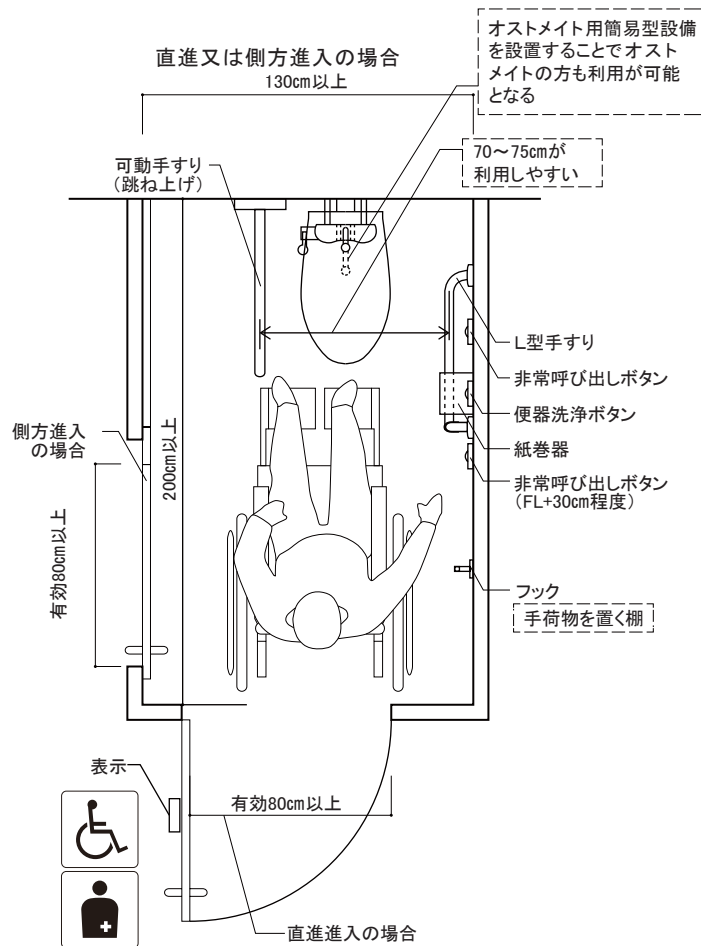


\*「必要に応じて」とは、老人ホームなどの社会福祉施設や医療施設など、その用途上又は管理・運営上、代替機能が備わっている場合は必要としないことができます。

\*整備基準では、便所のうち1以上(男性用及び女性用の区分があるときは、それぞれ1以上)の整備を求めています。福祉型便房に設ける場合は、機能分散のために一般便所にも同等の設備を設けることで利用の集中を回避できます。

## 9. 簡易型機能を備えた便房

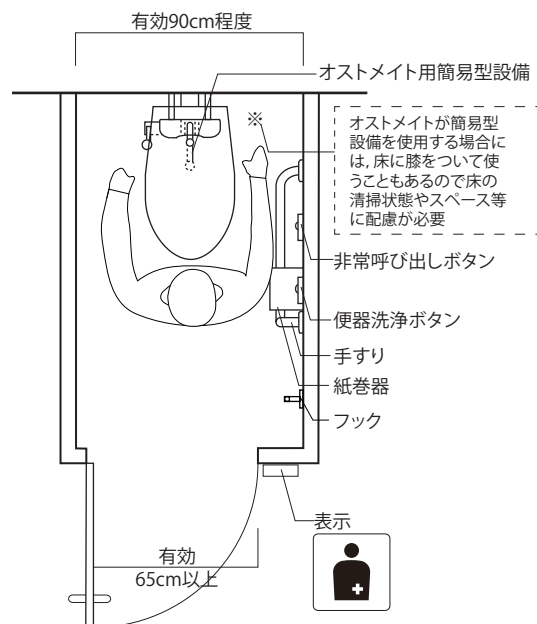
### 車いす使用者用簡易型便房の例



※上記の有効寸法は、配管スペースに配慮したものとします。

- \* 車いす使用者にとって便房の入口は引き戸が利用しやすいです。
- \* 便所入口に車いす使用者が利用できる旨の案内サインを設置すると、利用者が安心して便所に入ることができます。
- \* 便房内は、車いすから便座に移乗できる十分な広さの確保や便座の両側に手すりを設置することで利用しやすさが向上します。
- \* フックや棚は車いす使用者の利用の妨げにならないように配慮しつつ、車いすに乗ったままでも利用しやすい高さに設置します。

### オストメイト用簡易型便房の例



※上記の有効寸法は、配管スペースに配慮したものとします。

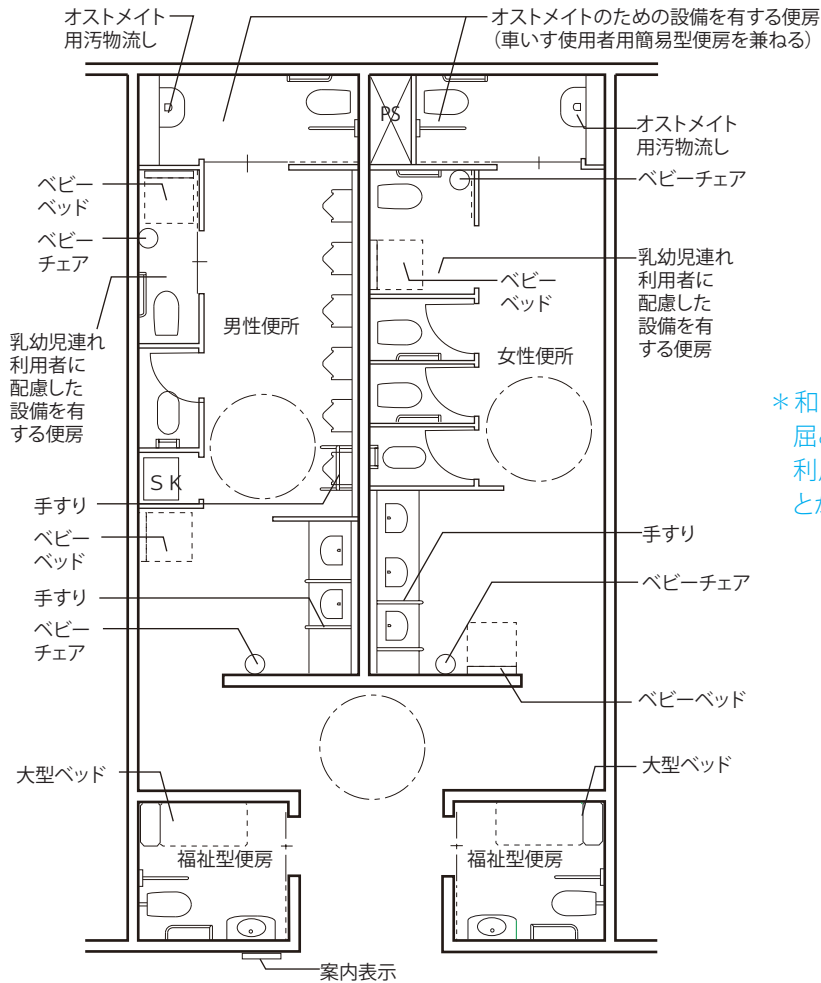
※簡易型機能を備えた便房のみの設置は認められません。

- \* 便所入口にオストメイトの方が利用できる旨の案内サインを設置すると、利用者が安心して便所に入ることができます。
- \* 便房内に、交換用パウチなどの備品や荷物を置くことができる十分な広さの荷物置きがあることで、利用しやすさが向上します。

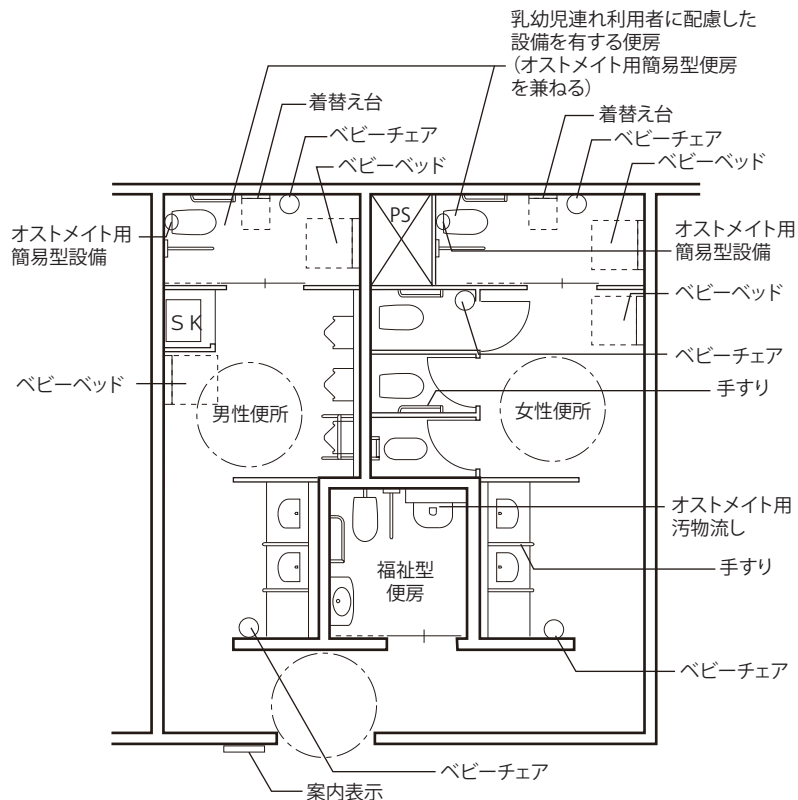
#### オストメイト用簡易型設備



## 簡易型機能を備えた便房を配置した便所の例



\*和式便房を設置した場合は、立ち屈みの際に足腰の弱っている人が利用できるよう手すりを設置することが望まれます。



○:整備基準 ♥:誘導基準 ◇:標準的な整備内容 ◆:望ましい整備内容 \*:語句の解説等

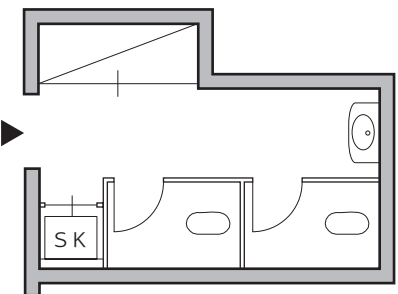
## 小規模な建物等でのトイレの改善例

既存の小規模な建物等においてトイレのバリアフリー化を行う場合の改善例を紹介します。

### ●小規模施設での改善例

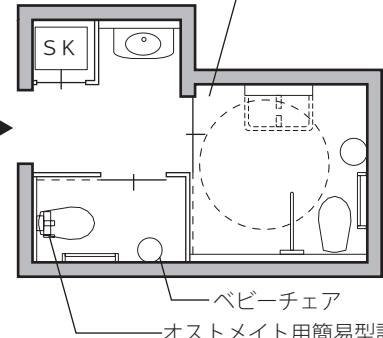
#### ■改善例 1

**改善前**



・和式便房が2つの場合

**改善後**



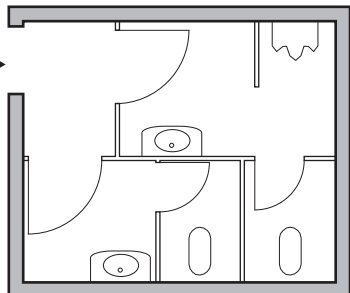
男女兼用福祉型便房  
(車いす使用者用便房  
+ベビーベッド・ベ  
ビーチェア)

ベビーチェア  
オストメイト用簡易型設備

・福祉型便房(車いす使用者用便房+乳幼児連れ対応)とオストメイト用簡易型便房を設ける。

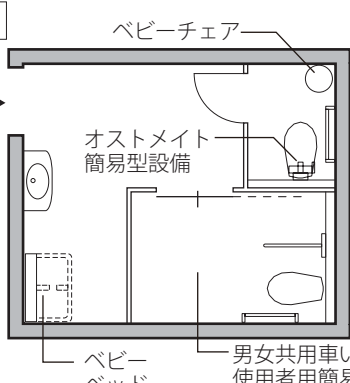
#### ■改善例 2

**改善前**



・男女別の便所がある場合

**改善後**



ベビーチェア  
オストメイト簡易型設備  
ベビーベッド  
男女共用車いす使用者用簡易型便房

・男女共用の車いす使用者用簡易型便房と、オストメイト用簡易型便房を設ける。  
・ベビーベッドを設ける。

※スペースが十分に確保できる場合は、車いす使用者が衣服の着脱などに活用できるため大型ベッドがあると便利です。なお、ベッドを広げた状態で、車いすからベッドに移乗できるようなスペースが残るよう配慮が必要です。

## 性的マイノリティの方への配慮について

福岡市では、国籍や年齢、性の違い、障がいの有無などに関わらず、誰もがすべての人への思いやりを持ち、多様性を認め合いながらいきいきと輝くまちをめざしており、性的マイノリティへの支援の充実に取り組んでいます。

### ●性的マイノリティとは

典型的とされていない性的指向や性自認を持つ方のことで、LGBT（レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー）が総称のひとつとなっています。

まずは、一人ひとりが正しい知識と理解を深めることが、誰もが自分らしくいきいきと輝ける社会の実現の大きな一歩となります。

(性的指向)		(性自認)	
<b>L</b>	<b>G</b>	<b>B</b>	<b>T</b>
レズビアン Lesbian	ゲイ Gay	バイセクシュアル Bisexual	トランスジェンダー Transgender
女性として女性が好きな人	男性として男性が好きな人	性別に関わらず恋愛対象になる人	生まれた時に割り当てられた性別とは異なる性別を生きる人（性同一性障がい者を含む）
*各種調査によると、性的マイノリティは、日本の人口の約8%とも言われています。			

### ●生活の上で直面する困りごと

性的マイノリティの多くの方々は、社会の「当たり前」によってさまざまな困難に直面しています。

また、差別や偏見を恐れて、当事者であることを言わない人・言えない人、子どものころから戸惑いを抱え、当事者と悟られないよう生活している方も多くいます。

- (例)
- ・「男・女らしくない」「気持ち悪い」などのからかい
  - ・家庭や学校で孤立しやすい
  - ・性自認と戸籍の不一致による採用時の不安
  - ・同性同士で結婚できず社会保障がない
  - ・パートナーとの法的な保証がなく不安 など

### ●パートナーシップ宣誓制度とは

平成30年度から性的マイノリティの方への支援のひとつとして、パートナーシップ宣誓制度を導入しています。

この制度は、福岡市が一方又は双方が性的マイノリティであるお二人のパートナーシップを尊重するもので、要綱に基づき、パートナーシップの宣誓に対して「パートナーシップ宣誓書受領証」を交付しています。(婚姻や相続、税金の控除などの法律上の効果が生じるものではありません。)

(問い合わせ先:福岡市市民局人権部人権推進課)